

## ◎議 事 日 程（第 2 号）

平成20年 3 月12日（水曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 市長招集あいさつ並びに施政方針に対する質問
- 日程第2 議案第1号 愛西市寄付金条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 愛西市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 愛西市児童厚生施設設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第5号 愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第6号 愛西市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 愛西市早尾地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第8号 平成19年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第9号 平成19年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第10号 平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第11号 平成19年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第12号 平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 議案第13号 平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第14号 平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第15号 平成20年度愛西市一般会計予算について
- 日程第17 議案第16号 平成20年度愛西市土地取得特別会計予算について
- 日程第18 議案第17号 平成20年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第19 議案第18号 平成20年度愛西市老人保健特別会計予算について
- 日程第20 議案第19号 平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第21 議案第20号 平成20年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第21号 平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第23 議案第22号 平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第23号 平成20年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第25 請願第1号 後期高齢者医療制度の実施中止を求める意見書の提出についての請願について
- 日程第26 委員会付託について

---

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（30名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷲野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	八木 一 君
13番	近藤 健一 君	14番	小沢 照子 君
15番	後藤 和巳 君	16番	堀田 清 君
17番	加藤 和之 君	18番	古江 寛昭 君
19番	大島 功 君	20番	大宮 吉満 君
21番	永井 千年 君	22番	黒田 国昭 君
23番	中村 文子 君	24番	加藤 敏彦 君
25番	加賀 博 君	26番	宮本 和子 君
27番	石崎 たか子 君	28番	佐藤 勇 君
29番	太田 芳郎 君	30番	柴田 義継 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木 忠男 君	副市長	山田 信行 君
教育長	五富利 清彦 君	会計室長	杉山 政男 君
総務部長	中野 正三 君	企画部長	石原 光 君
教育部長	水谷 洋治 君	上下水道部長	若山 富士夫 君
市民生活・保健部長	八木 富夫 君	福祉部長	加賀 和彦 君
消防長	古川 一己 君	佐屋総合支所長	藤松 岳文 君
立田総合支所長	飯田 十志博 君	八開総合支所長	水谷 正 君
佐織総合支所長	伊藤 忠俊 君	行政改革担当課長	渡辺 国次 君
保険年金課長	水谷 辰也 君	農業集落排水担当課長	鈴木 幸雄 君
経済課長	大島 静雄 君	建設課長	恒川 美広 君
用地課長	加藤 清和 君	都市計画課長	加藤 善巳 君
農業土木課長	飯谷 幸良 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 伊藤辰雄  
書 記 田尾武広

議事課長 服部秀三

---

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

本日は全員出席でございますので、定足数に達しております。

ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・市長招集あいさつ並びに施政方針に対する質問

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・市長招集あいさつ並びに施政方針に対する質問をお受けいたします。

なお、質問は簡潔・明瞭に行っていただくようお願いいたします。

質問のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質問を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第1号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第2・議案第1号：愛西市寄付金条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言の許可をいたします。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第1号の愛西市寄付金条例の制定について、幾つかお尋ねをいたします。

一つは、この寄付金条例は、これまでと違って寄附する方がどんな目的で寄附をすることができるかをより具体化してきていると思いますが、それはどの程度具体的に反映されるのか。具体的なこんな事業にやりたいという場合に、こういう6項目、7項目の枠の中で判断されるのか、具体的に指定ができるのか。この間、学校施設などでも、どこどこの小学校の教育費にとかいう形で具体的な指定をして寄附が行われてきておりますが、そういうことも可能かどうかという点をお尋ねいたします。

それから2点目は、寄附者の氏名の公表についてはどうなるのかという点についてお尋ねをいたします。

まず、お答えいただきたいと思います。

○企画部長（石原 光君）

最初の2点の御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、御質問の要旨にも書いてございますように、寄附者の事業目的はどこまで尊重されるのかという部分でございますけれども、寄附金の使途につきましては、先ほど加藤議員が御発言のように、総合計画の六つの理念をもとに該当する事業を指定していただく。これは寄附金

の申込書がございます。申込書の様式を規則の方で定めておるわけですが、その中に六つの基本理念、例えば一つの例を申し上げますと「和み」の中、これは犯罪が少なく、幾つになっても安心して平和に暮らせるまちづくりに関する事業、これは「和み」の基本理念があるわけですが、その中にそれぞれの事業を列記しております。例えば「和み」の中で申し上げますと、道路整備、駅前周辺整備、あるいは公園緑地整備、市街地整備、水辺環境整備、こういった事業が申込書の中に網羅してありますので、その中で一つの寄附者の意向によって指定をしていただくというような形をとっております。したがって、寄附者の御意向を極力反映できるように今後取り扱っていくというものでございます。

それから、寄附者の氏名の公表の関係でございますけれども、寄附者の氏名、あるいは寄附の内容の公表につきましても寄附金申込書の中に、公表もしくは匿名かを選択する項目をきちっと様式の中に設けております。中には匿名じゃなくて名前を付してほしいという方も中にはおありでしょうし、そういったものを申込書の中にきちっと御本人から書いていただくような書式を整えております。それで、公表につきましては、毎年度終了後3ヵ月以内に、前年度の寄附金の運用状況並びに寄附者の氏名、あるいは寄附の内容を広報・ホームページで公表していきたいなあと考えております。これは3ヵ月以内ということでございますけれども、一応6月ぐらいをめどにこういったものを取りまとめて公表させていただきたいなあとというような考え方でおります。以上です。

#### ○24番（加藤敏彦君）

もう一度お尋ねいたしますが、各事業ごとで具体的な項目があつてその中でという形ですが、先ほどの質問の中にも述べましたように、もっと具体的にどここの学校のこういう事業とか、そういうところまで指定ができるのかどうかというのをもう一度確認したいのと、あと近隣自治体ではこういう寄付金条例の制定についてはどうなっておるのでしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

今、一つの例を挙げてお話があつたと思っておりますけれども、もう少し掘り下げて、例えば御質問があつたような、例えばこういう学校にこの寄附金を使ってほしいという一つの御本人のメッセージといいますか、そういう具体的に書いていただく欄も設けておりますので、それはその意向を反映していくような様式も整えておりますので、その中できちっと網羅をしていきたいというふうに考えております。

それから、近隣の自治体の状況でございますけれども、県内ではこういった今回御提案申し上げておるような条例を制定しておるところはございません。ただ、全国の状況を見てみますと、これは昨年の10月現在の調べでちょっと申しわけございませんけれども、全国で28市町村がこういったたぐいの寄附金の条例を制定されているところがございます。以上、よろしく申し上げます。

#### ○24番（加藤敏彦君）

今、企画部長の答弁で、具体的な事業の指定についてはあくまで尊重するというところで、最終的には市の方の判断でそれを尊重しながらこういうふうにするということになるというふう

に確認してよろしいですか。

○企画部長（石原 光君）

そのとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

21番・永井千年議員。

○21番（永井千年君）

ちょっと今の最後の答弁、わかりにくかったのもう一度確認させてもらいたいんですが、総合計画に上がっている事業については、その事業について具体的にここというふうに指定はできると思いますが、総合計画等にも全然上がっていない事業で、この寄附をすることによってこういう事業に使ってほしいといった場合に、それは今の加藤議員への答弁のように、全く新規の事業であったとしても、計画にない事業であったとしても柔軟に対応するというふうに理解してよろしいでしょうか。

○企画部長（石原 光君）

そういったケースは当然出てくると思います。寄附者の御意向というものを最大限に尊重した中で当然内容等もお聞き取りしながら、その方の意向に沿うような形で進めていきたいというふうに考えておりますので、そういったことで取り扱っていきたいと思っております。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

10番・真野和久議員。

○10番（真野和久君）

今までの質疑の中でもありましたが、その中で条文の問題として、目的が第1条のところで指定をされています。第1条では、この条例は、愛西市の新たな施策の展開や充実のため、寄附金を通じて行政運営に参加していただき市民の意向に直接に反映するとともに、寄附金の使途についても透明性を高めることを目的とするというふうに書いてありますが、語句上の問題として、ちょっと細かいですが幾つか指摘をしたいと思いますが、一つは寄附金を通じて行政運営に参加していただくということで、だれが参加するのかということが明確でないことと、それから細かいことですが、これはなぜこだけ「いただき」と言って敬語になっているのかというのが、チェックしたのか、わざとこういうふうにしたのかというのをちょっとお願いをしたいというのがあります。

それと、あと内容報告の問題としてありますけれども、4条のところの3項で、前項の指定を行った場合に寄附者に内容を報告というふうにあります。例えば指定してやった事業なんかにしても、あなたの寄附金はこういうところに使わせてもらいましたとか、基金としてこういう形で積み立てましたとかという形で、希望したところに行った場合でも報告する必要はあるんじゃないかというふうに思うんですが、そうした点はどういうふうに考えているんでしょうか。以上についてお願いします。

○企画部長（石原 光君）

ちょっと逆の方からお答えをさせていただきたいと思います。

4条の3項の関係でございますけれども、前項の指定を行った場合、寄附者にその内容を報告しなければならないという部分でございますけれども、先ほど申し上げましたように公表というのを前提にしておりますので、当然寄附者に対して報告というものはやっていく、こういったものに使いましたという一つの中で整理をして当然寄附者の方にも報告していくという考え方で条文の規定をしたものでございます。

それから、1条のだれが参加するのかという部分でございますけれども、冒頭の議案の提案説明の中でも、やはり今回の寄附金の条例の制定の経緯につきましてはやはり市民参加という、総合計画という背景の中で、市民の参加によりともに生き、ともに支えるまちづくりという策定方針を創造いたしまして、この名称も愛西市市民協働まちづくり基金ということでそういった名称も設けているわけございまして、当然これは市民の皆さんがだれでも参加できるというような前提でそういった目的を上げておるのが一つの考え方でございます。

それと表現の関係ですけれども、これは先ほども申し上げましたように、一つの条例を参考にさせていただいたのが、神奈川県の大和市さんがこういった寄附金条例を制定されておみえになりまして、そういった大和市さんの寄附金条例というものを参考にさせていただいたものを愛西市に置きかえたと。ですから、この中で「いただき」というふうになってはいますが、これは表現の解釈という形でこういった形で整理をさせていただきましたので、その点御理解がいただきたいと思います。

○議長（佐藤 勇君）

他にございますか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第2号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第3・議案第2号：愛西市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第2号：愛西市後期高齢者医療に関する条例の制定について質問させていただきます。

この3月議会の大垣市議会、自民クラブが後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を提出し、既に採択されたと聞いております。昨年12月議会でも既に500近い自治体でこの制度に対する反対の意見が出ているわけで、国が決めた制度だからといって従っているような事態ではなくなっているのではないかと。詳細が決まっていくにつれて、市民の負担、そういった

たものがどんどん強化されているように思います。こういった背景を踏まえて、市長はこの愛西市の市民の方の生活と照らし合わせて、この制度に対してどんな御意見をお持ちなのかお伺いしたいと思います。それが1点です。

それから2点目といたしまして、年金の少ない人とか無年金の人が今後さらにふえていくというふうに思っております。これはデータ的に見ても確実ではないかと思うわけですが、こういった方に対して市として普通徴収をしていかなければならない大変な市の役割というものが出てくるわけですが、こういった現実に対して市としてどういった対処をしていかれるのか、2点についてお伺いしたいと思います。

**○市長（八木忠男君）**

おはようございます。

吉川議員の質問にお答えをいたします。

今、市として、こうした国の施策の決まりの中でどう考えているかということであります。この後期高齢者は愛知県下全域をもってそうした考え方で進んでいるところでありますし、県の仲間の一人として合わせて同じような考え方で進めたいと思っているところであります。国の施策をいろんな面で、法律、条例、決まりが私どもにおりてくるわけですが、その折々にも国のそうした考え方も十分考えながら進めていきたいと思っているところであります。

そして、この後期高齢者制度につきましても、この医療制度、いろんな介護保険、あるいは国保などでもそうでありますけれども、いろんな立場立場の皆さんも見えるわけであります。全体も総合的に見させていただきながら、そうした点についても考えてまいりたいと思っております。同じような考え方で進めていきたいと思っております。

**○5番（吉川三津子君）**

今の御答弁ですと、決まったことに合わせていくんだというような御意見だったと思うんですが、現状、とても天引きされて暮らしていけない方もいるわけで、こういった国の制度に対しても地方分権ということで地域からしっかりとした意見を出していかなければ市民が救われない部分が出てくると思います。そういった面について、じゃあ国の制度に従っていくならば、そういった方たちに対して市としてきちっと補てんしていくお考えなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

**○市長（八木忠男君）**

こうした制度は、本当に自助、共助といいますか互助といいますか、そうしたことが一番基本理念の中にあるわけでありまして、そうした内容につきましても、今までのいろんな制度と同じような考え方で、今、市行政としてのでき得る考え方は持っているわけでございまして、できないことはその内容についても、あるいは減免などの内容もあるわけですが、考え方は他のそうした制度とあわせて考えてまいりたいと思っております。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

それでは、後期高齢者医療に関する条例の制定について質問いたします。

具体的には一般質問にも提出しておりますので、そちらの方で聞きたいと思いますが、まずこの条例に関して2点ほどお尋ねします。

一つは、20年度について徴収時期が毎月徴収するという形になっていますが、そうした点で、確かに額的には年間を通じれば変わらないわけでありますけれども、こうした徴収の仕方というのは非常に大変ではないかと思うんですが、その点についての見解をお願いしたいというのがあります。

それともう一つは、先ほどの話にもありましたが、減免の問題ですね。これまで老人保健の方に関しては、特に国保に関しては愛西市として1割減免という形でやっていますが、そうしたものが今回の後期高齢者医療に移行することによって、75歳以上の方が市の独自減免に関しては適用されないのではないかということになってしまうと思うんですが、そうした点はやはり市としてどういう形で対応していくのか。やはりこれまでどおりの負担をできるだけふやさないという立場で考えるならば、例えば医療費の保険料の助成とか、そういう形ででも対応していくことが必要だと思いますけれども、そうした点についてお尋ねをしたいと思います。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、私の方から御答弁させていただきます。

まず、第1点目の御質問の、新たにできますこの制度に対しての徴収時期につきましてでございますが、今回条例を上げさせていただいております条例の第4条の第1項にもありますように、年間6回での偶数月を納期とさせていただいております。普通徴収の保険料の納期の設定につきましては、これは高齢者の医療の確保に関する法律の第109条に、市町村の条例にて定めるというふうになっておりますので、今回本条例でお願いをしておるところでございますが、県下のすべての市町村が同じように条例で納期を設定しておりますが、それぞれ市町村によって納期は異なっておるかと思えます。多いところでございますと、7月以降毎月納期が出てくる市町村もあるやに思いますが、愛西市におきましては現行の国民健康保険の納期、そして年金の振り込み月等を考慮させていただいたつもりでおりますが、そうしたことを考えて年間6回の偶数月を納期とさせていただいております。ですが、しかしながら平成20年度におきましては、附則の第2条にありますとおり、年間6回は変わりませんが、第1期から第3期までは7月から9月までの毎月といたしております。これは第4期以降は条例第4条1項と同様に偶数月としておりますが、これにつきましては、平成20年度におきまして被用者保険の被扶養者の方の保険料の一部凍結がございます。こうしたことによります特例措置だと思っておりますが、普通徴収に係ります保険料の仮徴収を行わないこととなっておりますので、20年度におきましては本算定以後であります7月から納期を設定することになりましたので、そのため附則において納期をそのように変更させていただいております。これが第1点目でございます。

次に、2点目の市の国保減免規定に該当する世帯で後期高齢者医療で減免されない高齢者の状況という御質問かと思いますが、現在国民健康保険の保険料軽減につきましては、御承知の

とおり6割軽減と4割軽減がございます。これは応益割であります1人当たりの均等割2万2,500円と、1世帯当たりの平等割ですが2万3,900円が軽減をされるというものでございますが、具体的に申し上げますと、世帯主と国保の加入者の総所得金額が、6割軽減でございますと33万以下の方、そして4割軽減でございますと33万円プラス24万5,000円と、それから世帯主を除いた被保険者数の掛けたもの以下という方々に該当する世帯が対象となります。次に、後期高齢者医療の保険料の減免につきましては、7割軽減、そして5割軽減、2割軽減といったこの3種類になっております。これも応益割であります1人当たりの均等割4万175円と定められておりますので、これが軽減をされるというものでございます。先ほどと同じように具体的に世帯主と後期高齢者被保険者の総所得金額によって計算をするものでございますので、そうした中で7割軽減の該当になります方は33万円以下、5割軽減が33万円プラス24万5,000円と、それから世帯主でない被保険者の数を掛けたものでございます。以下、2割軽減の方につきましては、33万円プラス35万円掛けることの被保険者の数となっております。こうした方が該当の対象になるわけでございます。それで、結論といたしましては、以上のようなことから、確かに国保で6割軽減を受けておみえになりました世帯、後期高齢者医療制度に移行しましても基準は同じですので7割軽減となると思っております。ただし、国保で4割軽減を受けられた世帯のうちで1人だけ後期高齢者医療に移行された場合ですとか、いろいろさまざまな状況があるかと思いますが、こうした場合には後期高齢者医療で5割軽減を受けられない場合が出てくることも考えられます。こういう方につきましては、被保険者数が減少することによって起因をいたします結果でございますので、基準を上回る状況が考えられます。その場合につきましては、2割軽減による減額の対象になるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

市の独自減免についてはどうなりますでしょうか。

#### ○保険年金課長（水谷辰也君）

2点目の現行の国保で行っております1割減免という制度についてのお尋ねについて、私の方からお答えをさせていただきます。

基本的に後期高齢者医療制度の保険料部分につきましては、愛知県の広域連合の条例で決められております。したがって、そこの中におきまして、先ほど部長の答弁の中にもございましたように、均等割額の7割、5割、2割の減額制度が設けられておるものでございます。少なくともこの後期高齢者医療、法に基づく制度でございますが、その賦課の根幹は広域連合の事務となっております。その広域連合の中で現行低所得者に対する減免制度を設けている市町村部分も含めて協議がなされておりました。その結果、先ほど申しました7割、5割、2割の減免と、あわせて災害・所得激減、あるいは給付制限による三つの減免制度を新たに条例の中に盛り込んで低所得者の方々への減免措置を講じているものでございますので、よろしくお願いたします。

#### ○10番（真野和久君）

やはり大事なことは、せつかくこれまで市独自でやってきたことが、結局今回は後期高齢者という形で外れてしまう方々に対して今まで同様の市の基準をきちっと適用できるようにしていくことが大事だというふうに思うわけですね。そこを外れた形でこれまで以上の負担を強いるということは、やはり市民の中での平等性ということで考えても大きな問題があるというふうに考えますが、そうした点での市としての考え方というのはどういうふうに考えていますか。

○保険年金課長（水谷辰也君）

同じような答弁になるかもわかりませんが、基本的には賦課の根拠は広域の条例の方で定めをされております。その定めをするに当たって、そういった独自の減免の制度を持っておいた団体部分も含めて議論がなされ、現状の形になっております。この減免制度を市町村が独自に条例を制定して、そういった保険料の減額やら減免という制度を実施することは制度的には困難でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第3号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第4・議案第3号：地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第3号：地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質問させていただきます。

この間、職員の退職者数についてデータ等をいただいております。思いのほか、私が予測いたしましたら女性の方の退職が多いのかと思いましたが、男性の方の中途退職者の方が多いという意外なデータをいただきました。この育児休暇等、女性に対して、男性にもですけれども、本市における職員の育児休暇等の利用状況についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（中野正三君）

本日現在の育児休業の取得者でございますが15人、出産後の職員100%というところでございます。

○5番（吉川三津子君）

理由等としては出産後のみで、その他子育て中に関していろんな問題が出てくると思うんですけれども、そういったときの休暇とか早退等についてはどのような措置がとられているのかお伺いしたいと思います。

○総務部長（中野正三君）

それは育児休業を離れた以降の話でよろしゅうございましょうか。それはあくまで私どもが持っております条例の中で対応をさせていただくということでございます。

○5番（吉川三津子君）

やはりほかの企業への模範ともなりますので、こういった育児休業等を取りやすい環境をぜひ今後も整備していただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

新しい条例ですので、条文の理解、解釈のことについてまず3点尋ねします。

1ページの第1条の関係ですね、この第1条の中の第2条ですか、勤務時間休暇に関する条例の関係で2条第4項の、短時間勤務職員が1週当たり32時間の範囲内というふうに定めてありますが、これは法律では育児短時間勤務職員の処理できなくなる業務に従事させるために短時間勤務職員を任用することができるということになっていますが、勤務のパターンというのは1日4時間とか5時間、週3日とか2日半とかということパターンが決まっているわけですが、そのパターンを補う形であると、この32時間という時間の設定がうまく合わないような気がするんですが、これはなぜ32時間の範囲内というふうになっているのか。

それから、同じく6ページの第11条の1号、2号の中で、1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間または25時間という表現になっていますが、これは20時間から25時間の範囲内に対応する条例だと思いますが、なぜ24時間、25時間という表現になっているのか、ちょっとわかるように説明をしてください。

それから7ページ、16条の関係で、8ページのところに、給与条例の規定の適用の問題についての条例だというふうに思いますが、いわゆる育児短時間勤務職員の給与について、この算出の仕方を具体的にどのように算出をしていくのか、単なる時間当たりを出して算出、いわゆるカットするような形なのか、賞与とかそういうものに対する不利な影響というのは起こってくるのか、そのあたりのちょっと説明をいただけないでしょうか。それがまず解釈の問題についての3点です。

それから、今、吉川議員の質問の中で育児休業の取得状況について質問があり答弁がありました。この育児休業の、あるいは部分休業の対象者、現状では3歳未満ということですが、対象者というのは一体今何人いるのか、取得が可能な方というのは。それで、この15人の方の取得の日数だとか時間、時間というのは部分休業の話ですけど、現状はどういうふうになっているのか。そして、取得にかかわってそれを補う臨時職員の雇用はどのように行われているのか、この二つ目の問題で3点お尋ねをしたいと思います。

それから3点目ですが、この制度の導入によりまして、これは働きやすい職場、働き続けることができる職場にしていく上で大きな前進の契機になるものだというふうに思いますが、この制度を定着していく上でやっぱり最初が肝心だと思うんですね。この育児休業、育児短時間

勤務、部分休業が組み合わされて積極的にやはり取得されても大丈夫なように、特に男性の取得という問題についても十分可能であるように職員の体制を築いていく必要があるというふうに思いますが、この法律の国会の附帯決議でも代替要員の確保であるとか、男性職員の取得率の向上、そして育児短時間勤務を理由として、職員が不利益な取り扱いを受けることのないようになどが決議をされていると思います。今度の条例改正を踏まえて、育児短時間勤務をとりやすくする体制をどうつくっていくのか、この法律で言う並立任用であるとか、短時間勤務職員の雇用をどのようにしていくのか。部分休業についても就学前までになるものですから、今度の改正を踏まえた対象の職員数は何人に拡大をするのか。そして、こうしたものができたときには、やはりどのぐらいの人にとってもらうようにするのかという、最終的には個人個人であります。取得職員の目標というものを持つ必要があるというふうに思いますが、例えば有給休暇なんかでも国は10年以内に100%にするというふうに言っていますが、現実には3割、4割の取得状況なんです。この短時間勤務制度についてもどの程度の人がこの制度を活用するかという点で、きちんと目標を持って臨んでいただきたいというふうに思いますが、そうした目標の設定というのは考えてみえないのでしょうか。

以上、大きく三つで、あとそれぞれ3点ずつぐらい1、2については質問いたしましたので、順次お答えください。

#### ○総務部長（中野正三君）

永井議員の御質問の中で、私どもの解釈がやや不十分な面があるかもしれませんのでお許しをいただきたいと思います。

最初の2条の4項、概要でいきますと2ページでございます。ここに32時間というものが書いてございます。この採用された職員の勤務ということは、かわりに採用された職員の勤務ということでございますが、それが32時間。これは再任用等で勤務する職員においても32時間以内ということになっていきますので、この準用かと私どもは解釈をさせていただいております。

それから11条の2、概要でいきますと11ページだと思いますが、4週間を超えない期間につき1週当たり1日以上割合の云々でございますが、これは通常事務方の勤務状況とは異なった勤務の場合の適用ということでございます。どちらにしても、休日の関係の設定というものの特例的な状況というふうに解釈しております。

それから16条でございますが、条例の関係でございます。育児短時間勤務の条例の特例の中で給料等、またおっしゃるのは期末勤勉の扱いだろうということだと思いますが、給料においては時間で除したもので算出をするということでございますので、その者が20時間を申し出れば2分の1という形になるかと思えます。あと期末勤勉においても、規則の状況がまだ送ってきいてない部分がありますのであれですが、影響が出るということでございます。ということは、その中で期末手当の関係におきましては、別表の20条、下段のところ、20条の第4項、給料においては、給料の月額を算出という形で書いてございます。こういう基礎額のところで出てまいるということでございます。

そして、人数でございますが、今、永井議員が多分おっしゃるのは、就学前までの職員を含めて対象がどれだけだということのようにも私は受けとめました。

〔「現状です」と21番議員の声あり〕

現状、とっているのは、先ほど申し上げましたように15人おります。育児休業をとっているのは15人です。これから年内に出てくる出産を控えた職員というのは7名おります。それが現状です。ただ、後で言ういただければいいですが、その場合のあとの職員の補てんということでございますが、保育士等においては臨時職、事務職もそうですけど臨時職で対応しております。ただし、技術吏員といえますか、臨時職員さんもなかなか8時間勤務というのは難しい方が多いございますので、それは交代の勤務の中でお願いをしておりますし、事務職の方としても大勢の中で吸収できる部分は吸収してくれという話はしておりますけど、そうでない場合においては6時間の範囲の中で臨時職員で対応しているというのが現状でございます。

体制ということでございますが、この体制につきましては、やはり私ども法を受けて条例を直している以上、その中で私どもとして申し出者との対応をきちっとしていきたいということは思っております。

部分休業等における対象人員等は、現時点では把握しておりません。以上でございます。

## ○21番（永井千年君）

2点目については、育児休業、部分休業の現状についてお尋ねをし、3点目については、今度の条例制定で拡大した結果、就学前ということで、対象数はどのようになっているのかと。具体的にどの程度今度の法改正で取得がされるかということを想定して職員の体制をつくっていかなくちゃいけないと思うんです。そのあたりについてちょっと分けて、現状と条例改正後のことと分けて聞いているんですが、最初の現状については、確認ですが、部分休業をとってみえる人は現在ないということですか。

〔発言する者あり〕

それで現状については、保育士さんの例を挙げて説明をされましたが、必ずきちんと補てんする要員を現状については間違いなくすき間がないようにちゃんと手当てしてみえるかどうか。他市の例なんかだと、その辺が十分にできないために、保育園の現場なんかも随分混乱している、あるいは特定の管理職職員が大変な残業をこなさなくちゃいけないというような自治体もあるわけですが、現状については愛西市の場合はそのようなことがなく、早目早目に手が打たれて、そういうすき間がないようにされているというふうに理解してよろしいでしょうか。

## ○総務部長（中野正三君）

私どものお答えが漏れました。部分休業をとっている者はおおりません。

今、出産後育児休業をとる者、とる予定の者、それは出産が本人からの申し出があった段階で、今後育児休業をとるかどうかという確認は現場現場で打診はしております。それによって、あとの人的な配置を職域で把握をするという形になっております。

1点、取得期間でございますが、これは御答弁が漏れていたかと思っておりますけど、今15人のうちでございますが、1年以上2年未満の者が9人、2年以上3年以下、3年まででございます

ので、その方が6人、それで現在15名ということでございます。

○21番（永井千年君）

それは今の現状の話で、今後条例改正の施行後は、対象者や目標の問題についてどのようにするのか、ちょっと何度も同じことをしゃべっていますが、お願いします。

○総務部長（中野正三君）

当然私どもは、先ほど申し上げましたように、法律の定めによって条例を皆様方をお願いをして御議決をお願いするわけでございます。ですから、市としてはその対応はきちっと当然すべき話であって、私どもとしてその体制は整えているということでございます。

○21番（永井千年君）

現状は対象となる職員数、個別的に掌握をしてみえるわけではないんですか。

○総務部長（中野正三君）

今の育児休業者だけののが今手元にあります。ただ、今おっしゃるのは6歳未満の話だろうと思いますけど、そういうものは現在手元には今持っておりません。

○21番（永井千年君）

あとでつかんで御報告をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第4号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第5・議案第4号：愛西市児童厚生施設設置条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案第4号、児童厚生施設設置条例の一部改正についてですが、今回日置の児童遊園が県道の拡張により廃止するということですが、今、日置の八幡宮の大改修とあわせて児童公園まで廃止するということになった経緯と、それから児童公園の利用状況と地元の同意についてどのように行われて進められているのかお聞かせ願いたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

県道富島・津島線の拡張は、以前からお話があつて御承知かと思いますが、それによりましていよいよ本格的に話が進むということになりまして、地元さんと相談をさせていただいたわけでございますが、敷地的には余裕がなくなりまして、その後どうしようかということと相談をさせていただいたわけでございますが、利用状況につきましても、津島境ということもあり

ますが、津島の子たちも使うということで、地元の場合はもう少し南西のところに日置の児童遊園があるわけですが、そちらの方が主に使われるというような状況もありまして、日置の方々と相談をして遊具等もそちらへ移設をいたしましてそちらの方を中心に使っていただく、というようなことで廃止ということにさせていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

**○26番（宮本和子君）**

この日置の八幡宮は、この地域でも大変古くて由緒ある神社というふうに聞いておりますが、このたび、昨日の新聞にも報道されておりましたが、木造の獅子頭も国内で最も古いものだというようなことがはっきりしたということで、ことしの1月に市の指定になったばかりですが、こうした市の文化財を保護する立場で今回の公園の廃止や県道の拡幅が行われているのか、随分神社自身も相当古い神社ということも聞いておりますので、そこら辺はどのように行われているのか、ちょっともう少し詳しくお願ひしたいと思ひます。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

すみません、私は児童遊園の関係ではいろいろきょう用意をさせていただいておるんですけど、ちょっと文化財とかそちらの方は……。

**○教育部長（水谷洋治君）**

今回、記者発表しました文化財の関係につきましては、日置さんの方から昨年の段階で市の方へ文化財の申請がございましたものを文化財審議会で御協議いただいて文化財に指定させていただいたということございまして、拡幅工事とかそういうようなことについての関連は一切ございませんので、御理解がいただきたいと存じます。

**○26番（宮本和子君）**

そういった意味では、今回木造獅子頭が八幡宮にまた保存をされるという形になると思ひますが、そこら辺も、きちっと保存をするための移転計画というのもきちっとされているのでしょうか。

**○議長（佐藤 勇君）**

議案の質問ですので、関連といえば関連だから簡単に答弁しますので、それで了解しておいてください。

**○教育部長（水谷洋治君）**

今回、このように非常に古いということが発覚いたしまして、正直申し上げて、今日までは日置の社務所の中の金庫で保管がされておりました。このたびの新聞報道等によりまして、あくまで所有は日置神社のものでございますので、今後の保管方法においては、現在のところは市で預らせていただいておりますけれども、嚴重な関係で日置としても保管をしたいというようなことで、具体的に預かるとか自分とて置くとかということは今のところは結論が出ておりませんが、大変なことで保管をしていかなければならないということは言ってみえます。現在、協議いたしておるところでございます。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第5号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第6・議案第5号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここで10分間の休憩をとらせていただきます。再開は11時05分からにしたいと思います。お願いいたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（佐藤 勇君）

会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第6号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第7・議案第6号：愛西市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは質問を行います。

今年度、来年度に向けてまた継続をするという形になるわけですが、基本的にはことしと変わらないとは思いますが、一応確認のために質問をします。

この対象となります対象者の数及び財政的な市への影響について答弁をお願いします。

○福祉部長（加賀和彦君）

対象者の人数と影響額でございますが、最終的には20年度の賦課状況が8月に確定しますのでそのときにはっきりするわけですが、現在、19年10月現在の状況によつての推計ということでお答えをさせていただきたいと思ひます。

第1段階から第4段階に上がる人はございません。第2段階から第4段階になる人が106人、それから第3段階から第4段階に上がる人が112人、第1段階から第5段階の人は今のところ

ありません。それから、第2段階から第5段階の方が14人、第3段階から第5段階が529人、第4段階から第5段階が1,098人ということで、1,859人というふうに推計をしております。影響額につきましては、おおむね1,025万円というふうに推測をいたしております。以上でございます。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第7号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第8・議案第7号：愛西市早尾地区排水施設の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

愛西市早尾地区排水施設の指定管理者の指定についてお伺いいたします。

指定管理者制度の導入となりますと、コストの面、そしてそれから住民サービスの向上ということが目的とされて導入がされると思います。一般的に指定管理者制度における公の施設とは、市民がその施設に出入りして利用する施設のことを言う場合が多くて、下水関係の施設で市民が直接出入りすることはないわけなんですけど、先日この指定管理者制度の勉強会に参加いたしましたところ、こういった下水道関係で指定管理者制度を導入している自治体は大変少ないというような御意見をいただきました。現在、愛西市がこの農業集落排水事業を指定管理者制度で実施しているメリットというのは一体何なのか、どう感じておられるのかお聞きしたいということと、また直営にした場合、起こり得るデメリットについてもあわせてお伺いしたいと思います。

そして2点目ですけれども、この点につきましては、立田の協議会でも何度か御意見として出ているわけですけれども、早尾地区も初めてスタートするわけなんですけど、なかなか情報がなくて何から決めていったらいいのか大変お困りになっております。例えば、空き家になっている世帯の基本料金は徴収するのか徴収しないのか、稼働後どんな作業が発生するかなど、そういった情報が大変乏しくて大変戸惑っておられる状況がございます。立田の協議会の中でも、既に稼働しているところについてどのような決め事が必要だったかなど、それから稼働後どんなトラブルが起きたかなどのQ&A集みたいなのをつくれれば、後にやっていくところが大変参考になって負担も減るのではないかと思うんですが、こういった組合間の情報共有はどのようにされているのか、またスタートするに当たってどこまで指導がされているのか、そういった点についてお伺いしたいと思います。

## ○上下水道部長（若山富士夫君）

それではまず、御質問の中で指定管理者制度のメリットの関係という点でございます。

メリットといたしまして私ども思っておりますのは、まず集落内の連携、まとまりが図れる。これは、利用者であるそれぞれの組合員さん方が管理組合の役員となられるというところで、それぞれまずみずから利用者でもあり、かつ今度は指定管理者の方のメンバーになるというところでございます。

それから2点目としては、管理費等の経費、こういったものの削減が図れると。例えば、納付書等を発送するについても、今現在は作成した後、それぞれの役員さん方にお持ちして、そして配付をいただいておりますという点で非常なメリットがあるのではなかろうかと認識しております。

それから、もう1点は収納率ですね。やはり地元の方からお配りいただくということで、使用料等もきちっと納めていただける。それから接続率ですね、宅内工事をやるについて、それぞれお願いしますよという一声をかけていただけることによって、お互いにじゃあ早く接続して利用しようというふうに意識の向上も願えるのではないかと非常にメリットだと思っております。

逆にデメリットというのは、今言いました逆の方向で、市なりの直営ですと、どうしても住民、利用者との間柄が希薄になり、言い方は悪いですが、利用される方もちょっと横着を構えられて、まあこのぐらいのことはいいわとか、そういう御協力というか、そういう点でどうしてもなるのではなかろうかという点。それからもう一つは、自分たちの管理組合でやっていただけるということは、施設もそれぞれ中に入らせていただいて、見回ったり何かしていただけるということは、自分たちの施設という認識を非常に高めていただけるということで、例えばそこで問題点が起これば、皆さんにこういった変なもの流さないでとか、そういった関係も連絡がいただけるという点。市ですと、何やらまた市の職員が言ってきたげなぐらいで、そういう点もあるのではなかろうかなという点が非常にデメリットとして考えられるんじゃないかなあというふうに思っております。

それから、3点目の組合間の情報関係でございます。今、立田地区の例で申しますと、年に1度は推進協議会というような場を設けまして、その中で情報の共有といいますか、早く供用された区域の方の問題点や何かも、それぞれ出席いただいた組合長さん方で悩み、こういった問題ということがそれぞれ情報交換をされておるように聞いております。

それから、空き家の問題等もどうしておるか。これもやはりそれぞれ早くやってみるところは、そういった空き家の徴収の仕方は私らはこうやっておるといっても、ただ今年に1回というようなことで、確かにそういう点で情報が1年に1回しかとれないなあという点はちょっと少ないかなあというふうに感じております。確かに今議員が言われましたように、Q&Aといいますか、そういう点は今後一つの、なるほどと今お聞きしましてつくって、今後新しく運営される方に、こういった先輩の組合のノウハウ等を生かして情報が伝えられればいなあということで、またその辺については一度真摯に考えさせていただきたいと思っております。

ます。以上です。

**○5番（吉川三津子君）**

なかなか協議会の方も細かいところまで情報共有するような時間が持てておりませんので、スタート時に必要な基本的なことは早急に役員の方にお伝えいただきたいというふうに思っております。

それからあと1点ですけれども、これから流域下水道とかいろいろ始まっていくわけですが、農業集落排水の役員さんの方は大変な苦勞をされているのが現実です。将来的に、ほかの手法で行われている下水道と料金の統一というようなことを考えているのか。やはりこれだけ努力するならば、安くていいよという形でいくのか、その辺の市の方針をお聞きしたいんです。これが、今大変努力をしても先は一緒になっちゃうんだとか、そういう話ならば努力のしがないと思うんですけれども、そういった面において市の方針はどうなのかお伺いしたいと思います。

**○上下水道部長（若山富士夫君）**

御指摘のように、流域下水道、平成22年の春を目標で現在工事が進んでおるわけでございます。それで、確におっしゃるとおり、公共下水の処理場の運営等については、これは流域と関連でございますので、県の方が処理場の管理運営、それから料金は幾らいただくとか、そういう点について運営をしていただけるというふうで、市町においては面整備の点をやれば、あとはトン当たり県から幾らくれと言われれば、それを逆に利用料金等に反映して料金を決めていくという方向になるかと思っております。それで、じゃあ集排の方は自分たちで努力せよと。逆に集落排水の方は自分たちで運営して、なおかつそういう管理運営費も自分たちの努力次第では少しでもコストが安くできるという点がございまして、これは料金の体系も当然収支を見まして、今現在例えば大分黒字が出てきたとなれば、料金の改正も、その主体である組合の方々の意見を聞きつつ当然再検討することもできますので、そういった点でも逆に集排の方は、自分たちである程度そういうことも考えてできるので、場合によっては公共よりも安くなる組合が出てくるかもわかりませんので、そういう点ではよろしいのではないかなあと思っております。

**○5番（吉川三津子君）**

ごみの問題もそうなんですけれども、大規模になると個人が無責任になります。やはりこの下水の問題も同様だと思うんですね。やはりそういった努力が報われるような料金体系というのがよりよい環境をつくっていくのではないかなあというふうに思っておりますので、そういったことも含めて今後御検討いただきたいと思っております。以上です。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

**○21番（永井千年君）**

この問題について、2月13日に早尾地区の方の設立総会が開かれて、規約であるとか役員を選任、事業計画、予算も承認をされていますが、現在の計画だと425世帯ということで、立田

地区では最大の管理組合になるわけでありますが、私もこの設立総会に参加していますが、正直言ってこの425軒、本当にうまくやっていけるかどうか、役員さんの中にも不安もあるのも事実であります。現状で努力を行った結果として、この4月1日の供用開始日は何世帯でスタートできるのか。今も吉川議員の話の中にも出ておりましたが、いろいろ移転したりとかという変動があったりもしておりますので、今持ってみえる情報で説明をいただきたいと思います。

これは3年の指定管理ということではありますが、管理方式の見直しや検討、これが当然今後行われていくというふうに思いますが、この3年の指定管理の間に見直しの検討については一定の結論を得るような日程になっておるのか。今も上下水道部長からメリットというふうに言われましたけれど、これは役所にとってはメリットですよ。じゃあ一生懸命協力しておる人にメリットかどうかというのは非常にこれは難しい問題だというふうに思いますが、現状で直営だと横着を構えられるみたいな話もありましたけれど、そういう言い方というのは役所の役割をみずから否定するような話になるものですから、現実、立田地区の管理方式と八開の管理方式と比べた場合に、今上下水道部長が言われたようなことが本当に言えるのかどうか。これはちょっと課長に聞いた方がいいかもしれませんが、この前からの説明では収納率であるとか接続率という問題について、じゃあ八開の人は横着構えておって収納率も悪いというふうに、そんなふうに単純には言えないんじゃないかと思うんですが、今の部長のこの発言は個人的なことなのかよく検証された発言なのか、これはやはり管理組合としてこれからやられる方の士気にもかかわることでもありますので、改めてちょっとそのことははっきりさせていただきたいというふうに思います。

それから二つ目には、世帯員の異動であるとか世帯主の変更や口座振替の取り扱いなど、これについては個人情報を多く取り扱うと思うんですね。特にこの早尾地区、南川並が多いと思いますが、住民基本台帳の移動も他の地区よりも多いところでありまして、必要な情報開示がスムーズに行われないと、管理組合としての管理業務に支障を来すことにもなりかねないというふうに思います。使用料金の集金に当たって、管理組合から情報提供の請求があったときなどには、これは他の業務、他のことには一切使わないときちっと制約をした上で市からの情報提供をやっぱりスムーズに行っていただく必要があると思うんですね。この点でも今度役員になられた方からも、なかなかその点で不十分さを訴えられ声も聞いておりますので、その点の不安も払拭していただけるようにきちっとルール化をしていただく必要があると思いますが、その点はどうか。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

いろいろ御質問いただいたわけですが、最初の関係で、地元か直営かのございますが、私個人的な気持ちも入って答弁しておるということでございますので、ただ直営でやると役所の云々ということをちょっと申し上げたわけですが、私が言うのは、例えば、これはあっておるかどうかわかりませんが、地元の方から、役員さん方からいろんなものを回される、またお願いがあるという場合には、所の人がござったでできるだけ協力せなあかんああと、これは通常感情なんですけど、それでどうしても全部とは言いませんが、一部の方でどうも役所の方が行

くとまあというところがあるものですから、私先ほどの発言であのような発言になったというふうでひとつ御理解いただきたいと思えます。

それから、立田と八開の管理の仕方、確かに八開地区は直営ということですが、直営というものの八開もそれぞれ処理場に管理組合というのをつくっていただきまして、そして実質はそこに役員さんが見えますので、納付書の発送をした場合、八開もやはり納付書は役員さんの組合長さんのところへお持ちして、そこからまた組合長さんが各それぞれ振り割られて配付していただいております。現実には相当地元の組合の方々に御協力をいただいております。ということで、下の方では運営の仕方について相当共通なところがあるというふうで御理解が賜りたいと思っております。

それから、2点目の個人情報の関係ですが、確かに個人情報保護法案ができてから、非常に市民課のサイドの方も個人情報についてナーバスになられまして、なかなか私どもの要求する要求とどうしてもかみ合わないという点が多々ございます。それで、立田の推進協議会で昨年出させていただいたときも、そういった情報の提供、地元で世帯の移動をするときになかなか教えてくれんがやとか、いろんな御不満、御意見もいただきました。それで、私どもとしても、しかるべきサイドの方には集落排水事業の使用料とかそういうものだけに使うのであって、他に一切流用するものではないし、役員さん方も個人情報で知り得たものは、自分の役員さん方の中で他に言い触らさないようにというようなことは十分お願いしてやっております。実質はそれぞれ、立田ですと地域振興課の方が各管理組合のそういう移動云々について御協力、または御援助申し上げるということでございます。まだまだ確かにそういう点で、役員さん方からとると不十分な点があるかと思えますので、今後もその辺をもっとうまく精査して、より地元の方々に情報が提供できるように、私どもさらによく勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第8号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第9・議案第8号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第8号、一般会計補正予算についてお伺いいたします。

第8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費におきまして、補正予算のときに、斎

場周辺の道路整備に当たり測量設計等委託料、それから公共嘱託登記事務委託料云々の予算がとられました。この予算に対して、実際にかかった費用についてお伺いしたいと思います。

○用地課長（加藤清和君）

ただいまの御質問でございますが、市道2098号線ほか3路線の土地購入費につきましては7,224万176円、用地測量業務委託料として462万円、分筆及び所有権移転登記料といたしまして131万3,298円、転用決済金といたしまして128万7,750円、契約の収入印紙といたしまして9万3,000円というような金額の支出でございます。

引き続きまして、建設課長から説明します。

○建設課長（恒川美広君）

建設の方からは、道路改良調査設計業務委託その4の契約金額につきましては546万円です。次に、道路改良工事その8・その9につきましては、現在施工中であることから当初契約金額で回答とさせていただきます。

道路改良工事その8につきましては1,701万円、道路改良工事その9は2,572万5,000円となっております。

○5番（吉川三津子君）

道路改良工事につきまして5,500万円となっているんですが、これについて二つに分けて入札がされていると思いますが、その理由についてお伺いしたいと思います。

○建設課長（恒川美広君）

工期的な関係がございますので、二つに分けさせていただきました。

○議長（佐藤 勇君）

次に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案、一般会計補正予算で、27ページの小学校費、準要保護児童就学援助費の増加人数と、平成19年度では何人になり、中学校においても何人となりましたか。増加の要因はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（水谷洋治君）

準要保護費の人数の関係でございますけれど、ちなみに18年度におきましては、小学校で345人、中学校で179人、合わせまして524人ございました。19年度におきましては、小学校で377人、中学校で182人で、合わせまして559人でございます。それで、小学校におきましては、昨年と比べまして32人の増員となっておりますし、中学校におきましては3人の増員でございます。それで、理由的なことにつきましては、一概には言えませんが、生活の苦しい方もございますが、途中でふえてきたというのは、今まで御主人と御夫婦で生活してみえたのが、離婚されたことによって奥様の収入がゼロということになったということで、どうしても学校の方への払いが滞ると、そういうようなことで申請に至ったようなことでございます。以上です。

○26番（宮本和子君）

そういう点では、今は生活が苦しくなったということで就学援助を受ける家庭が多くなって、特に小学生で多いということは、若い世帯の収入が減少している結果でもあり、また離婚によって母子家庭がふえたということでもあります。そういう点では貧困と格差社会が大変言われておりますが、そのあらわれだというふうに見ていいのでしょうか、その点の見解をお聞かせ願いたいと思います。

**○教育部長（水谷洋治君）**

私どもといたしましては、申請書を見させていただいて初めてわかるわけでございまして、どのような理由で今日になったのかというようなこともちょっとつかみ切れませんが、あくまで申請書を見る限りは、生活が苦しいの中で具体的に失業とか、そのようなこと等うたわれておりませんので、そういうことで御理解いただきたいと存じます。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

それでは23ページですが、衛生費の予防費の予防接種及び基本健診、がん検診の委託料について、大幅な減額がされているわけですが、その考えられる要因についてまずお尋ねします。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

それでは、今回の補正につきまして、減額の主な要因でございますが、まず個別予防接種の委託料につきましては、これが一番大きな要因かと思っておりますが、平成17年5月30日から日本脳炎の予防接種のワクチンが認可をされてないといったのが一番大きな原因かと思っております。それで、当初この予算を計上いたしておりますので、これに対する予算が1,800万ほどございます。あとそれと、麻疹と風疹の予防接種の接種見込みの人員が少し減少したということで300万円ほどの減額、合わせまして個別のこちらの方の予防接種につきまして2,100万の減額となったわけでございます。

次に、個別の基本健診の関係につきましては、これも予定をしておりました人数の読みが甘かったと言われるとそういう結果になるかもわかりませんが、対前年度の折に結構な伸びがあったということで、前年の伸び率をこの19年度に持ってきた結果、それほどの伸びがなかったといった結果が生じたようでございますので、結論的には予定数を少し下回ったということで1,000万円の減額になっております。

それから、がん検診につきましては、御承知のように胃がんの検診を初め子宮がん、乳がん、大腸がん、そして肺がん、前立腺がんとかいうものの検診をやっておりますので、これをすべてまとめてすべての検診を実施しておりますが、こちらの方につきましても少し予定人員を下回ったという結果で、今回850万円の減額とさせていただいております。よろしくお願いを申し上げます。

**○10番（真野和久君）**

基本健診に関しては昨年の伸び率ほどなかったと、具体的に教えてほしいのと、それからが

ん検診に関しては個々の検診の状況についてはどういうふうになっているでしょうか。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

基本健康診査のまず受診者の人数を申し上げたいと思いますが、基本健診、18年度におきましては、受診者数8,660人ございました。そして19年度におきまして、これは8,945人を見込んでおります。結果としてこの人数になったという、現在の結果で8,945人ということでございますので、人数的にはさほど少なくなっているというわけではございませんが、状況としてはこんなような状況に今現在なっておるようでございます。

がん検診も同じように人数で申し上げますと、ちなみに胃がんの検診でございますが、18年度受診者2,398人に対しまして、19年度2,588人でございます。子宮がんが1,476人ございました。19年度1,580人になっております。次に乳がん検診ですが、18年度1,487人、そして19年度におきましては受診者数1,594人、そして大腸がん、こちらが18年が2,708人、そして19年度2,930人、肺がん検診、18年度2,692人、そして19年度2,923人、前立腺がんの方が872人に対して19年度1,017人といったような状況になっております。

**○10番（真野和久君）**

対象受診者数そのものはふえているということですね。あとは対象者との関係での受診率の問題になるわけですが、それが特に基本健診でどういうふうになっているかということ伺いたいのと、やはりこういうことは今後、20年度から基本健診が特定健診という形になってくるわけですが、当然そうなると特に受診率の向上ということが非常に重要になってくるわけですが、そうした点も含めて答弁をお願いします。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

現在、基本健診の受診率が約33%ほどございます。それで今後、今議員がおっしゃっていただきますように、特定健診等に40歳以上の方が移行されていきますので、そちらは御承知のように目標値がございまして、その目標値に向かってそれ以上に受診率を上げていかなきゃいけません。健康推進課の方の39歳以下の方についても従来どおり実施をしておりますので、今申し上げておる受診率は確保されるものと思っておりますが、特定健診につきましてはそれぞれまた別途御案内をさせていただいて受診率を向上させていくつもりでおりますので、そうした形でお願いがしたいと思っております。

**○10番（真野和久君）**

健診の率についても報告していただいたのはありがたいんですけども、問題は、特に特定健診に関しては受診率の向上という問題が大きくなってくるわけですが、その向上についてはどういうふうに取り組むのかというのはどうなんですか。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

この特定健診につきましては、以前にも申し上げたかと思いますが、それぞれ今現在保健センター、4センターございますが、そうしたセンターばかりでなく、地域の公共施設を会場といたしまして拡大を考えておりますので、それぞれ該当する方に御案内をさせていただきます。受診率を上げたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 勇君）

それでは次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

21ページの敬老式の問題ですが、集約をされてから立田や八開の皆さんから、遠くて参加できない、あるいは式典そのものもあまりおもしろくないのではというような話も、いろんな声が寄せられておりますが、16年の数字、各4カ所でやられていた式典参加者というのはつかんでみえたら説明してほしいんですが、合併後参加の状況というのはどのように変動してきているのか、その状況についてどう見るか。これは改善を図っていかなければいけない問題点などについては認識をしてみえるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

それから、金婚式などのお祝い金が30%ほど残ったわけでありましたが、これは残った要因はなぜなのか教えてください。

まずこの点、2点お尋ねします。

○福祉部長（加賀和彦君）

16年度の状況は今手元にありませんが、17年度も同じように4地区で開催をしておりますので、17年度の数字で御報告申し上げさせていただきます。

17年度につきましては佐屋地区が895人、立田地区が200人、佐織地区が350人、八開地区が200人ということで、約1,600名ほどの参加があったわけですが、今年度につきましては、2地区合わせても約1,000人ということで減少していることは事実でございます。

それから、遠くて参加できない、おもしろくないというようなお話もありますが、敬老会そのものにつきましても、県内の状況を見ても、63市町あるわけですけれども、22の開催ということで、約3分の1ぐらいしか開催をしてないわけです。私もそういう一覧表を見まして、意外と少ないんだなあということを改めて思ったわけですけれども、その開催方法を見ましても、市内一本でやっているところ、それから小学校区ごとにやっているところ、町内会でおやりになっているところ、いろいろありますし、主催につきましても、市が主催しているところ、町内会に助成制度で補助金を出してやっていただいているところ、いろいろあるわけでございます。そういったものもいろいろ参考にしながら、今後どうしていくかよく検討していかないといけないかなあということは思っております。

それから、金婚式のお祝い金の関係でございますが、ここの予算の中に70歳以上にお配りをさせていただきますお菓子の予算も入っております、こちらの方が500円で予算を組ませていただいておりますが、入札をさせていただいて大幅に値打ちにできたということで今回減額をさせていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

○21番（永井千年君）

1,600人が1,000人ということですが、これは地区別で言うとどこで大幅に減っているんでしょうか、それをちょっとわかっていたら御説明いただきたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

佐屋・立田、佐織・八開ということで開催しまして、どちらの方がお見えになったという

ことはちょっとわかりませんが、大体今年度ですと両地区とも約500名ずつの来場者でございます。17年度、佐屋・立田で約1,000人、佐織・八開地区で550人ということでございますので、佐屋・立田地区の減少が大きいというふうに思っております。そういう現象があらわれております。

#### ○21番（永井千年君）

ぜひ、今検討していただくということですが、やる以上は成果がきちっと出るように、喜んで参加できるように改善を図っていただきたいと思いますというふうに思います。

それから今ちょっとお菓子の問題が、これは子ども会のお菓子のことも合併のときには問題になったんですが、これは配っていたところと配ってないところがありましたよね。どういうふうに、単なる金額が500円で予算を組んだけど300円ぐらいで済んだとか、そういう話だけなんでしょうか。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

そういうことですが、入札をして安くなったものですから、予算が節約できたということですね。

#### ○21番（永井千年君）

もう1点、これはちょっとまとめて、23ページの湛水防除事業が3,275万5,000円削減をされておりまして、それから27ページの小・中学校の耐震補強工事が残高5,292万1,000円、合わせて削減されておりまして、それから体育館の耐震及びアスベストについても2,210万ほど削減されていますが、それぞれ湛水防除で言えば4割近い予算を残したわけでありまして、耐震補強でも15%ぐらい、体育館についても18%ほど残ったということだと思っておりますが、単なる入札残というには非常に大きい数字でありますので、これは積算がどうだったかということにもかかわってくるんですが、少しわかるように説明していただけないでしょうか。

#### ○農業土木課長（飯谷幸良君）

湛水防除事業の減額の関係でございますが、これにつきましては、県営で行っております立田輪中2期地区の湛水防除事業、また県営で行っております新孫宝地区湛水防除事業で、当初市の負担金といたしまして、立田輪中2期地区におきましては3,150万円の負担金を見込んでおりましたが、国・県の状況によりまして892万5,000円の負担となりまして2,257万5,000円の減額、また孫宝地区につきましては、当初2,438万1,000円の負担金を見込んでおりましたが1,420万1,000円となりまして1,018万円の減額、合わせて3,275万5,000円の減額をお願いするものでございます。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

私の方からは、学校関係と体育館の関係でお答えをさせていただきますけれど、小・中学校の耐震補強工事につきまして、今議員が申されましたように5,292万1,000円減額となっておりますけれども、私ども予算要求の段階におきまして、学校予算におきましては概算設計額で予算計上をいたしております。といいますのは、予算編成時というのは大体11月から12月の初旬でございますので、まだ設計図書等はでき上がっておりません。そういうようなことで、概算設

計で計上しておりますので、当然積算をいたしますとともに入札結果によって差異が生じております。それと、入札を行いまして、企業努力といえますか、落札の関係において差額が生じたということと、また議員の皆様方に大変御迷惑をおかけしております草平小学校の関係につきましては、くいの関係で耐震補強工事のふぐあいが生じた部分におきましては、補強工事を一時中止いたしております関係上、その関係が1,000万円強ございますので、そういうようなことでございます。

それから、立田の体育館の関係におきましては、これにつきましては予算編成時には設計はでき上がっております。予算には設計を取り入れまして、それに基づいて入札に臨んだわけでございますけれど、これにおきましては、入札時におけます企業努力による落札の格差によるものということで理解をいたしております。よろしく申し上げます。

**○21番（永井千年君）**

湛水防除事業ですが、減ったことはわかったんですが、なぜ減ったのかということについてちょっとよく今の話だけではわからないものですから、もう少しわかるように説明していただけるでしょうか。

**○農業土木課長（飯谷幸良君）**

県営事業のため、県から国に対しまして予算要求をしております。18年中に19年度はこれだけ事業を予定しておりますから、それぞれの負担割合に応じまして負担金を組んでくださいと通知が参ります。その国からの割り当て内示が実際に要求しておいた額よりも内示が減になったということ聞いております。

**○21番（永井千年君）**

県の事業については、実際にそうやって要求した満額出るのか、幾ら出るのか、そんなにわからないものなんでしょうか。要求は多目に要求して実際の内示は低かったと、絶えずそういうパターンで行われておるのか、たまたま今回の場合は低かったのか、これは県がどのようにやっているかということだと思いますので、それはどのように、なぜそうなったかということについて何か聞いてみえるんでしょうか。

**○農業土木課長（飯谷幸良君）**

それぞれ湛水防除事業につきましては、事業費、事業年度別の状況というのは一応県の方で把握をしておみえになります。ただ、この湛水防除事業につきましては機械が主でございますので、やはり排水ポンプなんかをかえますと1ヵ所で数億かかる場合がございます。ですから、年度ごとによって予定をしておいたものがずれ込む場合もございます。そういうことで、今回は予定しておいた事業の分までちょっとつかなかったということで、負担金が減額になったということでございます。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑ないと認め、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第9号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第10・議案第9号：平成19年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第10号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第11・議案第10号：平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第11号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第12・議案第11号：平成19年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは簡潔に伺います。

今回、かなり大きな負担金、医療給付費が負担増になっていますが、その要因についてお願いします。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

議案の提案のところでも御説明を申し上げましたが、要因といいますと医療給付費の増加といったようなお答えになろうかと思いますが、当然こうしたことにつきましては、支払い請求が昨年7月請求分から伸びております。1人当たりの医療ベースで申し上げますと、前月比の比較で平均して約1割の伸びを示しておりますので、一番の大きな原因は医療費の伸びというふうに御理解をいただきたいと存じます。以上です。

○10番（真野和久君）

医療給付費がふえていることはわかっているんで、当然1割増というのは結構大きな増額になると思うんですけども、その特徴というのは何かあるんですか。

○保険年金課長（水谷辰也君）

医療給付費の増加の根幹の要因についてのお尋ねかと思えます。

これにつきましては、流行性の疾病とかそういった特定の起因する要因がありますれば、私どももある程度は把握はできるわけですが、今回の状況でいきますと、増加の率、先ほど申し上げたとおり平均して1割程度ぐらいの伸びが、ことしの、月で言いますと7月の支払い分から、わずかずつではありますけれども増加をしておるとい状況が続いてまいりました。それじゃあこの要因は何かということまでは、まことに申しわけございませんが、その分析ができかねておまして、基本的に私ども支払いをやっていかなければならない立場でございますので、今般増加分に見合うということで補正をお願いし、資金を確保し、支払いをしたいということで御提案をさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第12号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第13・議案第12号：平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは質問します。

サービス事業勘定ですが、9ページのところの新予防給付ケアマネジメント委託料で1,200万円の減というふうになっています。説明としては、要支援1・2のケアプラン作成が対象全員がつくったわけではなかったという話でありました。いわゆる介護保険法の改正で、介護認定そのものが18年度から変わりました。18年度から19年度にかけても、これまで要介護1だった人の多くが要支援2という形で区分けをされて新予防給付の方に回ったわけで、そうした点でもかなりサービスを受ける人が減ったということがありましたが、それでさらに今年度は予算を組みながらこれだけ対象で十分やれなかったという話になってくると、その辺はやはり大きな要因が考えられ、どういう形で予算を組んで、今回どういう形で予想を大きく下回ったのかというのが非常に問題があると思うんですけれども、そうした点での見解というのはどうふうになっていますか。

○福祉部長（加賀和彦君）

先ほど真野議員がおっしゃりましたように、平成18年からこの制度は始まったわけでございますが、始まった当初は国から示されますワークシートに基づいて18年度予算を計上させてい

ただきまして、18年度も大幅に減額をさせていただいたわけですが、19年度の当初予算を編成するに当たりまして、まだ年度半ばでの18年度の実績ということで、少し見込みが立てづらかったというような部分がございます、19年度も若干減額はさせていただきましたが、同じような形で組ませていただいて今回も減額ということになりました。これで2年を経過するわけでございますので、今後につきましては現状に近い数字で予算が計上できるのではないかなあというふうに思っております。

それから、先ほど言われましたように、要支援1・2の方のケアプランを作成する人が少なかったというわけですが、私どもといたしましても、未利用者につきましては包括支援センターの方で全員の方に電話、あるいは訪問によりまして状況を確認をいたしております。サービスを利用しない理由、利用しなくてもいいのかどうか、そういったことも確認をいたしまして、必要があればお勧めをするということで、それ以降につきましても、在宅介護支援センターの方へその未利用の方々とはつなぎをいたしまして、定期的に訪問していただいたりそういった方々の様子を見ていただいて、必要があればすぐケアプランを立てるといったような体制はとらせていただいております。以上でございます。

○10番（真野和久君）

特に未利用者の問題は、今説明として訪問等をしながら状況を把握しているという話でありましたが、利用がされなくなってしまったというのは、やはり大きなところとしてはこういう新予防給付という形でサービスの内容が大きく変わったと。そのサービスの内容そのものが介護サービスを受けられる方々のニーズに合っていないのではないかとということも考えられるわけですが、そうしたところでの対象者の方々の意見などについてはどういうふうにかんではいますか、内容について。

○福祉部長（加賀和彦君）

私どもは、先ほど言いましたように、包括支援センター、あるいは在宅介護支援センターの職員を動員いたしまして、そういった方々の状況等を把握しておるつもりでございますが、そういうニーズに合っていないとか内容が変わったというようなことで御利用がないということでもあります、私どもとしてもいま一度そういった職員の聞き取り調査をして、実態がどうかということをよく確認をしてみたいというふうに思っております。

○10番（真野和久君）

ぜひそうした要望等もつかんで、県や国の方にもきちっと対応してもらうように要望の方をやっていただけるようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第13号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第14・議案第13号：平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

9ページの使用料の中に、使用料と滞納繰越金と分かれているんですが、先ほども上下水道部長の方から管理方式の違いについての問題が問題提起されておりましたが、現実にも、現状の収納状況、滞納状況というのはどのようになっているのか、全体を説明していただくだけではちょっとわかりにくいものですから、組合別だと時間がかかればあとで資料を提示してほしいですけど、八開と立田・佐屋の違いとか、そのあたり手持ちの資料で御説明をいただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、19年度末の余剰金の積み立て見込みというんですか、18年度末で1億1,244万円積み立ててあるということですが、19年度末では積み立てはどうなるのか、その見込みをつかんでみえるようであれば説明をいただきたいというふうに思います。

○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）

それでは、御答弁させていただきます。

まず、使用料の関係でございます。使用料の収納状況と滞納の状況でございます。まず、こちらの方の使用料及び維持管理分担金等におきましては、まず八開の方から御説明をさせていただきます。

まず、八開地区の現年度分の使用料の収納状況におきましては、調定額5,656万2,600円、これは調定が確定しております。なお、収納率の見込みでございますが、98.7%の決算見込みでございます。なお、決算見込み額におきましては、5,582万7,300円の予定でございます。また、滞納繰越分の調定額におきましては、平成14年より18年度の滞納額412万5,400円のうち、19年度中に収納する予定でございますが51.7%、決算見込み額で213万2,800円でございます。なお、今御説明しましたのは八開地区でございます。なお、立田地区及び佐屋地区におきましては、調定額イコール請負料でございますので、100%でございます。

それから、管理組合等の余剰金の積み立てと利用料金の引き下げの可能性はでございますが、今回補正等をお願いしております余剰金の積み立てでございます。西保地区でございますが、36万1,730円、本部田13万352円、佐屋中央329万5,356円、永和台1,082万8,608円。立田地区でございます。山路におきましては100万7,794円、福原地区でございますが60万9,476円、西鶴戸108万9,776円、小茂井地区194万8,926円、四会地区145万4,999円、森川地区384万7,949円、それから鶴戸東地区におきましては474万4,727円でございます。この部分が今回お願いしております積み立てのふえる額でございます。前年度の余剰金部分を足し込んでいただくようお願いしたいと思います。なお、未供用地区及び開始したばかりの地区がありますので、今後接続状況等を見て検討課題として考えておりますので、料金等の引き下げにおきましてはそういう考え

を持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○21番（永井千年君）**

ちょっと早口だったのでメモをとりそびれましたので、後で資料提供をしていただきたいと思ひます。

それから、今使用料引き下げの可能性の問題について言われましたが、具体的にこれは各組合で随分余剰金に格差があるというふう思ひますね。だから、全部一律ではなくて、できるところについてはあまり余剰金が出ないように引き下げを図っていく必要があると思ひますが、当面検討課題になっている組合というものはあるんでしょうか。

**○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）**

接続状況から見まして立田地区でございますが、四会地区が若干接続率が悪いもので、収支の関係で若干苦しいかなあと思ひます。また、八開地区におきましても直営施設という形になってございますが、18年度の決算状況では約200万弱という形で赤字になってございますので、19年、20年の接続、なおかつ各地区の推進協議会の方と連携をとりまして、今後の課題として提案、御提示してある協議会もございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○21番（永井千年君）**

それから1番の状況ですけど、八開は直接管理してみえるものですから、このように滞納の金額だとか何かが明確になっているわけですが、他のところについては調定額イコール、今説明があったようにそのまま委託料で出ていくという形になっておりますので、實際上滞納というのが各組合でどれだけ抱えておるかということについては、つかむ努力はしていただいているんでしょうか。

**○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）**

平成20年度におきましては、システム等の変更、特に立田地区でございますが、そちらの方で一括、八開の庁舎の方で管理する形になってございますので、把握はできるかと思ひます。また、過去の経緯におきましては、徴収簿等、各総合支所の方でも把握してございましてと理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○21番（永井千年君）**

管理方式、管理のやり方がやはり今後検討課題、問題になっておりますので、實際上立田について地域振興課の方でつかんでいる滞納などについて、どの程度あるかということについて八開と同じようにつかんでおるのであれば公表をしていただきたいというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

**○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）**

こちらの方におきましても、立田地区の推進協議会等でございます。八開地区におきましては全部の地区の決算でございますが、そういったものを公表してございます。立田の推進協議会におきましてそういった関係の御理解があれば、前年度ではございますが、そういった要望等があれば今後検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第14号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第15・議案第14号：平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩をとらせていただきます。再開は13時30分からでございます。お願いいたします。

午後0時15分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

お昼の休憩を解き、会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第15号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

日程第16・議案第15号：平成20年度愛西市一般会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言の許可をいたします。

最初に、4番・日永貴章議員、どうぞ。

○4番（日永貴章君）

愛西市一般会計予算について、議案質疑をさせていただきます。

まず最初に、予算書92から96ページ、概要書の28ページの2款総務費、目3八開庁舎費の関係ですが、これは八開庁舎内の集会場などがあると思うんですが、その各種団体の利用状況と、来年度、平成20年度の利用予定、どれぐらいを見込んでいるのかお示してください。

次に、予算書166ページから167ページ、概要書60ページの6款農林水産費、目7水田農業構造改革対策費、節19負担金、補助及び交付金のうちの補助金の営農集団設立78万円、今回3地区が計上されていると思うんですが、この3地区はどこなのかと、あとまたこの営農集団設立は今後も推進していくのかどうかをちょっと教えていただきたいと思います。

三つ目なんですが、予算書162から165ページ、概要書の63ページ、6款農林水産費、目6農業施設管理費、これは八開庁舎西側の農業管理センターのことだと思うんですが、現在の利用状況と、またこれも平成20年度の利用計画を教えていただきたいと思います。

あと、この農業管理センターの件は、以前全員協議会で経営構造対策関連推進指導調査会議の報告をされて、評価・指導に対する問題点などを説明していただきましたが、もう一度ちょっと農業管理センターの設立の経緯と、その後報告された件の、あれからどういう対応をされているのか、実績と、また平成20年度の取り組みについて、利用状況を伸ばす目的とか利用をどれぐらい見込んでいるのかをまずここで切ってお尋ねいたします。

#### ○八開総合支所長（水谷 正君）

それでは、お答えさせていただきます。

八開庁舎の右側といいますか、そちらの方に集会室というのがございまして、こちらの方の利用状況でございますが、昨年4月から今年の2月までということでございます。まだ3月は利用の最中ということございまして、こちらの方では4月からことしの2月までで42件の御利用がございました。大体月に4件から5件ということございまして、3月分も入れますと50件弱かなと思うわけでございます。20年度につきましても、同じような状況で御利用いただけるかなということを考えております。以上でございます。

#### ○経済課長（大島静雄君）

営農集団の設立の3地区でございますけれども、給父、東赤目、西赤目の3地区でございます。なお、今後の予定につきましては聞いておりません。なお、今後につきましてでございますが、やはり専業農家、兼業農家がふえるわけでございますけれども、この中で協力し合えるような農地利用を図るということで持続的な集落の水田確立の対策が必要だということで、これとは違った意味で集落に対するバックアップをしていきたいということで考えております。

それから、2点目の関係でございますけれども、これにつきましては、去る19年の8月17日に経済建設部長が全員協議会の場で説明しております。これにつきましては、本年度が事業の最終年度だが、目標（立田・八開地区で営農組合をあと二つ設立するという）の未達成が重点指導箇所として指摘されました。目標が未達成であれば20年度も事業評価の審査が継続され、それでも未達成ならば県知事による事業停止、補助金返還等のペナルティー等もあり得ることとございました。

続きまして、八開管理センターの建設経緯でございますけれども、少し長くなりますが御無礼いたします。

旧八開村において文化事業、コミュニティー推進事業及び各種サークル自主運営のための貸し館事業等を展開するのに、八開村役場分室を活用してみえました。ところが平成13年、かねてから計画決定されておりました海部広域農道整備事業推進に伴い、八開村分室が計画用地にかかるため取り壊されました。そのため上記事業の活動拠点がなくなったため、緊急避難的に八開村総合福祉センターの2階の会議室を夜間のみ開放してみえました。その後、各団体より活動拠点が欲しいという要望があり、平成13年度旧海部農業協同組合が旧立田村と旧八開村を受益地として国庫補助事業である経営構造対策事業の特認事業ソフトを実施していたので、平成14年度に旧八開村が経営構造対策事業として経営体質強化施設整備事業でのメニューの事業の追加を行いました。もともと農業が基幹産業でございますので、この地区につきましては、

農業関連の補助を受けながらコミュニティー施設、また災害時の避難場所として利用できるような多目的施設を建設するに至りました。ただ国庫補助事業には、補助に対する所期の目的があり、今回の農業管理センターの補助には共通目標としまして、1. 認定農業者の育成、2としまして担い手への農地の利用集積、3としまして遊休農地の解消、地区選択目標としまして、1. 集落営農組織の設立、2としまして新規就農者の育成・確保という五つの目標が設定されており、この中の集落営農組織の設立目標として事業の計画時点である平成14年度には、立田・八開地区で4組織あった集落営農組合を目標達成年度である平成19年度までに6地区設立する計画を持っておりました。以上が経緯でございます。

**○4番（日永貴章君）**

じゃあ、今の議案質疑に対しての再質問を若干させていただきます。

まず、八開庁舎の集会場の件なんですけど、2月末までに42件、3月までで50件ぐらい利用していただくというようなことなんですけど、以前質問の中で、音響が悪いので、八開庁舎の集会場を使わせてほしいというような要望が多分あったと思うんですけど、団体でそういう音響を本当に利用されている団体というのはわかるんでしょうか。わかれば団体数で結構ですので、まず教えていただきたいと思います。

**○八開総合支所長（水谷 正君）**

お答えさせていただきます。

集会室の関係でございますが、やはりピアノとか、それからコーラス等ということで音響関係で御利用してみえる方が、現在コーラスクラブが1団体、それから太極拳のクラブが2団体ございます。そして、民謡クラブが1団体というのが利用してみえる状況でございます。

**○4番（日永貴章君）**

ありがとうございました。

次に、営農集団の今後の設立の件なんですけど、今の答弁だと、もう設立は、要望がなければ営農集団という団体は新たには設立する考えはないと、要望があればやると、市としては促進はしないということの考えでよろしいでしょうか。

**○経済課長（大島静雄君）**

設立はやはりこちらから強要するものではございませんので、各農家そのものがどうしても設立したいということであれば、相談に乗って設立の準備をさせたいということで経済課は思っております。

**○4番（日永貴章君）**

ありがとうございました。

あとちょっと1点、最初の質問で若干答弁が漏れたと思うんですけど、農業管理センターの利用状況を教えていただきたいということと、再質問でさっきの農業管理センターの設立の目標の中に、今担当課長さんの中でコミュニティー、サークルの拠点づくりと一緒に考えて農業管理センターを設立されたと言われたんですけど、今、八開庁舎の西の集会室の関係と現在も合致し合う面もあると思うんですけど、その辺の意見の統一というか、できるだけ今農業管理センタ

一の方を利用してくださいとか、そういった働きかけというのは行っているのかいないのかお聞きいたします。

**○八開総合支所長（水谷 正君）**

御無礼いたしました。農業管理センターの利用状況でございますが、こちらにつきましても、昨年の4月から2月末までの使用状況でございます。1階が研修室、また2階が会議室になっておるといのがこの管理センターでございます、1階、2階合わせまして2月末までで821件で1,098人の御利用がございました。月平均で見ますと、約90件で900人の状況ということでございます。これが多分3月の利用状況の数字ではないかなと考えられるわけでございます。

それと利用状況の関係でございますが、これに伴いまして現在集会室は先ほどの団体が使ってみえるわけでございますが、その他におきましても、文化協会とか体育協会に加盟してみえる団体が昼間はもちろん、夜間も御利用いただいておりますということでございます。

**○4番（日永貴章君）**

ありがとうございます。

もう1点だけちょっと確認させていただきたいんですが、この農業管理センターをつくった経緯で、コミュニティー活動や文化、あとサークルにも利用したいので設立されたと思うんですが、今現在、集会室でもそういうことをやってみえるんですよね。なるべくつくったところを使ってくださいとかそういったこととか、どうしてもこちらが使えないので集会室を使ってくださいとか、そういう割り振りといいますか調整ということは現在やられてみえるのかみえないのか教えてください。

**○八開総合支所長（水谷 正君）**

お答えさせていただきます。

集会室につきましては、まず初めに農業管理センターの使用申請をしていただきまして、先ほど議員から御質問がございましたが、集会室の施設と管理センターの施設では音の関係とかそういった関係がございまして、管理センターはそのような設備はしてございません。よって、一たん農業管理センターの使用申請をしていただき、コーラスグループとか太極拳とか民謡クラブが集会室の使用申請を出していただいておりますということでございます。他の文化協会とか体育協会に所属してみえる団体は、八開農業管理センターの方で御利用いただいておりますというのが現状でございます。

**○4番（日永貴章君）**

ありがとうございました。

農業管理センターにつきましては、農業のさまざまな会議とかがあると、遠くからも八開管理センターを利用させていただいておりますし、さきの設立されたときの目標で、文化交流、サークル、そういったことにも使いたいということで設立された経緯がありますので、できるだけそういう目的を含めて使っていただけるように本年度していただきたいと思っております。

次、あと残りを質問させていただきます。

予算書210ページから211ページ、概要書80ページ、10款教育費、4項社会教育費、目1社会教育総務費、節19負担金、補助及び交付金のうちの補助金について、補助団体の詳細及び補助金の交付基準と補助金額を教えてくださいと思います。

次に、予算書222ページから223ページ、概要書の83ページ、同じく10款教育費、5項保健体育費、目1保健体育総務費、節19負担金、補助及び交付金のうちの同じく補助金について、この補助金の交付基準と補助金額をお聞きいたします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

それでは、お答えをさせていただきます。

先に社会教育総務費の方から答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

まず最初に、婦人会の関係でございますけれど、婦人会につきましては、愛西市に佐屋・八開・佐織地区の3地区に婦人会が結成されておまして、19年度といたしましては1,132の方が会員になっておみえです。それで、これにおきましては、均等割といたしまして1支部に20万円、それから会員割におきましては1人当たり600円ということで、20万プラス600円掛ける人数で支部ごとにお支払いがされております。それと、婦人会の活動という関係で、活動費補助金という形で36万円婦人会活動に補助金が出されております。

次に、文化協会の関係でございますけれど、379万4,000円でございます。文化協会に加入してみえる団体数につきましては、19年度で129団体ございます。その中で、この文化協会におきましては、1団体2万円ということで出されておまして、そのほかには文化協会の活動に対します補助ということで残りのお金が充当されるわけでございます。

次に、ボーイスカウト・ガールスカウトの関係でございますけれど、8万1,000円となっておりますが、市内にはボーイスカウトが2団とガールスカウトが1団ずつございまして、1団体2万7,000円で3団体に交付をいたしておるところでございます。

続きまして、社会体育の関係でございますけれど、体育協会への補助金といたしまして1,000万円ほどお願いをしておるわけでございますが、体育協会におきましては、補助金のほかに会費とか繰越金等で運営がなされております。ちなみに団体への補助でございますけれど、23の競技種目がございまして、均等割といたしましては8万円、あと人数割といたしましては500円でございます。

次に、スポーツ少年団の関係でございますけれど、スポーツ少年団におきましては11種目ございます。均等割を5万円といたしまして、あと人数割が1人当たり800円というところでございます。

また、小学校の体育連盟なり、また中学校の体育連盟等がございますが、これにおきましては均等割のみで、小学校におきましては20万円、中学校におきましては15万円ということで、あとそのほかには大会派遣費とか市民大会の委託費等でございます。以上です。

#### ○4番（日永貴章君）

1点だけお聞きいたします。

補助金の関係なんですけど、これって今後見直しはされるのか、このまま現状でいけるのか、

その1点だけお聞きします。

○教育部長（水谷洋治君）

補助金の見直しの関係につきましては、行革の範囲の中でプロジェクト等の中でも検討をせよというようなことでヒアリング等も済ませてきております。ただ、この補助金ばかりではございませんけれど、均等割、人頭割というようなことじゃなくして、事業費に対する割合とかというようなことを検討しなさいという課題等もいただいております。今後団体の方にもお話をいたしまして煮詰めていきたいと考えております。均等、一律補助というのはなじまないというような意見のもとに進めていきたいと考えております。

○議長（佐藤 勇君）

それでは次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

順番に、先に総務費の方からお尋ねをいたします。

総務費、総務管理費、目2の秘書費で、愛知県市長会市長海外行政調査旅費ということで、ブラジル日本移民100周年記念・ブラジル愛知県人会創立50周年の式典に市長が出席されるということで、概要書の17ページ、予算書の47ページについてお伺いいたします。

海外視察というと社会的にも大変厳しい目が向けられているわけなんですけれども、理解が得られる理由がないといけないかなあというふうに思っております。こういった市長会主催の海外視察は、大体全体の何%ぐらいの自治体の方が出席されるのか。また、今回のブラジルでの式典への出席は主にどういったところが出席されるのかお伺いしたいと思います。

それから、同じく総務管理費の一般管理費で、概要書17ページ、同じページで、予算書は43ページなんですけど、巡回バスの運行検討委員会の委員報酬の問題でお伺いいたします。

毎年やはりこういうものを始めると、最初からなかなかぱっとうまくいくことは少ないわけで、どの自治体も大きなバスから小さな車に変えたりとか、時刻表やコースを変えたり試行錯誤しながらこういったものを進めていくわけなんですけれども、ここしばらく運行されて、現状も少しずつつかめていて課題も見えてきているのではないかなあというふうに思っております。この委員会で今後どのような内容を審議していくのか、また次年度のこの委員会の委員の人選についてはどう考えているのかお伺いしたいと思います。

同じく総務費の方で一般管理費の方ですが、庁舎検討委員会の委員報酬についてお伺いいたします。

この庁舎の検討ということはゼロから始めるということで、市長の方からも議会の方で御答弁をいただいております。ゼロから始めるといっても、やはりここの検討委員会を立ち上げられるというからには、何らかのデータ収集等がされていると思います。そうしないと、やはり設立というところまで至ったわけがございませんので、今現在、現状についてどのようなデータ集約をされたのか、今後さらにどんな調査が必要と考えていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

先にそれだけ総務費の方をお伺いしたいと思います。

### ○総務部長（中野正三君）

それでは、私の方から2点お願いをいたします。

市長の出張の関係でございますが、記念式典へのお出張でございますが、今私どもが把握しておりますのは、35市のうち表明をされておるのは6市、17%ということを確認しております。ブラジル県人会の創立50周年もうたわけておるわけですけど、資料を私ども市長会からいただいている中で、前回、5年前でございますが、創立45周年のときには愛知県の関係者も出席をしているということは文書の中にあるわけでございます。

次に、巡回バスの件でございますが、確かに半年、9月から来て、今丸っと2月で半年、6ヵ月ということでございます。立田地区においては1日平均12人ぐらい、そして八開地区においては9人を切るという状況に今あるわけでございます。いろんな要因があるかと思えますけど、今後今のいろんな意見をそれぞれお聞きになっている委員があります。当初、18年度からこういう委員をお願いしてまいりました。その方々がいろんな意見を交わされて、今の状況下になったと。そのときに一部この部分はこの話もあったことはあります。ただ、どうしてもやはり当初でありますので、我々の意見でこういう形を一遍やってくれと、その上で考えるところは考えたいと。もちろん料金の話もそうです。今、この両方の走っているものにおきましては、当時の市有バスをそこら辺へ振り分けておるわけでございます。議員御承知のように、総代、そして婦人会の方、そして市民の代表の方、高齢者代表というのは老人クラブの方、そういう形で20人の方をお願いしております。その中で、私どもとしてはいきさつのある方たちをお願いしたいと。ただ、総代さんの代表というのはかわってまいります。そして、どうしてもという、体調不良等のある方があればまた別でございますけど、基本的に当初のいきさつといいますか、議論を闘わした人で引き続いて20年度もお願いしたいということは思っております。以上でございます。

### ○企画部長（石原 光君）

庁舎の問題でございますけれども、現時点でデータが集約できているのかという御質問でございますが、現時点でデータのものはまだ集約できてないのが現状でございます。それで、現状と課題を整理すると、さきの勉強会でも申し上げておりますように、まずは庁舎の現状というものをきちっと整理すべきだろうと。その中には当然庁舎の維持管理費、あるいは耐震問題も出てきます。あるいは防災関係も出てきます。それからもう一つが、市民サービスの状況、いわゆる窓口業務ですね、そういったものを4庁舎的確に現状というものを把握する必要があるだろうというのが二つ目です。それから、本館機能の分散化による事務、今の事務の現状がどういった体制でとられているのかと、ふぐあいが出ているのかどうか、そういったものも含めて、いずれにしても現状と課題というものを整理しなければいかんだろうということで、そういった大きな項目についてこれから集約をしていきたいという考え方でおります。

それから今後の調査、どのような調査をしていくのかという御質問でございますけれども、検討委員会、さきの勉強会でも6月ごろに立ち上げたいということは行革担当課長がちょっと申し上げておりますけれども、その辺のスケジュールをお願いをしていきたいというのは変わ

りありません。それで、当然ゼロからの検討をお願いするものでございますので、協議を進めていく中でどういった調査、御提案が委員会の方から出るかちょっとわかりませんが、当然委員会として新たに必要とする資料については随時調査をしていくという一つの考え方で現時点でおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○市長（八木忠男君）

最初の質問の中で、少し私の方から補足を申し上げます。

ブラジル移民の件であります、御案内のと通りの100周年と50周年ということで、毎年の海外視察、行政視察はそれぞれ行われておひまして、もちろん今までは参加していません。おおむね6市前後のところは今まで参加してみえるようであります。今般のこれにつきましても、それを他の地区じゃなくて、このブラジルの記念に合わせてどうかということでお話がありまして、市長会の役員ということで、その役員会でも、でき得れば参加が願ひしたいということで、尾張8市の中では犬山、江南、私ということで役員をさせておひいただきます。そして、江南市さんは先輩ですので御相談申し上げ、犬山さんは40周年のときにお邪魔しているんで今回は上げられないということで、私、愛西市も江南市さんと同じように上げさせておひいただいたということでありまして、先ほど6市が参加の予定ということでありまして、ですから、4月にもまた市長会がありまして新しい役員が決定をされる予定でありますので、そうした状況の中でこの件につきましてもその時点で役員を外れるかもしれませんし、まだ流動的でありまして。判断としてはその時点でまた判断をしてみたいということをおひしております。

#### ○5番（吉川三津子君）

ぜひこういった海外視察については、内容等市民にわかりやすくお知らせをしていただきたいというふうには1点お願ひをしておきます。

それからあと巡回バスの件ですけれども、この件につきましても、やはり一度失敗して終わってしまうと二度とまた次立ち上げるというのが大変な問題ですので、丁寧に取り組んでいただきたいというふうにおひ思います。

それから、庁舎の件ですけれども、検討委員会を立ち上げられるに当たって、今のところデータ集約等がされていないということなんですけれども、立ち上げるというからには何らかの問題を感じて立ち上げられて、データの的に何か問題があるからこれをしようというふうにおひしているとすけれども、その課題についてはどういったものが上がってこの検討委員会を立ち上げることになったのかお伺ひしたいと思ひます。

#### ○企画部長（石原 光君）

ちょっと説明が足らなかったという部分がございます、やはりゼロからのスタートというのは、これは考え方については変わりありませんので、その中で、今大きな項目について申し上げました。もうちょっと掘り下げてお話を申し上げますと、まず4庁舎の位置、それからそれに伴う4庁舎の建築年度、相当古い庁舎もあります。当然それに関連する今の現状、面積、それから職員の配置などの現状ですね。それから、二つ目といたしましては、4庁舎の年間の維持管理費というものも一つ、もう一度整理をしないかんだらうと。当然その中には将来の大

規模修繕費的なものも含めた中で一つの課題を整理すると。それから、耐震診断の結果を踏まえての補強関係の費用がどうなるんだろうという部分ですね。それから、防災拠点のあり方ですね、当然東海沖地震等々の問題もありますので、今この本庁舎が一つの災害対策本部の設置拠点という位置づけになっていますので、そういったことも当然視野に入れて課題を整理しなきゃいけないだろうと。それから電子計算関係の経理ですね、4庁舎がゆえにそういったネットワークで結ぶというような経費の関係もございます。それからもう一つは、今庁舎の職員間の移動、当然これは本庁舎がここということ移動にかかる経費とか、その経費にかかる人件費というものは実際どれぐらいかかるんだろうというのも整理の一つだというふうにとらえております。それから、お隣の津島市さんと比較すると公用車の数、これも当然維持管理費にかかってきますので、そういったものを総合的に一度現状を把握しよう。ただ、現状、データのものが、集約されていないと言いましたけれども、こういったものを本庁舎、たまたま今企画課の方が事務局を持っていますけれども、各総合支庁舎の方へ、今申し上げたものを一遍データのものをつくってほしいという投げかけはしてございます。おいおいそういったデータのものは集約されてくるんじゃないかなあと。そういったものがいち早く整理できるようなことで今後努力していきたいと思っております。

#### ○5番（吉川三津子君）

ある程度多分こういったデータは集約しつつおありではないかなというふうに、やはりこれを立ち上げるに当たって何も数字がなしということは考えられないので、またそういったものもぜひ議会の方にもお示しいただいて、私たちが考える参考資料としてさせていただきたいと思っております。公用車についても、先日佐織の方にお伺いして利用状況等については少しずつ調べさせてはいただいております。

あと、これから検討委員会をされるに当たりまして、市長もこういった検討委員会というのは市民に公開していくということで傍聴ができるような形をお考えだと思うんですけども、愛知県とか他の市町村では、こういった検討委員会の開催予定とか報告などをホームページに掲載したりしています。愛知県においては、産業廃棄物の許可の審査会でさえやはりみんなが傍聴できるようにホームページに日程等も上げられておりますし、どんな内容を議論したかということも広く県民に知らせるような形になっております。ぜひ愛西市においても、この検討委員会等の開催の日程等をホームページでお知らせいただいて、市民が関心を持って、やはり途中段階の関心を得るということが最終的には市民の理解を得ることにつながると思っておりますので、そんな検討委員会の公開なり結果報告なり、そういうことをしてほしいんですけども、御答弁をお願いいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

御意見、いろんな他市の先進もあるようでありますので、十分勉強させていただいて検討してまいりたいと思っております。

#### ○5番（吉川三津子君）

では続きまして、民生費の方に移らせていただきます。

児童福祉費、児童福祉総務費で、概要書の43ページ、予算書で123ページで、ファミリーサポートセンター事業委託料についてお伺いいたします。

産婦人科が少なくなっていて、里帰りして出産ができなかったりとか、里帰りしたとしても産婦人科の受け入れがしてもらえなくて、やむなく自宅出産をしたという事例を最近私も伺ったばかりです。子育て活動をしている中で、やはり退院直後や、つわりのとき、産前・産後の家事サポートをしてくれる人はいないかということをつらつら相談を受けるわけなんですけど、稲沢市ではこのファミサポの中で、こういった産前・産後の方のサポートもできております。これは女性労働協会の方の保険を1万円未満追加するだけでこういったサポートができるわけなんですけれども、今回のファミサポの中でぜひ来年度から取り組みを、経費も大変安く今のままの状況でできますので、そういったお考えはないかお伺いをしたいと思います。

それから次に、同じく児童福祉費の児童福祉総務費、概要書43ページ、それから予算書の123ページですけれども、次世代育成支援行動計画策定についてお伺いいたします。

子育て支援の計画づくりについて、次年度から大きく計画の作り方が変わります。これは多分国の方から通達が来ていると思いますが、今までは国が達成目標、数値を上げて、それを市町村それぞれの事情で目標を立ててやってきたわけですが、やはり国が目標を立ててもなかなか、現場がないところで目標値を立てておりますので、なかなかそれがうまくいかないということで、次年度からは市町村が目標値を設定し、その不足部分を県とか国が広域的に実施していくようになってくると思います。そういった中で、正確なニーズ調査ということが大変重要になってくるわけで、多分8月ぐらいまでに結果を出さないといけないといった状況にあると思いますが、総合計画との整合性と、私は総合計画をつくるに当たって、グループインタビューということで生の声が大変聞けていると思います。その中で、やはりそういった声を取り入れ、あと多分不足しているのは子育て中の保護者の声と子供の声を足せば、愛西市におけるニーズというのが大変正確につかめるのではないかというふうに思っております。そういったことで、このアンケート調査の実施の仕方についてどのようなお考えなのかお伺いしたいと思います。

それから、また同じく児童福祉費の児童館全般についてお伺いしたいんですが、よく児童館の方も訪問させていただくわけですけれども、午前中特に利用者が大変少なく、せっかくの施設がなかなかうまく利用されていないところもあるかと思うんですが、そこで未就園児に対してのサポートというのをある程度もう少し強化できたらなというふうに私自身思っております。今の学童クラブ以外の方々の児童館の利用状況、一般の学童じゃない子供たちとか未就園児とかあると思いますが、そういった人たちの利用状況についてお伺いしたいと思います。

以上、民生の方はそれだけお願いします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

まず、1点目の産前・産後の家事のサポートですけれども、確かに稲沢市さんにつきましてはファミリーサポートの中に一部入れてありまして、そういうことをやっているということを確認はさせていただいておりますが、一宮市さんの場合は別立てで産後ヘルプ事業ということ

でやっておられるようですし、またほかの市町では育児支援家庭訪問事業というような形でやっておみえのところもあります。いろんなやり方があるようでございまして、私どもも一度、この4月から始まるわけでございますが、こういった問題以外にもいろいろ問題が出てくるかと思っておりますので、そういったことを受託団体ともよく相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、次世代育成支援行動計画の策定でございますが、2月に課長会議がありまして、その中で今後のスケジュール等が出てきたわけでございますが、おっしゃるように改定に当たっては多様な主体による参画、協働を推進するということを言われております。その例といたしましてはグループインタビュー、あるいは子育て支援団体によるワークショップ、そういった例が挙げられておるわけでございますが、その取り組みの推進につきまして、改正される行動計画策定指針に盛り込むよということで通知が来ておりまして、その指針が8月に示されるということになっております。したがって、その指針に沿って、それをよく見ましてアンケートに移っていききたいというふうに思っております。

それから、児童館の利用状況でございますが、平成19年度2月末までの集計でございますが、これは学童以外の利用でございますが、9館、児童館が3館と子育て支援センターが3センターあるわけでございますが、トータルで6万7,143人の御利用をいただいております。前年に比べまして4,689人の、2月末現在でもこういった利用がふえているという状況でございます。先日も児童館運営委員会等開催をいたしました、各センターとも未就園児のグループづくりとか、そういったことに力を入れておってもらうわけですが、今後もなお一層そういうことにも力を入れていただくように進めていきたいと思っております。以上でございます。

#### ○5番（吉川三津子君）

いろいろ御答弁いただきましてありがとうございます。ぜひ前向きに取り組んでほしいと思います。

続きまして、4款の衛生費の方の質問です。2項清掃費のごみ処理費で、概要書の51ページ、予算書の153ページで、海部地区環境事務組合負担金、金額としまして8億1,962万円についてお伺いしたいと思います。

この八穂のセンターというのは、焼却灰を溶融して溶融スラグをつくり、その溶融スラグを路盤材とかに使ってリサイクルできるんだということのふれ込みで高価な灰溶融炉が導入された清掃工場であります。しかし、溶融スラグというのが実際にはリサイクルされずに、美和町に最終処分場がつけられてそこに埋め立てされている。その美和町の最終処分場は事務組合の方が買われたということなんですけれども、この最終処分場の購入費、そして維持管理費、これの利用年数、あとの余命についてどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思っておりますが、この海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターにおきましては、御承知かと思いますが、平成10年の7月から平成14年5月にかけて建設が行われたということでございまして、建設当時の灰の溶融炉の

位置づけにつきましては、焼却灰、集じん灰に含まれますダイオキシン類の低減及び埋立物の溶融化が主眼だと言っておられました。それで、議員おっしゃっていただきましたように、現在は美和町の最終処分場、これは美和の町有地だということでございますが、面積1万2,297平米の町有地に平成17年度に2基の処分場を造成いたしております。そしてその後、平成17年12月から平成20年、ことしの7月まで埋め立てを行い、その後におきましては1基造成をいたしまして、平成21年の9月から最終23年の9月まで埋め立てをする計画と組合の方から現在お聞きをいたしております。維持管理費等の経費を含めてでございますが、経費関係につきましては、建設当初、17年の造成費につきましてはお聞きしますと1億80万円ほどの金額だったということで、並びに周辺環境につきましては3,628万円ほど、そして現在も含めて、維持管理費でございますが、大きなもの、ウエルポンプで水をくみ上げております電気代等を含めまして、約年間670万円ほどの経費がかかっておるようでございます。そして、平成20年度におきまして新たに新規の工事として行います部分、6,930万円を造成工事費として計上しておるようでございます。そして、周辺の環境整備の負担金といたしましては2,494万8,000円を計上しております。以上でございます。

#### ○5番（吉川三津子君）

やはりそういった問題も広く市民に知らせていただいて、最近ごみの量が大変ふえているかと思えます。事業系ごみの扱いについても、どんどん引き受けていっていいのかという問題もあると思えますので、ぜひごみ減量の方向に向けて、愛西市の予算の中では大変大きな金額となっておりますので、やはりここを少しでも削減するような努力をしていただきたいということを1点お願いをしておきます。

それから次に、6款の農林水産業費、それから1項の農業費・農業振興費で、概要書の59ページ、予算書の159ページの農業振興地域整備計画基礎資料及び農用地利用計画策定委託料についてお伺いいたします。

斎場の問題で、この農業振興地域の問題は何度か議会の方で触れさせていただきました。情報公開請求による請求者の個人情報漏れの問題になりました総合斎苑建設調査特別委員会の議事録を私昨日拝見いたしました。その中のやりとりで、当初から2万平米を超す農業振興地域除外の手続は大変であるということが、もう平成18年の10月の委員会から既に議論が上がっているということは私は知りました。その中で、市長が県にこれだけ必要だと言えば済む話だとか、2町5反は一発で許可が出せないとか、農振除外は2万平米を農業用地と分けてクリアできそうだとか、それから道路整備が必要で2万を切ればいいということを県からオーケーをもらったとか、そんなやりとりがこの議事録の中には残されております。この斎場の北側に計画されている物流センターにおいても、道路の拡張がなければ2万平米を超す敷地であったかと思えます。こういったやり方というのは、私は何度も申し上げておりますけれども、産業廃棄物の問題にかかわってきておまして、こういった脱法的な行為が産廃業者によってあちこちで行われている、それをやはり行政みずからこういうやり方をしてほしくないというのが私の願いであります。やはりこういった法律を私は市としてほかの地域以上に遵守していただき

たい、そういった思いでおりますが、愛西市においてこういったやり方を今後も認めていくのか、また今後こういった事案が出たときにこういった指導をしていくのか、市としての方針を伺いたいと思います。

**○経済課長（大島静雄君）**

まずもって今回お願いしておりますのは、4町村が合併しまして市全域についての農振地域の基礎資料及び農用地利用計画の策定のものでございます。ただいま御質問の関係でございますけれども、これにつきましては、農用地利用計画変更申し出書というのがございます。これの提出があれば書類のチェック、また現地調査を行いまして、農振地域促進協議会を経まして県の変更事前調整を依頼するものでございます。なお、経済課につきましては、申し出書が出てこない限りどのような状況というのは把握はできませんので、それに基づいて審議をするということとなっておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

**○5番（吉川三津子君）**

こういったケースが私としては1カ所、2カ所ではないんじゃないのかなという疑問を持っているわけですが、こういった事例が出てきたときに何らかのアドバイスというか、そういうのをされてこういったことになっているのでしょうか。それとも、道路が寄附ならば何でも受けるんだという形で市の方は対応していらっしゃるのか、それが必要な道路でないならば寄附を拒まれるのか、その辺はどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

**○経済課長（大島静雄君）**

やはり、先ほども言いましたように、申請書そのものが、申し出が出ない限りはこちらとしてもどういう状況なのかというのはわかりません。ですから、前もって面積の大きいものについては県の方へ相談に行かれます、まずもっては。ですから、私どもにその申請書というのが申し出が出てくる場合には、その案件について審議するだけでございますので、2万平米を超えるのか2万平米を切るのかということになれば、これは一度県と相談をしたいということで申し上げます。

あと、道路関係につきましては……。

**○企画部長（石原 光君）**

寄附の関係で今御質問がありましたので、その寄附の関係の取り扱いですね、その見解についてお答えをしたいと思います。

吉川議員がおっしゃるとおり、道路だから何もかも寄附を受けるのかという前提での考えは持っておりません。と申しますのは、その道路を仮に前提でも寄附採納願があれば、私どもの手続については、公有財産規則を設けております。その中で、寄附採納の手続というのは明確にしております。当然現地調査も含めまして、あるいは寄附採納者からの理由というものを的確に把握した中で、受けられるもの、受けられないものというものを判断しながら事務処理をしておるのが現状でございます。以上です。

**○5番（吉川三津子君）**

ぜひこの法律を遵守するような体制をつくっていただきたいということをお願いして

おきます。

それから概要書の61ページ、予算書の163ページ、ちょっと私土地改良区についてあまり詳しくないのでお伺いしたいんですが、土地改良施設整備事業ということで2億1,395万円の予算が出ております。勉強会のときに補助裏とか補助金裏という言葉が使われたんですけども、県と市との補助金がセットになった事業だと思うんですけども、こういった事業ができていくときに市がどうかかわっていくのか、どこで合意をしてこういった事業ができていくのかお伺いをしたいと思います。

それから次に、7款の商工費についてお伺いします。多重債務相談についてです。概要書63ページ、予算書169ページです。

この問題は平成18年の3月に一般質問させていただきまして、当時は担当部署もなく、多重債務の問題は行政のする仕事ではなくて借りる人が悪いんだというような職員の方もいらっしゃって、質問の前に事前調査をしたときにそんな職員の認識もあったかと思いますが、2年たって随分変わってよかったなというふうに思っております。愛知県においては、他の都道府県に比べて大変相談窓口が充実しております。件数も大変多くて、相談が受けやすいような状況になっているわけなんですけれども、担当の相談員が不在のときに職員が相談先等を対応できるような体制が必要かと思いますが、その体制についてお伺いをしたいと思います。

#### ○農業土木課長（飯谷幸良君）

各土地改良区におきまして、愛知県土地改良事業補助金交付要綱に基づきそれぞれ事業を申請されております。地元分担金と国・県の補助金を除いた残りの分を予算計上しております。単独土地改良事業について簡単に御説明をさせていただきますと、一般的に希望地区調査によりまして概算要求をいたします。県の予算の範囲内で各土地改良区、それぞれ各地区に6月ごろ補助金の割り当てがあります。それに基づきまして補助金交付申請をし、8月ごろに交付決定がされます。同じように愛西市の方へは県の補助金交付決定通知の写しをつけて補助金交付申請をしてもらいます。それから事業をされるという流れでございます。以上です。

#### ○経済課長（大島静雄君）

御質問でございますけれども、消費生活多重債務相談を月1回20年度から予定をしております。なお、20年度におきます県民生活プラザの相談体制でございますけれども、海部県民生活プラザ、これは御存じのように海部総合庁舎にございますけれども、消費生活相談は月曜日から金曜日、9時から4時半まで、多重債務相談は月曜日から金曜日、9時から5時15分で行われますので、もしこの市の月1回の相談日以外につきまして、また相談日におきましてもしも重要であるということであればそちらの方を紹介させていただきます。以上でございます。

#### ○5番（吉川三津子君）

土地改良事業の方、ちょっと私、計画が立てられる段階で市のかかわりをお聞きしたつもりでございましたので、それを再度御答弁をいただきたいと思います。

それからあと多重債務相談についてですけども、先日勉強会の折に県民サービスセンター

で相談員をされている方をお願いするというお話だったと思うんですが、今ホームページの方で相談員が公募されているんですけれども、もしかして私の勉強会での聞き間違いでしたらまた教えていただきたいんですけれども、その点について教えてください。

#### ○農業土木課長（飯谷幸良君）

排水路の関係でございますので、各土地改良区域内の排水路につきましては、土地改良区の方から申請をしていただいております。ですから、それぞれの土地改良区で優先順位もつけておみえになろうことですし、あるいは理事会、総代会で予算化もされております。市で各土地改良区の水路についてかかわることはございません。

#### ○経済課長（大島静雄君）

前回の勉強会でも申し上げましたのは、多重債務、消費生活の相談を行われる方は、ある程度の資格を持ってみえる方しかできませんということでお答えを申し上げております。

#### ○5番（吉川三津子君）

最後になります。社会教育総務費、サクラメントの愛知県人等交流事業について、総額は多分計算しますと約916万円になるかと思いますが、概要書の80ページでございます。こういった事業というのは、私まだ平成17年の全国のこういった国際交流のデータしか持ち合わせてはいないんですけれども、愛西市というのは県下でトップクラスの高額な自治体負担になっております。全国的に見てもトップクラスの予算をとっているわけなんですけれども、今年度、最近について他市の実施状況、それから予算をどれぐらいとっているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、国際交流は必要なことで、フレンドシップ関連で県からも助成金などが昨年も来ておりますけれども、市内に住んでいる方との交流というのはとても大切かと思いますが、市内での国際交流の進め方についてどのようなお考えをお伺いいたします。

それから学校給食について、P F I 導入の可能性調査、概要書の86ページです。こちらにつきまして、勉強会の折にもちょっと発言させていただきましたが、合併して食材の一括購入とか統一メニューとかで、私としては一貫した改善を求めてきたわけなんですけれども、今食の安全の問題、それからアレルギーの問題等いろんな事件が起きておまして、ますます手づくりの大切さというのが見直されてきていると思います。今では給食センターでは手づくりをということで大変以前よりよい状況になってきておりますけれども、今後食育や地産地消を進めていったりとか、どんどんアレルギーの子供がふえていて個別の給食をつくらざるを得ないような状況にも迫られていると思いますが、そういうことを考えると、この大規模なP F Iによる給食センターというのは、今の子供たちの現状、食の現状に逆行するのではないかというふうに考えております。コストだけを追うのではなくて、やはり子供たちのよりよい給食のあり方についての調査もしていく必要があると思いますが、そちらについてのお考えをお伺いしたいと思います。

それから最後に、10款の教育費、小学校費の方でお伺いいたします。

今、小学校区を超えて入学ということが数件あるかと思いますが、その現状と教育委

員会の考え方、方針についてお伺いしたいと思います。以上です。

○教育部長（水谷洋治君）

まず、国際交流の関係の他町村の状況について御報告をさせていただきます。

まず津島市でございますけれど、予算額といたしましては300万円でございます。それで、これにおきましては、姉妹都市を制定されておりますハーキュリーズの方へ、国際交流協会に委託をして人数的には7名で行われております。

次に、稲沢市の関係でございますけれど、稲沢市におきましては1,000万円ほどが計上されておるといって伺っております。人数におきましては、これは市内の中学校9校あるそうでございます。4名ずつの36名と、あと引率教員として4名、そのほかに添乗員ということで41名でございます。ここにおきましては、行き先はカナダというようなことで、10日間を予定してみえます。

次に、海部郡の関係の飛島でございますけれど、飛島におきましては、アメリカのリオビスタ市の方へ7日間お出かけになられます。人数といたしましては39名ということで、事業費といたしましては1,520万円ほどでございます。

それから、最後に蟹江町さんでございますけれど、蟹江町さんにおきましては平成20年度から始められるということ伺っております。行き先といたしましては、アメリカのマリオン市ということで8日間でございます。人数の関係でございますけれど、中学生8名、引率者2名ということで、あと随行員、添乗員、合わせまして17名ということで、事業費といたしましては560万円ほどでございます。

また2点目の、まず市内の外国人さんとの交流というところでございますけれど、そのようなことも確かに方策とは考えますけれど、私も愛西市におきましては、この地域から渡米された多くのアメリカ移民という関係がございます。私もといたしましては、歴史的文化の継承という意味から考えておりますので、そのような意味合いで今回もこのような形で進めたいということで予算計上をさせていただきました。

次に、学校給食のPFIの関係でございますけれど、PFI導入可能性調査を今回学校給食の方で計画をさせていただきました。これにおきましては、従来の整備手法とは異なりまして、議員御存じのように、民間手法を活用しての事業でございます。それで、今回この調査を行うにつきましては、給食センターを今後どのようにやっていったらいいかというようなこと、またそれにつきます整備手法とか、また経済的なこと等で検討をお願いするものでございまして、あくまでPFI手法ありきで今回の調査費を計上したものではありませんので、あくまで検討手法の一つを検討するという意味でのことでございますので、よろしくお願いをいたします。

それから、今食の安全とか、あとアレルギー等の関係も言われまして、確かに小規模なところでやれば本当に手づくりで心のこもった学校給食を子供たちがいただけるわけでございますけれど、総体的に考えまして、やはり経済面というのが私も一番大きなウエートになってこようかと思っております。そういうようなことから踏まえまして、今回このような手法のもとに検討の一部とさせていただきますのでございます。

また、食の安全等におきましても、特にギョウザの関係等がありましたけれど、佐屋センターの方におきまして安全等につきまして安全確認の資料等を収集しておりまして、当たり前のことかもしれませんが、安全の確認ができないものにおいては使用しないというようなもとに進めてまいっておるところでございます。

それから、最後の学校区域を超えた通学の関係でございますけれど、これにおきましては、教育委員会といたしましては、以前から引っ越し等の関係で学年末での就学校の変更とか区域外通学においては認めておりました。また、近年DVとか離婚調停などによります家庭の事情で住民票を異動させたくてもされられないというようなケースもございます。それにあわせて、いじめとか児童・生徒の家庭環境等、生活環境等にも配慮をする必要が当然ございますので、このような申請があったときにおきましては、定例の教育委員会でケースごとに検討をさせていただいておるところでございます。なお、就学校の変更の関係でございますけれど、小学校におきましては13名、中学校におきましては5名でございます。以上です。

#### ○5番（吉川三津子君）

御答弁ありがとうございます。

1点、給食の問題ですけれども、やはりアレルギーのお母さん方の負担というのは相当なものなんです。やはりお昼の給食時に合わせてお弁当を運んだりとか、今は小規模だからやれている方たちもいると思います。そういった面も含めて、やはり加工食品ですと原材料が何かというのを追求するのにも限界があります。手づくりであれば材料が何かということで安全の確保ということも確認しやすいということを思っておりますので、コストだけではなく、やはり子供を中心に考えて取り組んでいただきたいということを1点お願いしておきます。以上です。

#### ○議長（佐藤 勇君）

これで休憩をとります。

なお、報告させていただきますが、本日の議案質疑に対する日程は、日程第26の委員会付託まですべて延長してでも行いますので、以後質問する方々、いろいろと御協力をよろしく願いいたします。

10分間の休憩にします。再開は2時50分です。

午後2時40分 休憩

午後2時50分 再開

#### ○議長（佐藤 勇君）

休憩前に引き続き、26番・宮本和子議員、どうぞ。

#### ○26番（宮本和子君）

ちょっと吉川議員と重複するところは簡略に質問するという形で行っていきたいと思います。一般会計予算の概要書の45ページの次世代育成支援行動計画ですが、先ほども子育て中の若い方たちのニーズをというお話がありました。私はこういった若い子育て中の方たちの声を反映するには、やはり策定委員会にそういう方が参加できるということが大切です。また公募をして策定委員会に参加できるようにことを考えておられるか、その点をまずお聞かせ願いた

いと思います。

2点目ですが、ファミリーサポートセンターがいよいよ、21年を予定していたけれども、1年半繰り上げて20年度からスタートするということになりましたが、現在の準備状況はどのようになっているのか、またPR、周知などはどのように行っているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから3点目ですが、43ページの高齢者タクシー扶助費の各地区ごとの利用状況等、減額についての理由をお聞かせ願いたいと思います。

それから4点目ですが、47ページの自立支援教育訓練給付費の予算が3倍以上にふえておりますが、資格取得のための職業能力開発講座にはどんな講座があり、予算算定の内訳の内容がちょっとわかりにくいので、そこら辺についてお聞かせ願いたいと思います。

そして5点目ですが、PFI導入可能性調査委託料ということですが、今回愛西市で初めてのPFI導入ということですが、PFI導入調査とはどこでどのような調査を委託するのか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

この5点についてまずお尋ねをいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

まず、次世代育成行動支援計画の策定委員会への参加の委員の関係でございますが、宮本議員さんの趣旨であります若い子育て中のお母さんの参画をというお話でございますが、吉川議員の質問にもお答えさせていただきましたように、今回の改定に当たりましては、多様な主体による参画、協働の推進ということがうたわれておりました、グループインタビュー、あるいは子育て支援団体を構成員としたワークショップによる提言、こういった手法も入れてつくるようにということを言われておりますので、策定委員会への参加云々は別にいたしましても、若い子育て中のお母さんの考えも十分取り入れていきたいというふうには思っております。

それから、ファミリーサポートセンターでございますが、2月に第1回の提供会員の講習会をやらせていただいたわけですが、2月末現在で提供会員が36名、依頼会員が29名、両方会員が7名ということでございます。また、3月28、29、両日にわたりまして提供会員の講習会を予定しております、現在15名の申し込みをいただいているところでございます。

それから、広報等にも掲載させていただいておりますが、ポスターですとかチラシ等も配布させていただいておりますし、依頼会員の説明会も3月末に計画しているというような状況で4月を迎えたいというふうに思っております。

それから、高齢者タクシー扶助の減額の理由でございますが、これは基本料金が平成19年の10月に初乗りが610円から500円に引き下げられたことによります減でございます。

それから、自立支援教育訓練の給付費でございますが、概要書には10万3,000円掛ける12ヵ月プラス3万円掛ける5人というふうにあります、これは2種類の中身がございます、まず10万3,000円の方でございますが、これは看護師さん、准看護師さん、介護福祉士、保育士などの、そういった職業に有利な資格取得と経済的自立のために2年以上養成機関で受講した場合に月額10万3,000円、ただしこれは就業期間の最後の3分の1の期間だけということ以最

高が12ヵ月、例えば3年の期間を要するものであれば、最後の1年間に補助するといった内容でございまして、10万3,000円掛ける12ヵ月ということになっております。

それから3万円の5人でございますが、こちらは自立支援教育訓練給付費ということで、パソコン教室等の短期間講習等の費用の助成でございまして、受講料の2割相当額を助成させていただくもので、上限が10万円、下限が4,000円ということで平均して3万円の5人分ということで計上させていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

私の方からは学校給食のPFIの関係でございすけれど、先ほどの吉川議員さんの質問でもお答えしておりますけれど、今回の調査につきましては、従来の整備手法と比較をした場合にどのような整備手法が一番ベターなのか、というのは経済的なことも踏まえての検討と、また補助金の関係とか特例債、また契約期間の年数とかをあわせて調理業務をどうするかというような関係でございまして、総合的に比較検討を行う事業でございす。それで、どこにどのような業者というお話でございすけれど、私ども現在のところ業者というのはもちろん決めておりません。コンサルを考えておりますけれど、業種的には総合コンサルタントの方に委託の方を考えておるところでございす。以上です。

#### ○26番（宮本和子君）

今回は、次世代育成支援行動計画では今までとは違ったワークショップやグループ討論、ミーティングなど行われるということで、そういった場合の具体的にはどういうやり方で若い方たちからどのような形で声を聞くというふうな、具体的にはどのような形で行われるのですか。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

こういった指針につきましては、例として今のところは来ているだけでございまして、8月にきちっとした指針を出すということを県が言っておりますので、そちらを見ました上で考えていきたいというふうに思っております。

#### ○26番（宮本和子君）

では、本当に若い子育て中のお母さんたちの意見が反映する次世代育成支援行動計画にぜひしていただきたいと思ひます。

それから、ファミリーサポートセンターでは、人数もそれなりに、提供者の講習会や、また利用する方も多々あるようですが、やはり若い方がこういう制度があるのに知らなかったということのないようにぜひPRを行っていただきたいと思ひます。

それから、3点目の高齢者タクシー扶助費の問題ですが、各地域ごとの利用状況がわかたら教えていただきたいと思ひます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

1月末現在でございすますが、佐屋で279人、立田で26人、八開で9人、佐織で343人、合計657人でございす。以上でございす。

#### ○26番（宮本和子君）

今回は減額については基本料金が500円に下がったということですが、利用状況が減ってい

るという状況じゃなくて、利用状況は合併後からはふえている状況にあるわけでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

利用率でございますが、平成17年度が39.5%、平成18年度が43.93%、現在のところ19年度は36.8%ということでございますが、40%台にまで乗るか乗らんかという、19年度はそういうところかなあというふうに予想しております。以上でございます。

○26番（宮本和子君）

そういう点では佐屋地区なんかを比較しますと少ないと思いますし、やはりまだまだこういった高齢者タクシーチケットの存在を知らない高齢者も多いわけですので、そういう点ではぜひ周知を徹底していただいて、老人会とか老人福祉センターなどでポスターなどでお知らせして、お医者さんに行ったり目的を持って利用ができる制度ですので、そういう点では本当にこれを利用されている方は大変喜ばれているわけですので、ぜひもう少し直接高齢者の集まる場所でお知らせするチラシをお渡しするとか、そういうことをもっとしていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

高齢化が進みますと、やはり高齢者の足の問題は非常に重要な問題になってくるかと思いますが、その辺も十分含んで進めていきたいと思えます。

○26番（宮本和子君）

それから、47ページの自立支援教育訓練給付金の問題で、母子家庭の方のこういった講習会ということで、2年以上の場合は1年間の費用負担ということなんですが、准看護師さんや保育士さんなどいろいろあるんですが、やはりこういった時間を保証するということは、この場合は1名の人数ですよ、そういう要望はあまりないのか、またパソコン講座なんかは5名ほどの予定なんですが、すぐ簡単に講座も受けやすいので要望もあるかと思いますが、1名で足りるのかどうかということと、こうした講座で資格を取得されて就職なんかにつながった例もあるのでしょうか、その点をお聞かせ願いたいと思えます。

○福祉部長（加賀和彦君）

今回1名計上させていただいておりますのは、看護師の学校を今年度卒業される方がありまして、そういうことで上げさせていただいておりますが、以前にも保育士の資格を取られた方とかいろいろ過去あります。現在、実績は持っておりませんが、そういった資格が就職に結びついたという例もございますので、今後ともこういった御相談があればそういう方には乗って対応していきたいというふうに思っております。

○26番（宮本和子君）

5点目のPFIの導入の問題ですが、先ほども吉川議員のお話がありましたように、やはりこういったPFIという民間主導型の公共事業ということで、法律が1999年から施行されて各自治体で民間主導型の公共事業ということでこのPFI導入をされているということがありますが、やはり私は子供の健康と食育に大きくかかわる学校給食としては、このPFI、民間主導の公共事業にはふさわしくないというふうに考えております。サービス提供には、長期

にわたる高率な支払い義務と内容は民意主導で進められ、何か問題が起きれば最終的なリスクは市が負うというようなことになり、なぜ学校給食センターにPFIを導入しようとしたのか、その経緯についてお聞かせ願いたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

まず、今回の導入可能性調査に至った経緯でございますけれども、実は私ども市の方でPFIのガイドラインと申しますか、そういった指針を設けております。その中の一つのガイドラインの中に、将来愛西市がPFIを導入する上において、まず調査というのは前提になるわけですね。その一つの基準が、いわゆる初期建設費用が10億円以上の事業、それからそれぞれ単年度の維持管理運営費が1億円の事業についてPFI導入の検討をしていきたいと思いますという一つのガイドラインがございます。ですから、今回一つの概算事業費と申しますか、今回の給食センターの建設事業の関係ですけれども、今の10億円以上、1億円以上というものに該当することになりましたので、まず内部の検討委員会がございますので、その議を経て今回予算として可能性調査について予算をお願いしようという一つの経緯で今回御提案申し上げておるといふ状況でございます。

#### ○26番（宮本和子君）

そういう点では、先ほども申し上げたように、私は給食センターというのが金額的には10億円以上、立田と佐屋の給食センターをしようとするならばそういう形になるということで検討のうちに給食センターが入ったということですが、先ほども吉川議員もおっしゃいましたけれど、これから本当に食育ということと子供の健康ということに学校給食については大きくかかわる問題でありますので、やはりPFI導入と民間主導で行われるということでは私は納得はいきません。また、今回の一般質問でもこの問題を取り上げて質問をさせていただきますが、そういうPFI導入、こういった可能性調査とはいえ、調査によって財政的な面だけで学校給食を考えるということはぜひやめていただきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは次に、24番・加藤敏彦議員。

#### ○24番（加藤敏彦君）

農林水産関係で5点ほど、また土木費関係で3点ほどお尋ねをいたします。

一般会計予算153ページですが、勤労者住宅資金融資預託金の予算についてですけれども、今年度の実績見込み、また金利、利用の拡大についての考えをお尋ねいたします。

それから、次に156ページの農業振興費ですが、今原油の値上がり大きな問題となっておりますが、この農業振興の関係で値上がりによる経営の影響についての状況や、また支援対策としての考えはあるでしょうか。

それから、167ページの生産調整助成金の関係でお尋ねいたしますが、集団転作として96.2ヘクタールの計上と、それから加工用米が計上されておりますが、水田面積全体の中でどれだけの転作になっていくかということと、それから米と麦、大豆という品目が計上されておりますけれども、ニュースなどでは飼料稲というものも出てきておりますが、そういうものも今後対

象になっていくのかどうかお尋ねしたいと思います。

それから163ページ、宮田用水の関係で予算が出ておりますが、宮田用水の関係で佐織の湧高地区の用水については暗渠化して道路の拡幅をしてほしいという要望が出ておりますが、この計画はどうなっているのでしょうか。

それから167ページですけれども、古瀬地区の排水機の機能調査の予算が計上されておりますが、調査の内容、それから予定される工事内容や工期などについて説明を願いたいと思います。

とりあえずお願いいたします。

#### ○経済課長（大島静雄君）

第1点目でございますけれども、現在は東海労働金庫のみの契約となっております。平成19年度の実績見込みにつきましてはございません。なお、金利につきましては固定で3.8%、変動は2.75%でございます。なお、平成19年10月1日実行分よりということになっております。利用の拡大については、広報掲載を考えたいと思っております。

2点目でございますけれども、これにつきましては、平成20年度に国におきまして農業生産地球温暖化総合対策事業というのが事業として行われるということがつい先日メール便で来ました。詳しい内容につきましては今わかりませんが、6月ごろになるという予定でございます。なお、これにつきましては農協等によります各農家への事業の取り組みの調査等を行っているところでございます。市としましては現在その支援は、内容そのものもわかりませんので考えておりません。

それから、3点目の飼料作物の対象云々のお話もございますけれども、飼料作物の水稲につきましては、この2月29日に海部農林水産事務所が来庁されまして説明がございました。当初予算の作成も済んでおりまして、担当としては戸惑っているのが現状でございます。市としましては、これにつきましては助成は今のところ考えておりません。また、あまそだち推進協議会事務局、これは農協にございますけれども、ここに確認しましたところ補助をしていく予定はございませんという返答でございました。なお、近隣におきます津島、弥富市、稲沢市にもお伺いしましたところ、予定はないということでもございました。

それから、どれだけの転作面積かということでもございますけれども、現在19年産の生産目標面積の達成状況ということでもございますけれども、ただ御存じの方もいると思いますけれども、あまそだち推進協議会というのがございます。これにつきましては津島市の西部、それから愛西市も入っておりますけれども、この中で361ヘクタールも多いよということでも国の試算で出ております。ですけれども、実際はこれを上回ることはないだろうとも言われておりまして、今手元に各農家から面積の調査が行っていると思いますが、それを把握して農協はこれだけの面積を実施しているよということで打ち出したいということも言ってみえます。以上でございます。

#### ○農業土木課長（飯谷幸良君）

163ページにございます宮田用水関係の予算でございますが、これにつきましては、湧高地

区とは別事業でございますので、その辺だけ御理解をいただきたいと思います。

それで、議員より質問がございました。高瀬地区の事業化につきましては、現在県営事業で採択してもらえよう県及び関係機関と調整をしているところでございます。

続きまして167ページの委託料の関係でございますが、今回排水機能調査、高瀬地区の委託料につきましては、高瀬の排水機につきまして、県営湛水防除事業での採択に向けて今回調査をさせていただきたく予算計上をさせていただきました。工事内容と工期につきましては、採択並びに国・県の予算影響を受けますので何年とは申し上げがたいですが、採択後工事完了までは7年間を予定しております。以上です。

○24番（加藤敏彦君）

じゃあ、農業関係で再質問をいたします。

住宅資金の関係ですけれども、金利が3.8%とか2.75%、高いか低いかはありますけど、やはり今低金利時代で、この金利がもっと下がらなければ利用がないと思いますが、この金利を下げっていくことについての考えをお尋ねしたいと思います。

○経済課長（大島静雄君）

これにつきましては、東海労働金庫の津島支店というのがございます。そちらの方から利率の改定ということで案内が来ますので、こちらとしてもそちらの方に従うということになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○24番（加藤敏彦君）

この住宅資金ですけれども、融資額をふやすならばこういう金利の中で借りていただければ融資額がふえてくると思いますけれども、やはり積極的に借りていただくこうと思うと、金利を下げっていくということが非常にポイントになってきますが、市長にお尋ねしますが、市独自の努力も含めて金利を下げっていくという考えはないでしょうか。

○市長（八木忠男君）

お答えをいたします。

この件についても、それぞれ過去幾度となく御質問やらはいただけてきているわけでありまして、利用者の方も少ないこともまた事実であります。金利の面についてもそうでありますけれども、この金利についてもそれぞれ銀行さんの提案の中で私ども採用してお願いしているわけでありまして、御意見としてお伝えはいたしますけれども、市としてのそうした考え方の中で進めているということでございます。よろしくお願ひいたします。

○24番（加藤敏彦君）

じゃあ次に進みます。

農業振興費につきましては原油の値上がりなどで、特にニュースになったのは福祉灯油の問題などがニュースになって、どうやって援助していくかと、支援していくかということですが、農業においても国の方でそういう支援策が打ち出されてきているということですので、またわかりましたらお知らせいただきたいと思います。

それから、生産調整の関係ですけれども、生産調整で先ほど目標として361示されておしま

すが、この割合は何%ぐらいというふうに見ていったらいいんですか。

**○経済課長（大島静雄君）**

割合というのはちょっと把握しておりませんが、先ほど言いました361ヘクタールというのは、作付してもよろしいですよという面積をそれだけオーバーしているということですので、超過しておるといふ面積ですので、御理解願いたいと思います。

**○24番（加藤敏彦君）**

転作の種目として飼料稲というのを聞いたわけですが、これまでは輸入飼料の方が安くて飼料稲をつくっても高くて元が取れないと。しかし、今諸般の値上がりの中で、飼料稲でも採算がとれ始めていると。そういう中で説明が出てきていると思いますが、やはり農地を、また水田をどうやって守っていくかという中で、こういう問題も今後の検討となっていくと思いますので、実際にそれをやられる方が出てくるような努力をこれからしていく必要があると思いますので、これは今後の課題として検討していただきたいと思います。

それから、宮田用水の関係ですけれども、県との調整中という形で住民の要望を実現しているということですが、調整の中身ですけれども、いつごろ事業化をしていくような形での調整をしてみえるのかお尋ねしたいと思います。

**○農業土木課長（飯谷幸良君）**

この地区におきましては、旧佐織町時代から大雨が降りますと湛水被害がございました。平成18年度にこの湧高地区の排水状況調査を実施させていただきました。その結果、宮田用水の管理水路を改修すれば湛水被害が防止できるという結論になったため、今事業実施の検討を行っているところでございます。宮田用水の管理水路でもございますし、愛西市がボックス化して上部利用するかどうか、またそれを事業化できるかどうか費用の負担も含めて今調整中ですので、よろしくお願いをいたします。

**○24番（加藤敏彦君）**

今答弁で、18年度に調査して改修で雨水対策ができるという状況のもとでの調整ということですが、今年度、また来年度、事業化ができるような形で準備がしていただけるというふうな受けとめてまいります。

それから、古瀬の排水機の調査ですけれども、以前ふるさと創生の桜の木も切らなければいけないとか、そんな話も聞いているわけですが、工事の内容として、特にどういう工事を想定した調査になっていくのか、もう少し具体的にわかりましたらお願いしたいと思います。

**○農業土木課長（飯谷幸良君）**

今回の調査内容につきましては、排水系統や流域面積の調査、湛水状況の調査・検討、排水機場を建設する位置や排水機の実力の検討、またそれに伴う排水路の改修計画の検討、用地買収が必要であるかどうか現地を調査し、事業量、事業費等の改修計画を策定し、事業計画に向けて検討するための調査でございます。

**○24番（加藤敏彦君）**

古瀬の排水機ですが、今の答弁を聞きますと、以前貯水池の機能が不十分だという形での説

明があったと思いますが、今の説明ですと、排水機そのものもつくりかえる可能性もあるような調査内容になっていくのでしょうか。

#### ○農業土木課長（飯谷幸良君）

今、愛西市内に関係する排水機場につきましては47ヵ所ございます。古瀬の排水機場につきましては昭和45年設置ということで、その中では古い方から数えた方が早い状況でございます。当然愛西市は大部分が海拔ゼロメートル以下の地域でございますので、排水機で強制排水をしないと生活ができないということで、県とも相談しながら、一つ更新するにも莫大な費用がかかりますので、国・県の補助を受けないとできませんので、今回この機能調査をして、もし事業にのれるということであれば方針も含めて検討をしていきたいと考えております。

#### ○24番（加藤敏彦君）

それでは、土木関係の方の質問をさせていただきます。

173ページで、日光川右岸堤防の道路建設の期成同盟の予算が計上されておりますが、さきに日光橋の開通式がありました。その中でも日光橋の歩道については南側のみで北側がありませんが、この北側の歩道についても、愛西市も利用する地元になりますので、やはり住民の要望としては当然だと思っておりますが、歩道の設置についてはどうなるのでしょうか。

それから、防災道路の建設について今後の計画はどのようになっていくのでしょうか。新日光橋と日光橋、また日光橋から北側についての計画です。

それから二つ目に179ページ、勝幡駅前広場の詳細設計委託料が出てきておりますが、19年度末までの用地買収や家屋移転の進捗状況、また20年度の計画、完成に向けた見通しについてお尋ねしたいと思います。

またあわせて、この勝幡地区の排水対策、排水問題の対応もこの中でされるのでしょうか。

それから、勝幡小学校の校庭の拡張ということが出てくるのでしょうか。駅前広場について質問いたします。

それから179ページですけれども、生産緑地地区の標識設置工事費が出てきておりますが、市街化区域の農地の宅地並み課税との関係で生産緑地のことが出てくると思いますが、この生産緑地の実施の状況、申請等の状況についてお尋ねをしたいと思います。

#### ○建設課長（恒川美広君）

それでは、日光川右岸堤防防災道路の関係についてお答えをさせていただきます。

日光橋の北側の歩道設置につきましては、津島市道ということもありますので、津島市にお尋ねをしたところ、今の形が完成形断面であるということでございますので、歩道は設置されないということでもあります。

二つ目の防災道路の佐織地区の計画はということでございますけれども、海部建設事務所に尋ねをしたところ、この事業計画には入っておりますけれども、現在蟹江町地内の国道1号線、橋のかけかえとあわせてこの付近の施行をしておるということでございます。ですから、今後のことは予算の関係もございまして、佐織地区はいつになるかというのは未定との回答がありました。よろしくお願いをいたします。

### ○用地課長（加藤清和君）

19年度末の用地買収、家屋移転の進捗状況、20年度の計画と完成に向けた見通しでございますが、土地の買収については、海部津島土地開発公社を利用し、58筆のうち19筆買収契約をしました。建物等の補償については、同じく海部津島土地開発公社を利用し、一部を除き26件のうち8件契約が完了いたしました。借家人の補償につきましては、17人のうち14人と契約が完了しております。これについては、建物所有者と同時期に契約ができないため、市との契約で行わせていただきました。

進捗状況といたしましては、件数でちょっとお願いをいたしたいと思っております。件数で土地で約32%、建物で約30%、借家人で82%です。合計の進捗率としては、約40%という状況でございます。

20年度の計画と完成に向けた見通しといたしましては、19年度同様のペースで進められるよう考えております。用地取得を3年で完了する目標で全力で取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

### ○都市計画課長（加藤善巳君）

工事関係につきましては都市計画課が担当になりますので、今後の完成に向けた見通しについてお答えをさせていただきます。

20年度におきましては、工事に向けた詳細設計を行う予定でありまして、21年度からまちづくり交付金の事業の採択を受けましておおむね3年で買収計画を終えまして、このまちづくり交付金につきましては5年間の事業でございますので、その後工事に入りまして、平成25年度を目標に完成の予定で進めさせていただくということでございます。

それと勝幡地区の排水問題につきましては、勝幡駅前広場整備とあわせて検討するということになっておりまして、計画の中で調査をさせていただきたいというふうに考えております。

それと生産緑地の指定に関しましての御質問でございますが、生産緑地につきましては、現在申し出がされている件数につきましては、これは人でいきますと22件でございます。筆数では50筆今出ております。面積は3万2,299平米でございます。現在、申し出書類の整理等をさせていただいております。今後、都市計画決定の手続を経まして、この20年末までに生産緑地として指定をさせていただく予定にしております。そして、指定した農地につきましては、市で標識を設置させていただくという段取りでございます。以上でございます。

### ○教育部長（水谷洋治君）

勝幡小学校の校庭の拡張という関係でございますけど、この関係につきましては、旧佐織町時代からの懸案事項となっておったということで伺っております。それで、私どもといたしましては、平成19年度に買収をさせていただきました。そういうことで、移転補償が済んでおることということでございます。

### ○24番（加藤敏彦君）

再質問していきます。

日光側右岸堤防の関係ですが、日光橋が予定よりも早く開通したわけですがけれども、やはり

片側歩道というのはいろんな意味で交通安全上も問題があり、やっぱり両側に歩道が私は必要だと思っただけですけども、市長の考えをちょっと伺っておきたいんですが、ぜひ要望していただきたいと私は思っております。

**○市長（八木忠男君）**

この件につきまして、全く私も情報不足でありまして、ああした状況であるということは開通式のしばらく前に聞いたわけで、現場を見ましたら北側へ行く行きどまりになって、横断歩道を渡って南側を東へという状況です。まさにあるにこしたことはないし、あった方がということはあると思っただけですけども、先ほど答弁申し上げました、津島市さんのいろんな状況の中の御判断だということでもありますので、今後いろんな場面であの状況のことはついて回るんじゃないかなあとと思いますが、私としては市の御判断を真摯に受けとめていきたいと思っております。

**○24番（加藤敏彦君）**

勝幡駅前広場についてお尋ねをしていますが、今、課長の方から用地買収や建物の買収についての状況が全体で40%ぐらいと。この数字としては順調に進んでいるというふうな受けとめてよろしいでしょうか。今、残念ながら景気が悪くて、言われることはわかるけど、なかなかそういうふうにかんのだというような話も出るのではないかなと思うんですけど、この数字については順調でしょうか。

**○用地課長（加藤清和君）**

加藤議員が御質問してみえるように、交渉につきましても夜だとか土・日を交渉に当てまして、担当者は順調に皆さんに御理解いただいておりますというふうには私は理解しております。以上です。

**○24番（加藤敏彦君）**

立ち退くということは生活そのものが変わっていくということで、条件がある人は了解いただけるんですけども、条件がない人はなかなかいただけないというのが、これからそういうことがふえてくると思いますので、大変ですけども御努力いただきたいと思っております。

それから、排水問題の対応をしていくということですが、具体的にどんな形の対応になっていくのでしょうか。

**○都市計画課長（加藤善巳君）**

まず、排水関係のどういうふうな形で流れているかということ調査しまして、その後どのような経路でもって今現在のところを改修すればいいのか、それとも新しく路線を見つけた形でやっていったらいいのかということ調査という形でまずは行わせていただきたいというふうには考えております。

**○24番（加藤敏彦君）**

排水問題は、こういう大きな事業が一つのチャンスでありますので、ぜひ解決できる形で努力をいただきたいと思っております。

それから、勝幡小学校の校庭の拡張ですけど、これは駅前広場の計画から外れたところの2

件の買収でよろしいでしょうか。

それからまた、買収後の利用の計画ですね、どのような考えを持っておられるかお尋ねいたします。

**○教育部長（水谷洋治君）**

この今言われました2件におきましては、今後の利用といたしましては、これは今飛び地で買収しておるようなところございまして、中に駐輪場を挟んでおります。当然この勝幡駅の一連の中で今後対応をしていくような形で、工事的に同時進行の形になっていくのではなからうかなあとということで、今後連携を密にして進めていきたいと考えます。

**○24番（加藤敏彦君）**

では、あと生産緑地ですけれども、申請の面積が3万2,299平米ですけれども、市街化農地の中の何%ぐらいの申請になるのでしょうか。

それから、これは多分佐屋と佐織の両方の地区に関係していると思いますけれども、地区ごとでいくとどんな数字になるのでしょうか。

**○都市計画課長（加藤善巳君）**

生産緑地の指定の面積でございますが、市街化区域の面積につきましては大体41万6,000平米ほどということございまして、市街化区域の農地面積に対する割合は約7.8%ほどでございます。

それと、佐織と佐屋分の面積でございますが、佐屋分が2万7,787平米、佐織分が4,512平米という状況でございます。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

まず、総務関係で4点ほどお聞きします。

第1点目としては、概要書で言うと17ページになりますが、この前の説明会の中でもホームページの委託料という形で外国版という形で英語版を作成するという話がありました。ただ、以前にも質問したことがあります。市内の在住外国人の中で、やはり一番多いのは中国系の方ではないかというふうに思うんですけれども、そうしたニーズで言うと中国人、中国語ということがやはり大事になってくるとは思うんですが、そうした対応についてどう考えているのでしょうか。これが1点目です。

それから2点目としては、これも17ページですが、総務関係で聞くのが一番いいと思いますのでここで聞きますが、いわゆる各種審議会委員、あるいは委員会委員、また検討委員会、審議会が幾つかありますが、そうしたものに関して以前もどういう状況になっているのか、その選定の状況なんかについて、また公開の状況なんかについて質問を一般質問でも行いましたが、現在どういう形で重複しているのか、いろんな方がいろんなところで多分委員として活躍されていると思うんですけれども、その重複状況及びその中での公募の状況についてどうなっているかについてお願いします。

それから3点目としては、概要書22ページの防災行政無線の問題で、今回佐屋地区の移動系を整備するという説明がありました。ちょっと具体的な内容についてお願いします。

それと同時に、当然移動系はこれで整備をされるということになりますが、同報系の問題については、これまでも私も含めて何人かの方が一般質問なども行っておりますが、無線、あるいはFMなどについての進捗状況についてもあわせて説明をお願いします。

それから3点目は、概要書23ページですが、徴税费です。去年途中から嘱託徴収員を募集して、徴収員の方に現年度分についての徴収、滞納分についての徴収をお願いするというところを行われています。この前の広報にも徴収員の募集がたしか載っていましたが、その実績、また活動の状況、苦情など等も含めてお願いをします。

それから、概要書24ページですけれども、行政経営システムの構築等支援委託料、ことしも昨年と同額になっています。内容的には当然昨年とも違うと思うんで、どういう形で契約をしているのか、なぜ同額なのかという問題と、それから昨年との違いについて説明をお願いします。

とりあえず総務関係で5点お願いします。

#### ○総務部長（中野正三君）

まず、1点目のホームページの関係でございますけど、確かに真野議員がおっしゃいますように、中国の方の外国人登録の中に占める割合というのは4割近いものがあるということは承知しております。ただ、私どもとして国際的に広く使われておる言語である英語という形で選ばせていただきました。ただし、このホームページのあり方につきましては、あくまで施策的なといいますか、例えば手当がこういうふうなんだよというような形ではなくて、私どもの愛西市の全体をPRする部分、つまり基本的に動かない部分、職員が入れかえを可能な部分においては除外という形の国際語化ということでございます。

それから、2点目の委員の関係でございますが、確かに以前に真野議員からだったと思えますけど、審議会等の公開についてということの御質問の中で、私自身も委員会、審議会、協議会等を拾って職員に話をした経緯がありますけど、30ほどはつかんでおります。ただし、いろんな状況があります。今、真野議員がおっしゃるような一人ひとりのリストということまでは持っておりません。確かにお一人の方が、その役職に関連する委員を何種類か兼ねてみえると思われることは十分承知しております。私どもとしては、委員会の目的に応じた御委嘱の仕方をしておるところだと考えておりますので、委嘱の中で今後考えていかなきゃならん部分もあるかと思えます。公募ということも言及をされましたけど、公募においては委員会の審議目的等に即したものであるべきだと考えております。私どもとしてそういうことも踏まえて、できるだけの対応をしてみたいというふうに思っております。

それから、無線の関係でございますが、今回佐屋地区の中で、平成18年度から3カ年に分けてやってまいりました。この半固定の無線というのは、今回佐屋地区に8カ所。佐屋は15年に既存のものが10カ所ありますので、このものを合わせて愛西市内に53カ所のものを設置するという形になります。あと車もございまして、車の設置につきましては、20年度、佐屋庁舎にあ

ります6台、以前につけたものが3台ありますので、佐屋庁舎においては9台、ほかの3庁舎におきましては8台ずつですので33台ということになります。

この後終わったら無線のあり方はどうするんだという御質問でございますが、合併時におきましては、国の方にこの電波の統合についての中で、合併に伴う防災行政無線移行計画書というものを出示しております。その中では、当時の考え方としては、立田地区にあります60メガヘルツ帯のデジタル行政無線を24年度までに全地区整備をするという計画書が当時の合併直前、17年の2月に出ているということでございます。今後どうするんだということでございますが、この部分においての金額的なものを言いますと、当時のものを置きかえますと5億2,000万ほどのものがかかるのではないかとということになっております。市民の方への伝達方法というのはいろんな方式、やり方というのが、真野議員の過去の質問の中にもありましたように、我々としてはもう一度原点に戻って考えていきたいというふうに思っております。現時点でどれを採用するかということは決めておりません。

あと、徴収嘱託議員の問題でございますが、これは基本的には国保会計の方で基本の給料は定めております。それぞれの国保と国保以外の部分で一般会計の中で歩合のものを予算化しているということです。ですから、私ども徴税費の中でやっているのは、この金額はあくまで市税を集めてきた場合の歩合の金額だけということでございます。

昨年の9月から4人の方をお願いをしましたけど、お一方が12月の半ばでおやめになりました。その後、今3人でお願いをしているわけでございますけど、現時点まででは現年度、過年度、これは一般会計、国保を合わせまして約2,300万ほどの収納をいただいております。この方たちの対応についての苦情というものは承っておりませんが、1名の欠員に対しての募集をしましたんですが、一昨日が期限でございましたけど応募がございませんでした。また改めて新年度になってから募集ということを経験を待たせませんが、私どもとして再度募集をして全力を尽くしたいというふうに思っております。以上でございます。

#### ○企画部長（石原 光君）

行政経営システムの支援委託料の昨年との違いについて御質問をいただきましたけれども、結論から申し上げます、19年度、それから20年度、この支援委託料の内容につきましては大きく変わりありません。と申しますのは、内容が職員の研修が主な内容でございます。それとあわせて、まちづくり委員会、来年度新たに設置をしますもので、当然まちづくり委員会へのサポート支援というものが主な内容でございます。そして、大きく違うところは、19年度につきましては、成果目標から目標達成に結びつくまでの道筋をあらわすロジックモデルの精査、こういったものについて職員研修等を実施したというのが内容でございます。また20年度につきましては、より一層このロジックモデルを活用して、より事業が有効であるかどうかを点検するという有効性評価システムを試行的に導入するという観点から、当然これも職員研修を実施しなければ職員も技術が身につけませんので、そういった内容をお願いしていきたいと。ですから、職員研修の実施と、それからまちづくり市民委員会への支援と。ですから、昨年と同額の予算をお願いしたという状況でございます。

○10番（真野和久君）

再質問ですが、ちょっと確認ですけれども、今回の英語版のところについては、職員のところで変えられるところは英語版にしないというふうに今説明がありましたけれども、PR的なものになるということで理解をすればいいですか。そういうことですね。

〔発言する者あり〕

じゃあ、施策的なことについては、英語版にすることは今のところはないということですか。ちょっとそういう点でいくと、やはりもう少し今後検討していただくことが必要ではないかというふうに思います。

それから、委員会、審議会委員の問題ですけれども、以前からもお願いをしていたんですけども、今後いろいろとこちらとしても検討し、調べていく上で、基本的な資料として市職員以外の市民、その他の方が加わっておられる審議会、また委員会というものに関する一覧、そしてまたどんな方を配置しているのかということをやっときちっとまとめて出していきたいというふうに思うんですが、これは今後のいろんな質問をしていくためでも非常に必要なものでして、前回のときにもなかなかあれでして、今回も時間がないのでなかなかまとめられないという話でありましたが、早急にということでありますけど、とにかくできるだけ早くまとめていただきたい。それはやはり市全体としてどんなふうになっているか、どんな形で重複しているかということに関してつかんでいくことが必要だと思いますので、そこは一度洗い出しをしていただきたいというふうに思いますけれども、それはどうでしょう。

○総務部長（中野正三君）

審議会、委員会、それぞれの所管の課がお願いをしています。今、真野議員がおっしゃるのは、委員の役職でお願いしている部分もあるかと思いますが、その中で例えば真野議員さんなら真野議員さんであれば、真野議員さんは幾つに重複しているんだということの公表という考え方と承りましたけど、それでよろしゅうございますか。

○10番（真野和久君）

どの方がどういうところに入っているかということもそうなんですけれども、まず基本的にどんな委員会があって、そこにどんな方が入っているかという形でいいですので出していただきたいというふうに思います。

○総務部長（中野正三君）

一度真野議員さんに、また後ほどお話を承りたいとは思いますが、といたしますのはどのといたしますか、漠然と書いてある部分がありますので、それを要約する的なことが多分個々の要綱や規定の中で出てくるんだろうと思います。それは少しお時間をいただかないと、まして4月の年度がわりのところになりますと委員さん方もおかわりになるところがあります。ですから、せんだって真野議員さんとお話し申し上げたのは、しばらくお時間をいただきたいと、こちらの考え方をまとめさせていただきたいという申し上げをしたわけでございます。

○10番（真野和久君）

当然今年度がわりで、今後もかわっていくわけでありましてけれども、とにかく一度そういう

形でまたこちらとしても話をしますので、まとめていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから防災無線に関しては、先ほど意見がありました。また今後、ぜひとも検討をお願いしたいと思ひますし、また徴税費の問題については、今のところ苦情はないという話ですけれども、なかなかやり手もないというところも現実だと思ひますが、基本的には市の職員が責任を持ってやっていけるようにまた体制的にも考えていただきたいと思ひます。

それから、最後の行政経営システムの問題ですけれども、これは結局一括して委託しているという形なんですね、個々のいろんなものの課題に対して幾ら幾らという形で契約をしているわけではないんですね、その辺はちょっと確認ですが。

#### ○行政改革担当課長（渡辺国次君）

平成20年度の予算につきましては、内容につきましては、先ほど部長が答えさせていただいたとおり、行政経営システムを構築していくということで、平成19年度、それから平成20年度をお願いするものでありまして、事業の内容については変わらない。そういった中で、昨年同様にフォーラム21の方へこういった支援をお願いしていく中で、もう一方で市民との協働というまちづくり市民会議の新たな設立ということも踏まえた中で、あわせた支援を平成20年度お願いしていくという内容のものでございます。金額につきましては、昨年12月の段階でフォーラムの方から見積もりをいただいた中で、事業を精査していく中で結果的に昨年と同額になったということですので、よろしくお願ひします。

#### ○10番（真野和久君）

いわゆる積算根拠なんかは示されていて、その内容は把握しているということですね。

#### ○企画部長（石原 光君）

先ほど再質問の中で一括してそれは委託するのかという話がありましたけれども、当然一括してフォーラムの方をお願いをしていくというものでございます。

#### ○10番（真野和久君）

あと、残りの点について質問をしていきます。

一つは民生費関係で、概要書32ページで相談支援事業の立ち上げ支援費ということで社会福祉協議会へ委託を出すという話になっていますが、相談支援事業というのは既に社会福祉協議会はやっていると思うんですが、そこの辺の違いについてちょっとお願いをしたいというのと、それから2点目が概要書50ページですけれども、総合斎苑建設費で、この間ずっとパブリックコメントを基本計画についてやっていました。それが一応終わったと思ひますので、その内容、どんな意見が寄せられたのか、どの程度寄せられたかについてまずお願いをしたいと思ひます。

それからあと教育費関係で、概要書で言うと80ページですけれども、放課後子ども教室の現状について、いろんな方が子ども教室の中でいろんなことを教えていただいたりとかしていると思ひますけれども、あとそういう方の講座がないときには宿題を見たりとかという形になっていると思うんですが、そういう状況、どんな講座をどの程度やっているのかということについて、あと子供の人数についてお願ひします。

それからあと、 sacramentの交流事業についてですが、ことしからまた sacramentの方へ行くということですが、当然そうした移民の歴史や何かを sacramentの方へ行って交流をするということと同時に、やはり歴史的なものをしっかりと学んでいくことが必要だし、そうしたことをしっかりと市民の皆さんが理解をしていくことが大事だと思うんです。そういう歴史的な事実があったということを忘れないとか、そういうことでの交流という話も先ほどありましたけれども、その辺は本当に交流が最善のものなのかということというのはちょっと僕はもっとほかにないのかなあというのもあるんですが、その辺について今もし考えていることがありましたらぜひとも説明をしていただきたいというふうに思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

32ページの相談支援事業立ち上げ支援費ですけれども、これは補助金の名称がこういうことになっておりますので、こういった名称で上げさせていただきましたが、内容はおっしゃるとおり、今現在委託をしております事業に、継続の事業でも補助がつくということでございましたので、老朽化した車の買い換え、これは10分の10補助がいただけるものですから、機動力アップといいますか、そういったことで活用していきたいということでございますので、よろしくをお願いします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

私の方からは、総合斎苑に関係いたします市民の皆様方からパブリックコメントをいただきました内容でございますが、御承知のように、2月の広報誌とホームページでもって周知をさせていただいた内容でございますが、2月12日から3月7日までの間このパブリックコメントを行ったわけでございますが、御意見をいただきました。先週の7日金曜日でちょうど締め切ったわけでございますので、今まだ細かい内容については精査しておりますので、ただいま私のところに持っております25名の方の御意見をいただきました。それで概略は、件数につきましては32件ほどになるかと思いますが、今後基本計画の要旨別にまとめまして、今後御意見をいただいた内容をこちらの方の意見をまとめまして考え方をホームページ等で公表をさせていただく予定でございますので、今現在の状況はそんなような状況でございますので、よろしくをお願いいたします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

放課後子ども教室の現状でございますけれど、佐屋につきましては、旧来から行っておりました土曜日に佐屋小学校を核といたしまして19教室で行われておりまして、文化クラブとかスポーツクラブの役員さん方の指導者によって実施がなされてきております。それからあと、八輪・北河田・西川端小学校区で行っておるわけでございますけど、これにおきましては、月曜日から金曜日までの授業の終了から午後5時までということで、学校の施設内をお借りいたしまして実施をいたしております。ちなみに八輪小学校でございますけれど、定員15名に対しまして16名、というのは11月に追加募集をいたしまして1人あふれましたんですけれど、16名で対応をしておっていただいております。それで、安全管理員とか学習アドバイザーの方等におきましての、通常で言う指導員につきましては15名でございます。それで、内容でございます

けれど、先ほど議員がおっしゃっていただきました宿題とか基礎学習のほかに、読み語り教室とかビーチボールとか、あとミニバスというような方の指導者の方々等で行っておっていただけます。

次に、北河田小学校でございますけれど、北河田小学校におきましては、定員20名のところ21名ということで、これも1人あふれたんですけど21名で行っておっていただきまして、安全管理員並びに学習アドバイザーの方におきましては14名の方をお願いをいたしております。北河田小学校におきましては、スポーツのクラブの方等の指導者等がお見えにならなくて、学習とか、あと飛行機で遊ぼうとかという勉強面なり遊び面をお願いをさせていただいておるところでございます。

西川端小学校の関係でございますけれど、西川端におきましては定員20名で、抽せんをして20名で決めたわけでございますが、西川端におきましては、現在19名の生活安全管理員とか学習アドバイザーの方をお願いをしております。それで内容でございますけれど、西川端におきましては、勉強とか、あと読み語り、またミニテニスとかビーチボール等を子供に教えておっていただくようなことでございます。

続きまして、サクラメントの関係でございますけれど、サクラメントにおきましては、今後どうするかというようなことについてはまだ平成20年度を第一優先で考えておりまして、今のところまだ白紙の状態でございますけれども、サクラメントの県人会の方々におきましても、本当に高齢の方もお見えになって、2世、3世に変わってきております。世代交代というようなこともございますし、また国際交流を進めていく上で、以前にも申し上げましたですけど、愛西市としてのオリジナリティーである事業の一つでもあるということも考えておりますので、今後継続ができるものであれば、私どもとしては引き続きこのようなことを継続してまいりたいと考えておる次第でございます。

#### ○10番（真野和久君）

パブリックコメントについてですが、25名、30数件ということで今話がありました。これからまとまるということですが、ちらっと聞いたところでは、特に多かったのが式場等の件に言及するような話が結構あったという話もちょっと聞きましたが、今後このパブリックコメントの内容によって基本計画に関してどういうふうにやっていくのか、コメントの内容等、意見を尊重しながらもう一度基本計画等の一部の見直しというようなこともあり得るのかどうかについて聞きたいと思います。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

この市民の皆様方からいただきましたパブリックコメント、御意見等につきましては、議員が先ほどおっしゃっていただきましたように、今のところ私も一通りさっと目を通しただけでございますが、それぞれ御意見が多種多様だったというふうに思っておりますので、今後はそれぞれいただきました意見の内容について、この斎苑に関する検討委員会、また特別委員会等にこの内容をお示しをさせていただきまして、先ほど申し上げましたように、御意見のあったものについて個々に解答をするということはいたしませんので、ホームページ等なりでそれぞれ

れ意見のあった内容について市の考え方を述べさせていただいて、基本計画を変更するのかどうかという部分につきましては、今後の委員会等の御意見を伺って決定をしていきたいというような考え方をっております。

#### ○10番（真野和久君）

いろんな意見が出てきていると思いますので、やはりそういったことを尊重しながら進めていくことが重要だと思いますので、やはり慎重にやっていかなきゃならないと思います。

それから子ども教室についてですけれども、定員ほぼいっぱいということですが、当然今後児童館等とのかかわりも出てくるとは思うんですけれども、やはり独自の事業として、これはこれで充実した成果を上げていかなければならないというふうに思いますので、そういう点で今年度、20年度もこのまま同じような形で続けていくのかどうか、またその内容についても改善等を具体的に図るかどうかということについてもちょっとお尋ねしたいと思うんですが、その辺についての考え方はどういうふうでしょうか。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

継続的なことをごさいます、私どもといたしましては、この事業におきましては、今後も、今現在考えるところにおいては続けてまいりたいということで思っておるわけですが、何分学校の施設内等ということで、限られた場所での事業でございます。それと一番私ども頭が痛いというのは指導員さん、生活アドバイザーとか管理員さん等の関係でございまして、特に先生になっていただく方等の日程の関係もございまして、20年度におきましては、一応コーディネーター的な方等にお願いをして調整等をやっていただくようお願いしております。今でもそうでございますが、指導員的にお願いしていただく方をたくさん私どもとしても登録していただきまして喜ばれる事業にしていかなければならないというようなことと思っておるわけですが、指導員等につきましては随時募集もいたしておりますので、議員さんにおかれましても広くPR等いただきまして、御協力がいただきたいと存じます。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

それと同時に、特に今年度に関しては、これまでも何度もお話があったと思いますが、やはり学童クラブがないということでの時間延長等の問題もあります。そうした点についての対応というのはやれないんでしょうかねやっぱり、その点についてお願いします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

時間延長の関係でございますけれども、まず最初に第一の募集する段階で、授業終了後から午後5時までですよということをキャッチフレーズでうたいましたし、また学校施設をお借りしてということをごさいます、当然防犯上施錠等の関係もございまして、私どもといたしましては、このような形で継続してまいりたいと考えておるわけでございます。

#### ○10番（真野和久君）

ちょっとそこら辺について、やはりあと1年ではありますが、きちっと保護者の方の要望も聞きながらもう一度本当に再検討をお願いしたいというふうに思います。

それと sacrament 交流事業についてですけれども、今後の計画については白紙ということですが、これは来年度以降、例えば21年度以降の交流事業についても白紙ということですか。

○教育部長（水谷洋治君）

21年度については、担当サイドでは今のところ白紙ということでお許しをいただきたいと存じます。

○10番（真野和久君）

ということは、当面とりあえず20年度限りということですか。

○教育部長（水谷洋治君）

これは、あくまで今年度限りというような考えは持っておりませんので、世間の皆様方の御意見等を踏まえながら慎重に対処をしてみたいと考えております。

○10番（真野和久君）

ぜひ市長にもコメントをいただきたいんですけども、やはり先ほどのところで大事なことは、なぜ sacrament の方々と交流をするのかということの基本的なところは譲らない方がいいと思うし、先ほどオリジナリティーという話もありましたけど、何で sacrament かということはきちっと譲らずに守りながらいろんな事業を展開すべきだというふうに思いますので、そこはやはりぜひ考えていただきたいというふうに思いますし、それと同時に佐織町時代にもありましたが、例えば友好姉妹都市というような問題とか、そういったものも含めて考えているかどうかも含めて、市長としてのお考えをお願いします。

○市長（八木忠男君）

お答えをいたします。

先ほど担当、白紙で云々という言葉を申し上げました。私の考え方を少し述べさせていただきます。

この事業につきましては合併協議会、あるいは前佐織時代に進めていた内容を合併協議会でも新市で検討してということですが、この時代の流れの中で、先般も読売新聞の方にも、今度愛知県人会、4月に来ていただく予定になっております。その内容についても報道がなされておりましたし、この sacrament 県人会との皆さんとの派遣交流事業につきましては、過去の長い移民の歴史の中で、八開さん、あるいは佐屋、立田さんにもたくさん見えるはずですし、資料としても八開庁舎にも佐屋の方の所有されていた大きく200人ぐらい写っている写真とか、あるいは資料的には旧佐織は特にあるわけでありまして、その移民の方からの文庫もあつたりしていることも、真野議員さん、御承知のとおりだと思っております。おっしゃっていただきましたように、この歴史の背景をきちっとお伝えし、あるいは次の世代に伝えるべく毎年の事業でどうかとは思っておりますが、これも本年度、19年度は中止をさせていただきましたのも、いろんな御意見の中で1年ずつにしたらどうだとか、そんな御意見もいただいてきているわけでありまして。これからも皆さん方の御意見を承りながらこうした内容について、あるいは姉妹提携について、あるいは国際関係の事業についても御相談申し上げながら進めてまいりたいと思っております。

○10番（真野和久君）

今、市長の答弁がありました。やはり歴史的なつながりというものを尊重しながら、当然交流だけじゃなくいろいろな企画等も含めてぜひ展開しながら、そういう中で交流もありということ考えていくのが一番いいと思いますので、ぜひともいろいろな企画等も含め、また市としてのPRも含めてこれからも深めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

ここで10分間の休憩をとります。再開は16時25分にいたします。

午後4時15分 休憩

午後4時25分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩前に引き続き、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

それでは、まず総務費の方から質問いたします。

まず最初に、これは既に出た問題であります。巡回バスの運行検討委員会と庁舎検討委員会、この二つの検討委員会について今までの質疑を踏まえて質問いたします。

一つは、先ほども巡回バス検討委員会については引き続きお願いをしたいという話がありましたが、もともと総代さんであるとか老人クラブであるとか、それぞれの役員さん方が委員に就任されていると思いますが、役員さんは当然のことながら交代をされていくわけですが、交代されても去年の経験者を引き続き留任されるということなんでしょうか。

それと、この巡回バス検討委員会へどう住民の声を集約するかということですが、今年度については年度途中から何か部分的に手直しするようなことはしませんよということで、この前発言がたしか予算の勉強会でもあったかと思いますが、コースにしろ、時間にしろ、バス停にしろ、一人でも多く乗ってもらうためにはどうすればいいかということで、先ほども斎場のパブコメの話がありましたけれども、それをやはり考えながら一回一回の検討委員会をやっていかないといかんというふうに思うんですね。3回検討委員会をやるということですが、そのあたり、きちっと声を集めながら検討していくというふうな体制で進むことができるでしょうか。まずこの点、お願いをしたいと思います。

○総務部長（中野正三君）

委員さんにおいての総代さんの入れかえということはあると考えておりますので、その辺はおかわりになる方があろうかと思いますが、基本的にはその他の委員においてはそのままお願いをしたいと、相手の御都合が悪くなければお願いをしたいという考え方を現時点では持っております。

見直しの中で議員の関係の文書も見させていただいていろいろな意見があること自体も承知はしておりますし、この検討委員会の中でもこれに近いことは相当ありました。私どもが20年度の間においては見直しは困難という言い方もたしかさせていただいたと思います。といいます

のは、時期的な問題をその検討委員会の中でも実は議論をされた経緯があります。それを通らないことには、議論が前に進まない部分が実はあったわけです。その辺も踏まえまして、今私どもとしては20年度云々という話をさせていただいたということでございます。そして、見直しをするにしても、立田地区、午前2回、午後2回、八開は午前3回、午後3回という見直しの仕方でございますけど、もしコースの変更をすれば、当然バス停も、それからダイヤも、印刷物もすべて改めるということになります。当然そういうことはやぶさかではございませんけど、その費用ということもありますし、一番乗っていただける状況を私どもとしては最大限いかに持っていくかというのが今後の皆さんのお知恵をおかりするという状況かと思っております。以上でございます。

## ○21番（永井千年君）

ぜひ、予算上3回しかやらないことでありますので、一回一回を内容のあるものにしていただくように、そのあたりを特に担当者の方が留意して進めていただきたいというふうに思います。

庁舎検討委員会から、ちょっとまとめてやります。庁舎検討委員会については、これはいつ報告書というような形で上がるのか、6回やるということですから、巡回バス検討委員会より、2月に一遍やるような今年度予定になっておりますので、一回一回をきちっとやれば内容的に相当分厚い議論ができるのではないかというふうに思いますが、この点で、先ほどの巡回バスと同じように公募もしない、各団体の代表で構成するということでありますので、一つの方法でなくて実にさまざまな機会や場所を使って、できるだけ一回一回の何を検討したいのかということ公表、発表しながら、そしてまた市民の方の意見を聞くということをやったりする必要があるというふうに思います。何もこの6回の検討委員会でこもって検討して報告書がまとまるまでは中途経過についても出さないというやり方では、これは決していいものがないというふうに思いますので、その点一回一回中途経過を公表しながらやるようなつもりはあるかどうか確認したいと思います。

それから45ページですが、職員の採用の問題であります、財政健全化計画というのを今回見させていただきましたが、これで見ますと23年度490名ということで、各年退職予定の方を考慮しながら何人ずつ減っていくのかということに到達点として490名と。今、19年4月から言うと26名減る格好になっているかと思いますが、それぞれこれはプラス・マイナスの数字で到達点が明らかになっているわけでありまして、やめる数と採用する数、当然試算した上でその数字が出ていると思いますが、それぞれちょっと言っていないでしょうか。

それから、予算勉強会でも出ていたと思いますが、専門職については補充というような考え方で、専門職や技能職員について充実をしていくということは、必ずしもそういう話はお聞きませんので、それは一般事務職や専門職、技能職などをそれぞれ分けて考えるとどのように計画を持っているのか、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

それから4庁舎の委託料の問題、55ページに佐屋の庁舎の委託料が出ておまして、それ以降に各庁舎の委託料が出ておますが、佐屋の庁舎の委託料の中には公有財産の台帳整理の委

託料だとか何かが入っておりますので、それらを除きますと全部で3,458万4,000円ほどになるかと思いますが、これも予算勉強会での話の続きであります。合併スタート時はばらばらだったものが統一基準を設けて見直しを図ったというふうに言われておりますが、それぞれ統一基準で一致させたものというのには何かあるのか、どういう基準でやっているのか。その反映として各庁舎でそれぞれ変わった点、改めて何が変わったのかということについて代表的なものについて説明をいただきたいというふうに思います。これも各それぞれの庁舎でなくて、総務の方で代表してまとめて発言していただきたいと思います。

それから63ページの補助金、ふるさとづくり事業の推進の助成金の話ですが、これは基金の取り崩しと基金の利子で2,000万ということだそうではありますが、20年度の申請についての説明をどのように行っているのか。既に申請や相談があるのか、あるとすればそれはどのような地区からどのような内容で出ておるのか、ちょっと説明をいただきたいと思います。

それから、87ページの自主防災組織の設立について、未組織地区20地区ということですが、これらの未組織地区については、今までどのような説明をされてきておるのか。結果としてまだ未組織になっている事情についてさまざまな理由があるかと思いますが、少し説明をいただきたいと思います。

それから20年度は、20年度中にすべての地区で自主防災会を設立するという予算になっておりますので、どういう手順で進めるのか御説明いただきたいと思います。

まず、そこまでお願いします。

#### ○企画部長（石原 光君）

庁舎の検討委員会の報酬につきましては、一応6回ということで計上させていただいております。それで、議員から御指摘がございました、じゃあこれはいつごろ報告書ができるのかという御質問でございますが、現時点ではいつごろということは、申しわけない、ちょっとわかりません。今後のいろいろ協議を進めていただく中でまとまってくるものというふうに思っておりますし、また中間的な報告の関係ですけれども、そういった御意見は御意見として承っていきます。今後、検討委員会の中でそういった御意見もあるという前提の中で、最終的にはいろいろ議員さんの御意見をいただきながら判断をしていきたいというふうに考えております。

それからもう一つ、関連がございますので、ふるさとづくりの方、ちょっとお答えをさせていただきます。

今年度2,000万円の事業費を計上させていただいております。財源につきましては、議員御発言のとおり、基金と利息を充当しております。それで、20年度の申請の内容でございますが、まだ現時点ではそういった申請は上がっておりません。と申しますのは、4月早々に総代会が開催されますので、その段階でこのふるさと事業の内容について御説明を申し上げ、それ以後の各町内からの申請という一つの形になってきますので、そういった形で御理解がいただきたいと思っております。以上です。

#### ○総務部長（中野正三君）

まず1点、職員の採用のことですが、当初にお配りをしましたものの財政健全化計画、この説明の中ではちょっと私踏み込んでおりませんので、集中改革プランで御説明を申し上げたいと思います。

集中改革プランは、17年度を一般行政職344人、専門職89人、技能労務職55人、そして合計が488人としてまいりました。これは消防職を除くということでございます。そして、平成22年度当初においては、事務職、一般職が344人に対して328人、16人のマイナス。専門職、保育士職、保健士職等が89人が87人、マイナスの2。そして技能労務職55が39、マイナス16、合計34人ということを実は集中改革プランでやってまいりました。それで19年度末、20年の4月1日でございますが、事務職、一般行政職においてはマイナスの16になっております、実人員が。そして、これが集中改革プランとイコールになるということでございます。専門職は実はマイナスの7になっております、集中改革プランは2でございますけど。技能労務職はマイナスの16ということですが、実際にはマイナスの9という形になっております。現在、マイナス34と全体では言っておりますけど、マイナスの32というのが全体数でございます。

私どもとしては、専門職員に踏み込みますけど、専門職員というのが、今私が申し上げました人数というのは保育士、そして保健士、栄養士という方々の人数でございます。私が申し上げるのは、市となって専門的に深く知識を有するポジションの中で育成をしていく職員ということで私どもとして考え方を述べさせていただきたいと思いますが、過去において土木とか建設とかという形で明確なとらえ方で職員を採用されたところもありますし、そうではなくて一般事務職として採って、そこを育成してきたところもあります。そういう中で今あります。今後は、これは例えば土木畑ばかりではなくて税務畑でもそうですけど、専門的な知識を有するポジションの職員の育成に努めてまいりたいというふうに思っております。

あと、自主防災会でございますが、20を予定しております。これをどうするかということでございますけど、私どもは総代会があるたびにその地域の、地域といいますのは未設置になっておりますのは佐屋地区の一部と立田地区のところでございます。そういう中で、それぞれの地区の方々をお願いをして、私どもとしては地元場所に設けていただければ御説明に伺うということは常に申しておりますので、過去に議員がお住まいの地域にも2回ほどたしか職員がお邪魔していたと思いますけど、まだ精通してない部分もあります。そういう形で、また皆様方のお力添えもいただきたいと思っております。

費用の面でございます、管理委託料との面。基本的な考え方でいきますと、私どもとして保守点検等の委託料のことで申し上げます。合併後4庁舎及び2出張所、消防本部・分署をグループ化申し上げました。内容の調整等、つまりあるところは、例えば基本的には2回やるべきところを3回やっておったり、1回だったりとすることがあります。そういう調整、法的に問題ない部分でございます。そういうところの調整等によりグループ化をまいりました。16項目において委託をそういう形でやって、新規で出たものもでございます。法的にやってなかった部分で、本庁舎でございますけど、やるべきなところ。そして、他がやっているのにやるべきなところがやってない部分もあります。プラス・マイナスして本庁舎、2出張所を含めて、

対やり始める前と20年度の予算で見ますと、マイナス84万1,000円の減になったということでございます。これは、長期継続契約とかグループ化等のことでなったというふうに考えております。以上でございます。

#### ○21番（永井千年君）

先ほどの財政健全化計画の数値というのは、今の集中改革プランと僕も違うことは知っていたんですが、今議会でもらった資料ですのでそれが一番新しいのかなあと、また見直したのかなあと思ったんですが、そこに書いてある数字というのは、じゃあどういう意味があるのか説明ください。

#### ○企画部長（石原 光君）

すみません、永井議員がおっしゃるように、集中改革プランで示された数値と、今回公債費の繰り上げ償還の財政健全化計画で示しました職員の年度別の目標、定数の、これは集中改革プランの方では21年度までという数値をもとに、そこから推計といたしますか、これは財政課単独で推計を出したものというふうに理解しておりますけれども、ただ私も申しわけございません、そこまでの一つの試算がどういった形で出されているのかちょっと把握しておりませんので、もしお時間をいただければ後ほどきちっとお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○21番（永井千年君）

整合性があるかどうか、食い違っておるなら食い違っておるということで明確にさせていただきたいというふうに思ひます。

それから、時間がだんだん迫ってまいりましたので先を急ぎますが、じゃあ民生費の方へ入ります。

105ページで就労生活支援事業の委託料で14人目の就労ができたというふうに報告をされましたが、私もかつて民主商工会の事務局をやっていた時代に足しげく安定所なども通いながらやっていた経験もあるものですから非常に障害者の就労状況というのはよくわかるんですが、安定はしているでしょうか。それとも、一たん14人は採用されたけれども長続きしなかったとか、そういうこともあるかと思ひますが、ちょっと状況をもう少し説明をしていただきたいた。

それから、事業を進めてみえる方の日常業務というのは、どういうところを訪問したり、企業だけではなくて公の機関についてもさまざま連絡をとりながら進めているんだらうと思ひますが、これもどういう形で連携をしてきているのか、もう少しこれも日常活動がわかるように説明をいただきたいたというふうに思ひます。

それから、総合斎苑の問題については既に計画が配られまして、改めて読んでみましたがけれども、ここの中でコンセプトというのが今度の計画で初めて出てきているんですけど、私の常識で言えば、一番最初にまだ検討を始める前に、こういうコンセプトで斎場の問題を考えていきたいというのをまず出して、コンセプトをどうするかということについて議論をしてまとめていくところから始めて、その上に議論を積み上げていくということが大事ではないかと思ひ

いますが、このコンセプトの中には、例えば十分な能力を確保した炉であるとか、ゆとりある待合室であるとか、十分な駐車場台数など、ゆとりとか十分というのを何度も強調していると思うんですね。それは私は今度の計画が、この前、全協で配付していただいた他の施設の状況と比較しても、敷地だとか、延べ面積だとか、駐車場台数だとか、どれをとっても、特に人口比で見比べてみれば県下最大の施設の一つになるというふうに思いますし、金額も、土地代、建物、そして周辺道路なども入れれば27億に迫らばかりの大きな金額に既になってきているだろうと思います。これは全体の、先ほども集中改革プランということで50億円という大型の公共事業の枠について説明をされていますけれども、そういうものの関係からいっても非常に大きな金額になりつつあるということは明らかだと思うんですが、言うなればこうしたコンセプトというのは後づけでつくったようなコンセプト、大きなものをつくっちゃう計画を立てたのでコンセプトをそれにふさわしいものにしたように、私はこれを読んでいるとそのようにしか見えないんですが、そういう点で私は改めてこの問題、ちょっと細かいことをやり出すと時間がかかりますので、全体として最近までそういう資料、他の施設がどうなっているかということ公表されずにずうっと進めてきたんですけれど、内部的にはそういうもの、視察へ行ったのも関とか安城とかの豪華けんらんな施設を主に見に行ってみえるんじゃないかと思うんですが、今私が言いましたようなことは、初期の段階で内部的に検討してきたのかどうか。もしそういう検討が内部的に十分やられてないまま突き進んできたということであれば、改めて今現計画がこのままでいいかというのをちょっと立ちどまって考えていただく必要があると思いますが、そういう私の認識についてはどのように思われるのかちょっと御意見を伺いたしたいと思います。

それから、この斎苑の問題で、基本計画では、例えば斎苑の造成工事が4,188万というふうに書いてありますが、工事請負費で5,500万というふうに今年度予算で計上されておりますし、それから土地の購入費についても、かつて公表された単価で言いますと、現実には道路とか水路を除きますと199.21というのが今度の面積になると思います。これは掛け算しますと4億まで行かないわけですが、3億9,643万円ほどの積算になるかと思いますが、この4億1,000万という積算はどういう積算でこういうふうになっているのかちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それから、163ページに農地・水・環境保全の向上活動支援事業ということで交付金1,148万4,000円、協議会の予算なども計上されておりますが、会がつくられたこの24地区ですね。この24地区の中でも、例えば町内で機械を買って大変高価な草刈り機、ブルドーザーのような草刈り機を買って、それを会がリースで借りると、そういう形でやってみえるところもあるようではありますが、代表的な金額の大きいもの、24地区で、どういうものを購入されてきているのか、ちょっと説明をいただきたいなあ。

それから、その際当然相談があったかと思いますが、こういう使い方はだめですよ、こういうものならいいですよという形で当然相談があれば指導をしてみえるだろうと思いますが、これもちょっと事例を挙げて説明していただくとわかりやすいと思いますが、どういう相談があ

って、そのときにどういう指導をされたのか説明ください。

そして、これもちょっと私、飲食費について今度また一般質問でもしますけれど、どうも聞くところによりますと、飲食費も宴会というふうにならない程度の飲食費ならばオーケーみたいな話が出ておりますが、市の補助金の基準からいっても、飲食費はやめようじゃないかという基準が設けてあるはずだろうと思うんですね。そういう点で、お金の出どころが違うからといって、市の補助金とこういうものとの関係を整合性のあるものに、片方は物すごい飲食で使っている、片方はお茶も出さないと、せいぜい出しても缶ジュース程度だということで、しかし地域へ行きますと二つの事業が一緒にやられるわけですから、こっちはこうやって出してこっちは出ないということになるわけですから、それはやはり飲食には使わない方向での統一が必要ではないかというふうに思いますので、その辺はどのような指導をされているのか説明いただきたいと思います。

それから、167ページに農地・水・環境保全向上対策営農活動支援事業、これは62万5,000円、二つの地区に交付されるということですが、この内容をちょっと説明いただきたいというふうに思います。

それから最後に、235ページに公的資金補償金免除繰り上げ償還789万3,000円ということで、これは19年の8月9日に決まって通知があったというふうにも聞いておるんですが、これは19年から始まっているものですが、多少これは、今回初めて計上されるというのは少しおくれたんではないかというふうに思いますが、どういう経過で今年度からということになったのかということと、それから既に出ている資料で残り21年、来年は全部やられるということになりますと、来年は1億3,776万5,000円ぐらいまだ残っているはずですが、これを全部繰り上げ償還するのかどうか。資料はいただいたんですけど、その辺の詳しい説明がされないのと、それと今回合併町村については新市の例えば数字ではなくて、旧町村の数字でもって判断されるような仕組みがあるそうですが、その辺また細かい話をされると難しいと思いますが、それはぜひどういう基準でやっているのか簡単に説明して、後でまた資料をいただけたらと思いますが、よろしくをお願いします。

**○議長（佐藤 勇君）**

ここで質問の途中でございますが、お諮りをさせていただきます。

本日の会議時間は議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。御異議なしと認め、よって本日の会議時間を延長することに決定をいたします。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

それでは、就労支援事業の現状についてお話をさせていただきたいと思います。

まず1点目、14人の就労に結びついた方々の状況でございますが、やはり2ヵ月で退職した方も1人あります。その方も含めて14名ということでございます。やはり今回こういうことを

やることになりまして、勤める本人の方の態勢というのがありますが、企業側の障害者を初めて雇用するという戸惑いのようなものもありますので、そうした就労後のサポートの重要性というのが改めて明らかになったような状況でございます。

職員の方の日常の業務でございますが、そういったこともございまして訪問活動等もありますが、そういったサポートでの企業への訪問ですとか、就労した子供さんへのサポートだとか、そういったことにも日常で走り回っておりますし、相談者に対する家庭訪問ですとか、それから企業の開拓、それと10人ぐらいの人が今通ってきておりますので、その人たちの訓練ということで毎日日常の業務を行っております。

それから、連携の関係でございますが、障害者地域生活支援センター運営委員会というのを持っております、こちらの方のメンバーには、佐織養護学校の進路指導の先生、それから佐織中学校の特別支援学級の先生、それからハローワークの所長さん、職員さん、それから保健所の方、それから市の職員、それから社会福祉協議会の相談支援員、それから実際に受託をしております法人の職員、こういったメンバーによります運営委員会を開いております、常に企業等の情報の交換、あるいは養護学校から卒業する子ですとかそういった情報交換をしております。それとは別に、実務者の会議といいますか、関係者によります個々のケース検討会も開いておりますのが実情でございます。関係機関の協議等はそういうことで行っております。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

まず、第1点目のコンセプトの関係でございますが、この斎苑を計画するに当たりまして、当然施設のコンセプトの策定、どんな形で位置づけていくかということでございますので、基本計画書にまとめさせていただきました中に記載をさせていただいておりますが、全体の計画年次についても当然計画をせねばいけませんし、どのような位置づけでつくっていくんだということをこのコンセプトの中でうたわせていただきました。それで、このコンセプトのもとになりますのは、当然総合計画におけますところの位置づけをもってコンセプトにさせていただいております。

次に、用地費の関係だったかと思いますが、用地費4億1,000万上げさせていただいております。面積にしましては1万9,921.38平米、15名の方で17筆でございます。この単価につきましては、市の方でお決めいただいておりますので、ちなみに田んぼが1万9,900円、平米当たりでございますが、そして畑がございますので、畑は2万1,700円、そして一部北の面に接しますところ4筆ございますが、これは旧佐屋地区の運用と言っているのかということなんです、従来からの道路幅員の6メートル以上の場所においては5%加算をしていくということをお聞きいたしておりますので、4筆について5%加算がなされております。

次に、造成費の関係でございますが、議員おっしゃっていただきましたのは、この基本計画の中で概算工事費を掲載しました消費税を抜いた金額で4,190万円に対して、今回5,500万円の予算を入れておる件でよろしかったでしょうか。

この造成費の予算を組ませていただきました金額の内容でございますが、あくまでもこの基

本計画におきましては現況道路面を重視いたしまして、一般的な概算工事費で概略積算をコンサルタントの方がしておりますので、簡単に申し上げれば、前面高と同じ高さ、そうした中なんです、プロジェクト等々のお話し合いの中でも、やはり少しは道路よりは高くすべきだろうということで、前面高より10センチほど上げさせていただいたような金額で、予算的にはそのよう考え方で2割強ですか、増額な予算を入れさせていただきました。以上です。

#### ○農業土木課長（飯谷幸良君）

農地・水・環境保全向上対策支援事業についての御質問でございます。

現在、活動組織数といたしまして、国で1万7,144組織、愛知県におきましては365、この当愛西市におきましては24組織でございます。それぞれ活動計画に基づいていろいろ各地区で事業に取り組んでおみえになります。それで、交付金の使い道ということでございますが、先ほど永井議員がおっしゃられたように、自治会の方で機械を購入されてそれをこの組織でレンタルをして使ってみえる地区もでございます。あくまで相談があれば私どもの判断ではなく、地区協議会の方に上げてましてそちらの方で判断をさせていただいております。

それと飲食の関係でございますけれども、こちらにつきましても、酒の類はこの費用で使っていてはいけないということはおかれておりますが、そのほかにつきましても、例えば草刈り作業をされてお昼に食事をされたというような場合は、当然領収書、あるいは作業日報等、証拠書類等を準備していただくわけでございますので、そちらの方は認められております。ただし、あくまで常識の範囲内、例えばお昼であれば1,000円、1,500円ぐらいまでであればよろしいかと思っております。

#### ○経済課長（大島静雄君）

今、農業土木課長が言いました共同活動を行った地域におきまして、その地域の農家半数以上が一定の取り組みを行うことが条件ということで出しております。その条件といたしましては、化学肥料、化学合成農薬の使用を5割以上減らすことを実施した地域に支援するものということでございます。なお、この2地区につきましては水稻をやってみえまして、上東川と四会地域が該当しております。以上でございます。

#### ○企画部長（石原 光君）

公債費の繰り上げ償還の関係で3点御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、どういう経過でこの20年度予算になったのかという関係でございますけれども、今回の繰り上げ償還につきましても、大蔵省の旧資金運用部資金というものがあります。それともう一つ、郵政省の旧簡保資金の借り入れ分が該当になるわけでございます。借り入れ資金の総額で、あるいはその借り入れ終了年度、あるいは今後の資金繰り、そういったものを勘案して20年度からというふうに結論を出したのが一つです。

それからもう一つが、当然この公的資金の補償金免除繰り上げ償還に係る財政健全化計画を策定しなければなりません。その策定した計画を財務大臣から承認を受けなければなりません。その承認が昨年12月27日、そういった承認の期間があったということから、20年度から願

いしようということで今回予算計上させていただきました。

それから、21年度分はどうかという御質問でございますけれども、これも議員さんの予算の資料の中にお示しをさせていただいておりますように、21年度の計画につきましては、先ほど議員御指摘のとおり1億369万759円、この旧簡保資金の繰り上げ償還について21年度については予算計上をお願いするということとなります。

それから、3点目の合併調査について旧町村の数値ということでございますけれども、一定の条件ということを前回私冒頭で申し上げましたけれども、いろいろ金利の利率について条件が付されております。例えば、金利7%以上の残債については、経常収支比率が75%以上かつ財政力指数が0.6%以下の団体について認められます。また、金利6%以上7%未満の残債につきましては、経常収支比率が80%以上で、かつ財政力指数が0.55以下の団体について認められます。それで、我が愛西市の場合、先ほど申し上げましたように、現時点ではこの要件に該当しませんが、ただ過去5年間のうち合併前の旧町村の単年度数字がそれぞれ用いられる要件が一方ではありますので、そういった中で旧町村の、それぞれ先ほど申し上げました経常収支比率、あるいは財政力指数、それがヒットしたといいますか該当したという部分で今回繰り上げ償還が要件として合致したということをお願いをするものです。それで、判定結果はいろいろ細かい部分がありますので、お許しをいただければ、旧町村の指数をもとにした判定結果が出ておりますので、資料としてまた後ほどお渡しをさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○21番（永井千年君）

時間が来ておりますので、もう少しやりたいんですけど、きょうはここで終了したいと思います。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて終結をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第16号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第17・議案第16号：平成20年度愛西市土地取得特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第17号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第18・議案第17号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

### ○21番（永井千年君）

医療費が、昨年比べて3.8%療養諸費が減少しておるんですが、この積算について後期高齢者によって変動もあるかと思いますが、どういう積算をしてこの数字が出ているのか、概略でいいですけどもわかるように説明していただけないでしょうか。

### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、国民健康保険特別会計20年度予算の医療費の動向についてということでの御質問でございますが、大変この医療費の動向については変動がございますので、過去の実績を比較して申し上げさせていただきたいと思います。本年度下がっております影響がなぜかというお尋ねになるかと思いますが、過去の実績を少し述べさせていただきたいと思います。

まず、一般療養給付費におきましても、16年と17年を比較いたしますと15%ほど伸びがございます。そして、17年、18年を比較いたしますと、逆に5.2%の減少となっております。退職者療養給付費におきましては、16年、17年においては32.2%の増額でございます。17年、18年におきましては10.3%の増額、そして一般療養費につきましても、16年、17年につきましては8.3%の伸びでございます。そして、17年、18年度におきまして0.5%の伸びを示しております。退職者療養費におきましても7.9%の伸び、また17年度、18年度におきましては23.6%伸びておる状況でございます。そして、一般高額療養費におきましては、16年、17年度において、この分につきましては6.8%の減少をいたしております。また、17年、18年におきましても5.5%の減少といったような状況、そして退職者の高額療養費につきましても、16年、17年については4.5%の減少、17年、18年におきましては25.4%といった減少をいたしております。それで、こんなような状況でございますので、私ども年度によってこれだけの変化がございますので、大変医療費の区分の増減をしておる状態でございますので、医療費の動向を読み取るには大変読みにくいといったような状況で本年度減額といったような形で予算を組んだわけでございます。

### ○21番（永井千年君）

それぞれの数値はわかったんですけど、そこから結論が導き出されるのがなぜかちょっとよくわからなかったんですが、結局はそういうのを無視したんですか。どうしたんですか、結局は。

### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

今申し上げたような状況にありますので、本年度はこうした実績を見た中で予算をお示しさせていただいた金額になったということで減少をしておるわけですが。

### ○21番（永井千年君）

それぞれの積算を全部、2年間の平均をとった数字なんですか、これは。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

平均をとったわけではございませんので、逆に平均をとる方法もあるかと思いますが、前年度実績と申し上げた方が金額は近いかと思っております。

○議長（佐藤 勇君）

他に御質問ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第18号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第19・議案第18号：平成20年度愛西市老人保健特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第19号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第20・議案第19号：平成20年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第20号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第21・議案第20号：平成20年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・日永貴章議員、どうぞ。

○4番（日永貴章君）

愛西市介護保険特別会計予算の議案質疑をさせていただきます。

予算書の152ページから153ページ、概要書の12ページに歳入、2款繰入金、目1保険事業勘定繰入金1億1,903万4,000円、毎年事業勘定として一般会計よりかなりの金額を繰り入れていると思いますが、今後のサービス事業としての見通しを示していただきたいと思っております。

○福祉部長（加賀和彦君）

この1億1,903万4,000円でございますが、こちらの内訳につきましては佐屋の通所介護、いわゆるデイサービスでございますが、こちらの方に2,543万4,000円、それから佐織のデイサービスに1,143万6,000円、それから介護予防支援事業分といたしまして1,576万8,000円、その他ということですが、佐屋の南館と北館とありますが、北館の方に老人福祉館がありますが、一般の高齢者の利用する分ですが、そちらの方の施設管理ということで6,639万6,000円が内訳でございますが、デイサービスに関しまして毎年繰り入れがふえておる実態がございます。行革の方のプロジェクトの方からもいろいろ指摘を受けておりますので、この是正に向けては取り組んでいきたいというふうに思っております。現在、どういう原因があるかというようなことでまず把握をいたしまして、それに向けてスケジュールを立てて解決をしていくと。行革の方から言われておりますのは、建物全体の問題も言われておりますので、それぞれの建物、複合施設でございますので、それぞれの利用者との調整等もあります。民間等に委託ということになりますと条例改正等も必要になってきますので、早いうちに解決策を見つけてスケジュールを立てて順番に改善していけたらというふうに思っております。以上でございます。

○4番（日永貴章君）

ありがとうございます。

実態把握というのは、愛西市になって4年目に入るわけですが、大体実態は把握されていると思うんですけども、その辺のスケジュールというのはいつごろわかる予定なのか、今どういう状況なのか教えていただければありがたいですけど。

○福祉部長（加賀和彦君）

利用者等につきましては、予算の編成の段階で私どもも掌握しておりますし、収入の状況等も掌握しておるわけでございますが、それをどういうふうに今後改善をしていくのかということで、行革の方からも以前から言われておりました、こちらの方も早く返事をせないかんという状況にありますが、ただこれをどういうふうに改善していくかということにつきましては、先ほど言いましたように複合施設でございますので、それぞれの関係者との調整も要りますし、働いている人の問題もありますので、その辺も含めて、先ほど言いましたように、もし民間にというようなことでありますと、条例改正等のこういった時期にやるかというようなこともありますので、そういったことを一度スケジュールを立ててみたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、他にございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑ございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第21号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第22・議案第21号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

181ページの基金繰入金のところでは質問いたします。

来年の3月31日までは最後である立田地区の供用開始が実現するわけですが、それでお見込みとしては基金が16億2,946万6,620円という基金残高の数値が出ておりますが、この中には各余剰金の積み立てもありますけれども、これで立田・八開地区の全地区完成した時点での基金の残高というのは、それを引きますと正確には幾らになるのでしょうか。ちょっと数値を説明してください。

○上下水道部長（若山富士夫君）

基金の余剰金等の残高ということでございますが、立田の事業基金を除いた分ということで、足してですか……。

○21番（永井千年君）

余剰金も含めて16億2,946万6,620円に来年の3月31日の見込みがなると思いますが、その余剰金の来年の3月末の見込みを引いた残りの基金の残高ですね。これが幾らになる見込みなのか、ちょっと数値を示してください。

○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）

19年度決算見込みの決算、3月2日現在でございますが、その残高を言いますので、その数字から今回20年度予算を計上している額を差し引くという形でお願いしたいと思っております。

まず、佐屋地区の管理組合の合計でございますが、4地区合わせて9,873万7,240円、それから立田地区の管理組合の合計でございますが、こちらは3,590万4,369円、立田の事業基金でございますが16億400万7,571円、それから八開地区が1,384万7,996円、全体合計で17億5,249万7,176円が決算見込みの予定です。そこからその部分の今回予定しております繰入金の額を引きますという形になりますが、建設事業が若干残っておりますので多少増減額が生じるかと思っております。以上です。

○21番（永井千年君）

そうすると、財政課の方で示していただいた16億2,946万というのは、これは今の数値とちょっと違うんですけど、ちょっと財政の方で示していただいた数字との関係を説明いただけるのでしょうか。

○企画部長（石原 光君）

財政の方の基金残高の状況ですね。これは今年度補正予算、利息等を計上させていただいて、当然19年度中に取り崩した分、加減をした中で19年度末の基金残高の見込みというものを立てております。それで、当然20年度に当初予算計上されております利息分、あるいは一方で基金からの取り崩し額、こういったものを加減して20年度末の基金残高はこうであろうというような推計で出ささせていただいておるのが財政課の方の資料です。

○21番（永井千年君）

どちらからでもいいんですけど、今の数値の違いというのは説明をしていただけないでしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

先ほど農排の担当課長が申し上げた見込みの額ですけれども、これはいつの時点でとらえているのかちょっと僕はわかりませんが、最終的に利息の確定的なものがある程度決まっておりますので、財政課の方が出した数値の方が若干正しいのではないかなあと。これはわかりませんが、一遍確認をしてみな。といいますのは、いつの時点で数値をとったかという部分になりますので、これは正しい云々ということ、ちょっと御無礼な話をしちゃったんですけども、一遍それは確認をさせてください。ただ、やり方としては、どちらも一緒です。利息を足して、取り崩しについては引いて、最終的に年度末の残高がこうだという一つの手法は変わりないと思います。

#### ○21番（永井千年君）

調整して3月末の見込みの正確な数値について一致させた上でまた御説明ください、委員会まで結構ですけど。

21年の4月で供用開始した以降、先ほど補正予算や予算の勉強会の議論からも、全く今、今後の基金の運営・運用については白紙であるような話をちょっとされているんですけど、内部的に既に選択肢があるかと思いますが、その選択肢を決めていく上で、やはり私は、立田地区の推進協議会でも強い意見が出されましたけど、平たく言うと立田が持っていた金で云々という話も相当代表者も含めて話が出まして、ぜひ我々の意見を聞いてほしいんだという話があったかというふうに思います。そういう点で、今後の運用を決めていく上で、そういう地区の意見なども聞きながら行われるのかどうか、幾つかの選択肢について既に考えてみえるようであれば説明いただけるでしょうか。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

お答えさせていただきます。

それぞれのまず管理組合がお持ちの余剰金の事業基金、これについてはそれぞれの組合の修理代とかいろんなものに使っていただくということで方針は明確化されておるわけですが、今議員がおっしゃいましたように、当時の立田村時代からの事業基金、16億有余のお金の関係でございます。これにつきましては、立田地区の推進協議会におかれましても、先ほど議員がおっしゃいましたように、これは立田の事業基金なので何とか私どもでという強い御意見もいただいておりますのは事実でございます。それで私どもとしては、じゃあこの事業基金をどうするかという点、正直申し上げてまだ決めかねておるのが実態でございます。ただ方針的には、じゃあこれを一つの方向としては集落排水事業の修理等、今後また大規模に必要なになってくるときの一つの資金として利用させていただくのも一つの案でございますし、もう1点は、当然起債等でこれから償還等いろいろ入ってまいります。そういった起債の償還の資金の一部として、この事業基金の分も充てるのも選択肢の一つではないかなあというふうな点が考えられるなあと思っております。いずれにしても、今後またそういった議論の場で十分に御議論さ

せていただいております。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ次に移りたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第22号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第23・議案第22号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第22号の公共下水道事業特別会計について質問いたします。

特別会計211ページに公共下水道台帳等の作成委託料がありますが、概要の中でも、この水道料金システムの構築料も含めた予算計上となっております。水道料金のあり方につきましては、この間、加入分担金につきましては宅地面積に基づく考え方が示されておりますが、上水道に対する下水道と。上水道の場合はやはり水道の口径で加入分担金が決めてられておりますが、そういう点で下水道の機能としても雨水を処理するわけではなく、し尿や家庭雑排水という限定されたものでありますので、やはり水道に対応する料金体系にしていくべきだと考えますが、この料金についての考え方はどのように持っておられるでしょうか。

○上下水道部長（若山富士夫君）

水道の口径別云々ということで、一つ確認させていただきたいんですが、使用料ということでお尋ねなのか加入分担金、事業分担金、そちらの方ですか。

〔発言する者あり〕

事業分担金の関係で水道の口径別でどうかというような御提案かと私は理解させていただきますが、今現在愛西市の加入分担金等の考え方といたしましては、基本的には面積賦課、平米当たり幾らというような方向性を考えております。それで、なぜじゃあ水道の口径別云々といいますと、集落排水なんかの場合ですと水道のメーター1個について幾らもらおうというような考え方がございます。これは規模が小さいのと、それから田舎といいますか、ほとんどが農家世帯を中心ということで、小さな集落なので計算も簡単だがやというようなところから取り入れられているケースもあるわけですが、公共下水道におきましてはなぜ水道が向かないかと申しますと、まず1点目といたしまして、特に市街化が多くなりますと賃貸住宅等も多々ございます。賃貸住宅の場合ですと、大家さんによっては一つのメーターだけで、あとは自分でメーターをつくられてそれぞれの借家人からいただくとか、それから場合によってはすべての借家人にメーターをつけさせる、これはいろんなケースがあるわけですので、その辺で統

一性が非常に難しいと。非常に事務的な煩雑さが残るのではなかろうかという点。それからもう1点ですが、公共下水の場合、市街化区域ですと、今はうちがないけれども、わしはここに分家を建てたいとか、将来店舗をやりたいとか、いろんなケースが考えられまして、そうすると今はまだ更地であるが、将来的にはここに公共下水をつないでほしいというような申し出も多々ございます。そうすると、水道もないのに、じゃあ賦課をどうやってやるかという非常にそういった面、受益者負担をもらうについても根拠がなくなってくると。そういった点で、全国的にも水道口径でやられておるといのはほぼないに等しいというふうに理解しておりますので、よろしくお願ひします。

○24番（加藤敏彦君）

公共下水道の加入の分担金については、これは全面的に整備を終わった時点でもその考え方を変えないということですね。私はやっぱり上水道に対して下水道だから、水道を引く場合でも口径に応じて加入分担金がそれぞれ決定されておるので、それが非常に合理的だと思うし、借家についてはそれなりのまた料金体系を持っておるとお思いますので、そういう体系を今からやっていけばいいというふうに思うんですけども、宅地面積に応じての割っていくというのは、最後までその考え方でいくということですね。

○上下水道部長（若山富士夫君）

基本的に、整備がすべて終わっても面積賦課でいきたいという考えは持っております。

○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

6時を回るとおと思いますが、もう最後まで行きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第23号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

それでは次に、日程第24・議案第23号：平成20年度愛西市水道事業会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・日永貴章議員、どうぞ。

○4番（日永貴章君）

愛西市水道事業会計予算の議案質疑をさせていただきます。

予算書228ページ、一般会計の公益企業費の繰入金として20年度1,946万7,000円を本年度この水道事業会計に繰り入れを行っております。合併調整事項として、一定の期間、人件費相当の繰り入れを一般会計より行うというようなことが決められているとおと思いますが、今後の繰入金の見通しと対応について質問いたします。

○上下水道部長（若山富士夫君）

まず、水道の関係でございますが、合併協議会の内容の中では5年間を目途に一般会計から

の補助をいたしましょうと。それも順々に減らして、そして平成21年度末をもっておくというような調整がなされております。それで、平成22年度以降はゼロ円というふうに調整でなっております。

○4番（日永貴章君）

ありがとうございます。

平成22年度以降の対応というのはもう検討されているのでしょうか、わかれば教えてください。

○上下水道部長（若山富士夫君）

平成22年度以降でございますが、当然八開地区の水道料金の赤字補てんというか人件費相当ということでいただいておりますが、この補助がなくなりますと必然的に水道事業会計は赤字ということになりますので、赤字になれば何らかの方策をとらねばならないなあというふうに思っております。以上です。

○4番（日永貴章君）

何らかのところ、もし検討されていれば教えていただきたいですし、検討されてなければ今後どのような手順で検討されるのか、もし計画されていれば教えていただきたいと思いません。

○上下水道部長（若山富士夫君）

非常に難しい質問をいただいてちょっと悩むわけでございますが、基本的には水道、愛西市内一本化が望ましいわけございまして、現在愛西市の水道も地区的には旧佐織と八開ということで中身は2本立ての水道で動いております。それで、でき得ることでありましたならば、将来的には佐織地区・八開地区と言わずに、一つのまずは水道になるのが一番望ましいんじゃないかというふうには思っております。そうしますと、こんなことを言うとおしかりを受けるかもしれませんが、ちょっと佐織地区の方が八開地区の水道を助けてあげるという格好になるんじゃないかなあと。そうすれば、ある程度料金の統一化、また愛西市の水道も南部水道ということで市内に水道事業体が二つあるというのはいかにも不自然な形でございますので、将来的にはまたそこからもう一歩進んで南水との合併という方向に向かうのが一番理想ではないかなあというふうに考えております。そういう点で、途中途中に、ただ合併するについても途中施設、いろんな財産的な面がございますので、そこでどういうふうに調整を図っていくかが今後の課題ではございますが、その中身を見つつ将来の一本化に向けた方向で調整をしていくのが一番ベターではないかなあというふうに思っております。お答えになったかどうかわかりませんが、その程度で御勘弁願いたいです。

○議長（佐藤 勇君）

それでは次に、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

特別会計250ページに八開浄水場配水施設更新工事の予算が計上されておりますが、これは高圧受電盤という形で説明がされておると思いますが、施設の更新としてそれだけで終わるの

か、以前もっと大きな工事が必要のような話も出ておりましたが、この工事の内容について説明、またどのように受けとめていけばいいかお願いします。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

20年度予算で施設の更新ということで、浄水場の配電盤等について予算化をさせていただいております。それで、来年度については6,200万強というような予算で配電盤、受電盤、特に高圧受電盤を中心として更新事業を行わせていただきたいと。これはまず最初に、前にも申し上げましたように、耐用年数は30年を超えるというようなことで、通常は25年で更新しなければならないのが、完全に耐用年数以上に、メーカーに言わせると非常に大事に使っていただいております。ただ、保守・点検について責任は持てませんよというような一つ大きなおどしもかけられておるわけで、とにかく最低でもまずは必要最小限のやるべきものということで上げさせていただいております。次に、2期、3期ということで大きな金でございますので上げさせていただいておりますが、現在私どもとしてはとりあえず内部留保ということで地区の貯金等も若干ございますので、それも使いつつ何とか次の年ということで起債等も考えてやらなければならないというのは思っております。ただ、非常に資金的な面、いろんな面で苦しい面がございますので、とりあえずは単年度、来年度については上げさせていただいておりますが、次年度、その次の年についても何とか資金的な面を工面して直していかなければならないなあというふうに思っております。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

#### ○21番（永井千年君）

滞納のことについてちょっとお尋ねをしたいんですが、170件の約900万という数字を示されたと思うんですが、ちょっと心配になる給水停止も視野にみたいなニュアンスの発言がありましたので、特に給水停止という問題については、本当に避けるという方向でやっていただかないと大変な事態も生まれかねますので、現状、既に長期の10件ほどについて本当にそういうことを視野に考えてみえるのかどうか、ちょっとその辺の説明を1点していただきたいというのと、それからもう一つは、低所得者の減免の問題が非常に僕は必要になってきていると思うんですが、平均で1日1人8立米でしたか、何か数値が出ておって、それは平均の話ですので、高齢者のひとり暮らしだとか二人暮らしだとかの何かの方についてはもっとやっぱり少ないと思うんですよね。それで、基本料金が2ヵ月で八開が40立米、佐織が20立米でしたかね、これを真野議員も一般質問で前に言ったことがありますけれど、岩倉では2ヵ月で10立米というランクになっておりますので、当然20立米が10立米になれば半額になるだろうと思いますが、そういうことを一つ考慮にそろそろ入れる時期ではないかというふうに思いますし、それから低所得者の減免について、国民健康保険だとか保険料だとか医療費だとかについて減免制度があるわけですが、それと同じように低所得者減免制度と、その二つの方法があると思うんですね、低所得者に配慮するという点は。そういう点で、これはちょっと私、正式な話でまだ聞いてないんですけれども、名古屋市のようなところも低所得者の減免制度について今真剣に検討をし

ておって、次年度以降そういう制度の導入を図りたいというふうに検討されているというような話も聞いておるんですが、ぜひこの愛西市でも、とにかく水道をあまり使わない方の基本料金について低くすることを真剣に考えていただきたいなあというふうに思いますが、そういう考え方の検討というのはどうでしょうか。上下水道部長さん、長い経験の中で痛切に感じてみえると思いますが、最後にその点についての御意見を伺って終わりたいと思います。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

では、最後ということでお答えをさせていただきたいと思いますが、まず最初に滞納の関係に触れさせていただきますが、現実には10件以上の方が非常に長期にわたって滞納しています。それで、この準備についてですが、今事前準備ということで、とにかくまずは近隣もコンビニ収納とかいろんなできるだけ収納の範囲を広くしようということで、まずそういう点から始めたいなあと思っています。それでこれはなぜかといいますと、このコンビニ収納も含めてやっておいて、使用者に対して料金を納めるについてはこれだけ広範なシステムを持ってやりますよというところをまず構築しつつ、それでなおかつ納めていただけない場合にはどうかというふうに持っていきたいなあというふうで、これは社会的な事情がございますので、私が今給水停止をしたいというのは悪質な滞納ですね、こういった方については毅然と、幸い近隣の水道事業者も給水停止ということでやってみえますので、そういったノウハウ、どうしたらいいかということも実は勉強に職員を出かけさせていただいてやらせていただいておりますので、直ちにあしたからというわけにはいきませんが、ちょっとお時間をいただいて将来の給水停止の方向性で毅然と対応していきたいというふうに準備をいたしておるところでございます。

それから、2点目の基本の関係でございます。今ですと佐織と八開地区の水道でも基本水量の立米が10立米と20立米と、2ヵ月ですと20と40というところでもう違っております。そういった点もございまして、まずは水道事業者そのものの基本水量が幾らというところからも、先ほどの話じゃございませんが、統一ができたらなあというふうに思っております。そうすれば減免とかいろんな点でも市民に当然平等な扱いをせないけませんので、そういった点で考えさせていただきます。ありがとうございます。

それからもう1点は、低所得者の減免規定、前も真野議員の方からもこういった同様の御質問をいただいております。そのときにもお答えをさせていただいたと思っておりますが、いかんせんこの愛西市につきましては、水道事業者が現在、愛西市の南部地区は南部水道、北部については愛西市水道事業ということで、やはり市民等の減免についても地区によって扱いが違ってくるという点についてはまずいんではないかという点で、やはりちょっと水道でやらせていただくのは難しいと。それよりも福祉関係でそういった、例えば補てんは何とかしていただけたらどうかなあと。これは私の水道の方の勝手な意見かもしれませんが、そんなようなふうに考えておりますので、御容赦をお願いします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・請願第1号（質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第25・請願第1号：後期高齢者医療制度の実施中止を求める意見書の提出についての請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・委員会付託について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第26・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第1号から議案第23号、請願第1号、陳情第1号から陳情第4号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会並びに特別委員会に付託をいたします。

なお、各常任委員会等の付託の議案等は、本日配付をいたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月13日午前10時より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。長時間御苦労さんでした。

午後5時55分 散会